

て、一風一流を主張する事は、宗教の事とし。苟も學問上の事は、必ず衆論衆說の中より。人々の見識に任せて、道理の慥かなる物を撰ぶ事を覺悟せり。さるに依て、自然と學問の廣大重量なる事をも知り。人の智識を發達して、障礙せぬ者を云ふの信用は。一般社會に能く感染せり。是れ歐洲諸國の學者が社會の表面に立ちて。隱然勢力を有して、社會の進歩方向を指揮する所以なり。箇様に學問上の有様は活潑にして。云はゞ人々各々是非正邪を判斷するの特權を有し。古今内外をも、一腦髓に集めて。看破すと云ふ様な有様なれば。道德上の事も、此の學問につれて。人々各々其の徳とし道とする所を。道德とするの有様なるかと云ふに、然らず。尤も此の道德上の議論も、種々學問上に於て、是非を生ずる事なれども。概して云はゞ社會の習慣及び社會一般の進歩につれて、進退する事にて。畢竟道德なる者は、全社會の協有物にして。普通人間の有様より成り立ち、儒者流の道德、佛者流の道德、神道流の道德、西洋流の道德と云ふ様な有様なる。道德に直段付けも無き様に思はる。是等は、耶蘇教が古來より一般に行はれて。遂に斯かる慣習をなせし場合も有るべけれども。夫れは全體

中の一二に過ぎず、八九の勢力は、社會上の徳義と云ふ事が、最も一般の人民を制して。其の徳義を養成するに相違無し。此の國の爲とか、此の人の爲とか、人と生れては、斯く無くてはならぬと云ふ一心一念が。歐洲今日の道德を維持する基礎と知らる。進んで文化を慕ふの心より、あまり殘暴なる事は、嫌ふ氣味もあり。随分慾の深き人種ゆゑ、脊に腹は替へられぬ時は。他人を踏み倒す事も有るべし。其れは、例外の事と見るべし。

歐洲諸國に於て、德育上の事は、各國幾分の相違も有らん。されど、之は引き摺んで云へば。此の世界は、箇様な有様なる故。此の世界の人と生れ来る以上は、必ず箇様に心得無ければ。人間並の者と爲りて、此の世界に存在することは出来ぬものぞと。觀念せしむる様に教ふる事なり。社會一般の徳義が、其の儘一個人の徳義と爲り来る譯にて。必ずしも仁義道德とて、殊更に廣大無邊にも教へぬ事なり。斯くの如くなるに因り、苟も社會の表面に現出して、名利を計る徒は。殊更に仁義道德など名付けずとも。場所場合が、不道德を許さぬ故に。是非とも此の社會の徳義を利用して、名を立て志を行ふ事と爲る。家庭學校を

どにても、固より身を立つる事を、主として教ふるものなれば。汝の志を正しくせよ、汝の行を眞實にせよと、戒むべけれども。通途人間の行ふべき事として、教へもし、習ひもする事ならん。

我が日本の封建時代にも、儒者や佛者やが、殊更に德育を司ると云ふ程の事は無けれども。一般社會の、道德上の習慣も有りて。君に忠、親に孝、朋友に信などは固より。各々身分相應の、禮節も有りて。中には觀るべき事も多し。是れ社會の徳義が、おのづと社會の全體を成して。人を教育する有様なり。彼の歐洲今日の、道德上の趣も。此の封建時代の德育の様子を、手堅く仕組みたる者と見て、左程の間違は有るまじと思はる。右は學問と道德との關係を云ふなり。今は主として學問上の方向を一變するに付いての說なれば。德育上の事は茲にさし置くべし。

從來日本の學問は、佛教ばかりが、宗教の教へ方なるに非ず。儒者流も、盡く宗教の教へ方なり。朱子學者は、朱子を儒道の正眞となし。陽明學者は、陽明流を儒道の本家と爲し。其の外種々の家風を立て、子弟を是非其の流義に、教育する

事なり。是れもさしたる大害の、有ると云ふ程の事も無かるべけれども。今日余が主張する所の、東洋哲學の方向とは、反對なり。余が主張する所は、何處までも、宗教風の學問を廢して。學問風の學問を興したく思ふなり。學問風の學問とは、前にも云ふ如く、人々生れ付いて、佛にも、儒にも、諸子百家にもあらざる者なれば。總じて是等の學問を、人々の智徳を發達せしむる道具となし。博く教へ、博く學びて。自然と學者の智慧を發達せしめ、其の智慧の發達せしむるに、人々隨意に選みて、眞理を見る處に、見識を立てしむる様になしたく思ふなり。假令儒佛及び諸子百家の說の外に、一説を立てるも。之を學問上の事として、其の是非を正し。正邪を論定して。世界の學問を、世界總體より成立せる趣向を希ふのみ。

一口に邪說辯說として、之を忌むは。却て學問を大成し、後進を誘導するの規模に非ず。況や儒者が、佛法を攻撃するが如く。其の學問の、何たる事も知らず。己れの好惡の心を以て、惡口雜言するは。此の學問上より云へば、凡て論外の事なり。再は善言を聽いて拜すとなり、假令支那天竺西洋流でも。善は善なり、邪

は邪なり。平易の心を以て論明せざれば。學問の道とは云ひ難し。況して己が知らぬ事を邪推して是非すると云ふは。畢竟卑劣の事と云ふべし。併し余は是等の僻事をすき好む者に是非止めよと云ふには非ず。是等の僻事を快く思はぬ同志を以て。我國將來の爲に、學問の方向を一變し。後生を誤らざらん事を願ふのみ。

孔子は、孔子自分の見識あるべし。孟子は、孟子自分の見識あるべし。後世の是非を恐るゝ様なる、卑劣の事は有るまじと思はる。されば、後世の學者が種々に附會して。己が見識にて不都合の無きやうにと取りなす事も、入らぬ事なり。彼れは、彼れの見識通りに。横になるとも、堅になるとも、斜になるとも。彼れが立つべき位置に、立たせ置て可なり。假令孔孟が、不都合の場所に立つも。彼れがみづから選みし道なれば。彼れに於ては、満足の事なり。後世より、入らぬ世話をして。混沌に目鼻を付けるやうなる事は、却て不都合と云ふべし。今日學者の本分より云へば、彼れの長を取り、短を捨てゝ可なり。彼れの是に乗じ、非を排して可なり。後世の儒流は、大概は先づ己が見識を定め置て。其の見識に、孔子

も孟子も引き付けて、加擔せしむる事を圖る。表面は孔孟を尊信するとなし、其の實は己が學風の奴隸となすなり。宗教風の教ならば、是れも方便なれども。學問上にては、大いに不都合なる事なり。要するに、余が主張する所は。東洋哲學なり。佛學、儒學、諸子百家のみならず。印度、古來の外道の論説も、取り集めて。學問の地面とし。後世をして、眞實の道理を、研究發明するの仕組みを希ふなり。我が國の神道は、強ち學問上の判断を以て、是非すべき事に非ず。元來我が國の古史より、起りしものなれば。是れは程能く辯明して、神威の立つ様にして可なり。只獨り神道者流の爲に云へば。神道は日本の道なり、儒佛は外國の道なりと思ふは、窮屈の考へなり。儒佛の道とても、今日は日本の道なり。日本の教へなり。譬へば、血統の如し、假令他家他國の血が交りても、已に既に血質となりて、今日遺傳する以上は。之を分析して、純然たる太古の血質をのみ取り離して、生存する事は、出來ぬ事なり。況や種々の學問が混入して、一大學問が起るものなれば。人智の發達上より云ふも、太古無爲の道のみ限りては、今日の時態に適する事は、覺束なし。今假りに、日本を分析して。書籍は固より、言語、風俗、家屋、器

物衣服に至るまで。悉く支那朝鮮天竺より傳來せし物を取り除きて、純然たる日本の古風のみになしたれば、随分殺風景の事とならん。學問道德の事も、之比して覺悟すべし。且我が先王神儒佛三道を以て、國教を立て給ふ。儒佛の教により、我が神道もいよく尊ばれるなり。物は輔佐無くては、不朽に傳へ難し。維新以來神儒佛とも互に離反して、己見を振ひ。終には國家の一大事を打ち忘れて、我が先王不朽の製作をも踏倒し。西洋の各教を引き入れて、人民の歸向を錯亂し。我が先王の國土をして、宗教上の争場と變ぜしむるに至る。悲しむべき事なり。

佛教はみづから起り、みづから退く者にて。全世界中、因縁の在る所には。異風異俗の中に混じて、行はるゝ様に。初めより組み立てたるものなれば。さして大害無し。儒は佛を排すれども、佛より儒を排せし事は無し。道理の在る所、因縁の生ずる所は。一切事、一切物、悉く佛法なりと。始めより定見を立て、教へしものなれば。是等の定見は、學問の規律として。或は道の有る所も有らん。しかし宗教の事ゆゑ、今日各宗の教へ方は。余が謂はゆる學問上の趣とは、相違

すれども。是れは宗教風の本分として許すべし。神道も、日本の國土人民を。餘さず我が國神の加護の中に置く事を止め。一隅に割據してよきものとすれば、余は強ち是非を云はず。其の者流の爲す所に、打ち任せ置くべし。

以上の説は、東洋哲學と云ふ事に就て、今日の學問の方向を變ずるか。又は今日の學風は、學風となして。更に東洋哲學の一新面目を開くか。いづれにしても、今日の勢ひ、何とかすべき事なり。安坐して、區々の宗義字面を弄ぶ時に非ず。大方の君子、余が微衷を諒察せよ。

田加地價特
別修正法案 反對演說

此議案は今日政事上の大問題である。之に反對の意見を持つる余輩等は、實に至難の位置に立つ者にして、言はゞ憎まれ役と言はねばならぬ。國家の爲とは言へ、憎まれ役を勤むるは、誰も避け嫌ふが人情である。併し、悉く避け嫌ふて居ては、致し方がない。此等の事情、此等の道理が、遂に余輩をして、此憎まれ役をみづから任ずるに至らしめたと言はねばならぬ。

又此議案は、或は政府が咄嗟に提出したり、或は衆議院が咄嗟の間に議決したと言ふやうな形跡上に於ては、頗る輕々に經過して居る様に思はる。併し此問題は國家上の大問題である。しかして今日政府の政略問題である。それは政府のみづから明言する所である。實に或る一方の負擔を減して、更に或る一方に重税を賦加すると云ふは、國家經濟上の大變動と言はねばならぬ。此變動を起す目論見が、則ち政略である。されば斯くの如き政略が、國家の事實に相應すれば、以て國家を救ふに足る。之に反すれば、國家を誤まる。故に此議案は、單に法

律問題ではない、實に至重の國事問題である。さて此大問題の取捨は、今日一に貴族院の取捨如何にある。政府之を提出し、衆議院之を賛成す、天下の多數も之を希望す。故に余輩が、之に反對するには、政府及び衆議院の斯かる議案を提出し、賛成する所以の原因を、説明論駁せねばならぬ。其原因とは何である、即ち天下多數の地主の感情希望より生ずるとは、明白である。故に此天下多數の地主の感情希望の不當なる所以にまで、論駁せねばならぬ。

かく言へど、余は絶對的に反對するにあらず。實に今日の國勢上より、最も反對を主張する者である。されば先づ國勢上より、論定して、本問題に入り、其反對の理由を分明にせんと欲す。

政府が此法律を提出せし目的を、最も平易に、正常に考察するに、從來民間に構結し、動もすれば國家の經濟上に、必要なる政務の進行を妨障して、彼れ此れ纏綿して、種々の紛雜を生ずる所の事情を、一時に排除せんと欲するに外ならず。

此手段は、一應は道理ある處分、即ち政府たる者の當然の活手段の様に考へらるゝ。併し、熟々我國家の形勢上、事實上より觀察する時は、此手段は甚しき失計、甚

しき誤謬である。將來に向て、我國家の希望を塞ぎ、我國家の意思を惑亂して、遂には我國家をして、衰亡の境まで擠し入るゝ者は、實に此の政府の活手段である。今此活手段の生ずる原因に向て、之が解釋を與へ、而して此失計誤謬を救はなければならぬ。是れ則ち此の案に反對する所以の理由である。其理由を三段に分ちて説明せん。

第一は、現今我國家の形勢。

第二は、地價修正は、只少數の地主に利益を與へて、一般農民に對しては、將來却て大害を與ふる理由。

第三は、地主の希望意思を杜絶せざれば、國家當然の希望意思を發揮して、國政を其希望意思に伴はしむると能はざる理由。

抑も今の時は如何なる時である。我國家の形勢は、如何なる有様である。苟も國民たる者は、區々自己の利益にのみ熱中して、東奔西走、國務を躑躅す可き時ではない。看よ、地球の全面は、一大修羅場では無きか。十六億の人類が、各々境を越え、區域を乗出し、打混じて生存競争せる一大修羅場では無きか。此生存競争

は、決して個人的競争では無い、悉く國家的競争である。語を易へて言はゞ地球上に、國を作して存在せる人間が、各々其國家的の組織をなし、強力の機關を具へて、而して満分の勢力を、此世界に押し張り、各々彼等が國民を放て、縦横無盡に競争せしむ。甚しく言はゞ、強奪せしむる有様である。而して、時機に投ずれば、之れに繼ぐに戰艦銃砲、忽ち他の國家を覆滅して、其人民の生存を奪却す。是が現今世界の有様である。地球上人類の唯一の所作である。さて此有様は、一朝一夕の由來ではない、此所作は、偶然の出來事ではない。暫時、御互に目を閉ぢ耳を塞で、知らぬ顔をして居ても、遁れ得らるゝ事柄ではない。余が斯く言ふ事實は、事實相違と言ふ人は、凡そ此世界中に一人もあるまい。若し有れば、それを人生の幸福である。

我國家の形勢は、正しく此の形勢中、尤も其燒點に位置を据ゑて、此修羅場裡に、全體を投入し、彼と競争角逐せざれば、遁るゝとの出來ぬと云ふとは、我國民一般に、黙諾して居る。即ち覺悟して居る。然るに、此時に臨んで、奮て此國家の勢力を増長し、威力ある國家を経営するに、熱心着手せずして、却て國家の委靡不振を招

く手段をなすは、奇怪千萬と云はねばならぬ。
 諸君、我國の形勢は斯の如し、決して免るゝとは出来ぬ。最早東洋の絶海を恃んで、桃源の風物を食るとは出来ぬ。今や此國家の全體を競争場裡に投入したる以上は、我々日本男兒の辛苦經營すべきは、國家の勢力を増長し、増進するの外、決して他念あるべからず。一言に言へば、此目的の爲には、一切を擧げて犠牲にするは、即ち一切を救ふ所以である。若し種々の事情、種々の利害是非の爲に、彼れを救ひ、此れにも満足を得せしめんと欲する時は、却て國家全體の萎靡不振を來し、遂に危亡の境に陥ると、丁度下手醫者の姑息療治で、人命を斃すに同じ。即ち本案の如きも、人命を斃すの一手段であると考へらる。斯く論じ來ると、或る國家觀念に遲鈍の者は、必ず言はん、此説は、國家の爲には、個人の生産をも奪ふて、遂に飢餓に至るも顧みず、不仁の甚しきである。個人有りてこそ、國家もある、個人か満足してこそ、國家も満足すと。箇様に、個人を土臺にして、種々理窟を造り出す。此れも或る場合、或る關係から言へば、尤もなる時もある。併し、個人と云ふ義理は、一己と云ふ義理、一私人と云ふ義理には却て遠く、人々又は人類と云ふ義

理に近く、親しくある。此理窟は別問題として、兎も角世界の事實が、世界を支配するには相違ない、國家の事實が國家を支配するに相違ない。併し只一國家の事實を以て、世界を支配するとは、決して出来ぬ。又國民の或る種類の事實を以て、國家を支配することは、決して出来ぬ。なほ夫れも、國民多數か生産を失し、又は將來にその禍害となることならば、勿論此國家の事實として、避くべきは當然である。果して此の地價修正の問題は、斯る事實の存在するや否やは、即ち地價修正の本問題に進んで、論じなければならぬ。
 抑も、此問題は余が従來國家の一問題として、頗る考究せし問題である。決して一朝一夕の談に非ず。故に早晩機會も有らば、聊か意見を吐露して、諸君の考慮を煩し、又一方では、政府當局者の参考にも致し、又他の一方では、滿天下識者の反省をも、密かに希望致してありし。處が丁度此法律案が、好機會を與へて、宿論を吐露せしむるは、誠に余の喜び進んで、此問題を議する所以である。決して好んで輿論に反し、又妄りに政府の提出案を駁するのではない。
 余は、此案を議するに當り、所謂る地主の不正當なる希望が、此不正當なる法律案

を生ずる重なる原因と認めてある。故に其不正當なる所以を論じて、此案に反對する所の主意を明にせねばならぬ。此地主の不正當なる希望とは何ぞ。滿天下の地主の希望とは、地租を軽減して、従前より多くの所得を、己れに收めんと欲するの希望を指して言ふのである。余の説を非難する者は、必ず言はん。此特別地價修正は、所謂る地價の不平均を均一にし、天下の土地所有者をして、成るべく地租を平等に負擔せしむるの目的である。決して減税等の目的希望より生ぜし者ではないと。此論者は、他の口實を事實として、説を立つる者である。眞實の事實を攔ぎ、他の言句に付き廻りて、是非を言はゞ、國事は言句なり、言句は國事なりと言はねばならぬ。併しながら、此或者の口實は、政府も之に誤まらるゝである、衆議院も之に誤まらるゝである、天下多數の人が此不道理なる口實に、往々誤まらるゝである。故に余は先づ此口實の、最も不正當なる所以を、論明せねばならぬ。

此議案は、全く、地價の不平均を均一にし、天下の土地を所有する者の負擔を、平等ならしむる者で、決して減租の目的より生ぜし者に非らずと言はゞ、實に天下復た斯る不正の議案なしと言はねばならぬ。何となれば、地價の均一ならざるは、只に均一ならざるに非ず、全く、土地其物に均一ならざる所以の關係と、その歴史とがあるのである。又其均一ならざる土地を、所有せる各々の地主に、其均一ならざる土地を、所有せし所以の歴史がある。此關係と歴史とを、一々に講究すれば、決して此不平均を以て、國家に訴ふるの理由なきことは、判然するである。されば若し、余をして、此問題を一句に判決せしむれば、是れ地價の均一ならざるに非ず、全く、彼此人民の財産の均一ならざるなりと言はんのみ。

今若し、各々の其財産たる所の地價其物の不平均を、其物の關係歴史を捨て、之を國家に訴へて曰く、「天下の土地田畑は、天下の通有である、一國一政府の支配する所にして、其地價租税の均一ならざるは、一國人民の負擔にして、偏重偏輕あるなり」と。此言は、恰も我田畑は瘠地なり、彼れが田畑は沃地なり、國家は宜しく之れを均一にすへしと言ふに異ならず。又恰も我田畑は、一段百圓に、我れ之を買ふ、彼れの田畑は、一段五十圓に、彼れ之を買ふ、國家は宜しく之をして均一ならしむべし、是れ國家當然の所置なりと云ふに異ならず。而して今、天下の地主た

る者は、悉く此不正當の理由を理由として、國家に訴へて止まず、實に奇怪至極である。

今若し、土地其物の關係歴史と、其土地を所有せし地主の歴史を捨て、斯る理窟を國家に訴ふる時は、此理窟は、斯く歸着せねばならぬ。凡そ土地田畑は、天下の通有なり、彼れ此れ不平均あるべからず。一國一政府の支配する所故に、日本の土地田畑は、日本人民に、均一に所有せしむべし。又、其土地より生ずる所の利益をして、各人民に均一に所得せしむるが爲に、土地の好惡に應じ、上中下等の品價を定め、其租税を高低して、其所得の均一を保つべしと。斯く論ずれば、論法に叶ひ、此理窟も、一理窟として聞く事が出来る。されど、此地價修正を希望する地主と雖も、みづから其所有を捨て、斯る理窟を主張するに非ざるとは、分明である。畢竟租税の輕減を求め、其所有田畑の利益を、従前より多く得んと欲するに外ならず。此人情は、滿天下の地主たる者の、唯一の希望である。故に余は、只其希望其物に向て、論駁を試みるのである。

一體地方に居住してある所の金持も、貧困人も、悉く百姓と云ふは、則ち農民と云

ふは、全く封建時代の遺風である。彼の封建時代に、士農工商と、國民の種類を四つに分ちし時の遺風である。今日の事實實際より見れば、彼の百姓農民と稱する者も、一概に農民とは言はれぬ。其實種々に生活の有様を異にし、利害もちのづから同じくない。今茲に之を大別して、一に地主、二に自作人、三に小作人の三となす。

此中、第一の地主は、決して農民ではない。地方の金持である。田畑を所有すれば、必ず百姓と云ふことは、今日の制度からも、事實からも、當らぬ事である。余も聊か田地を所有すれど、決して農業者にはあらず。農民にあらず。故にみづから耕作する者のみを、眞の農業者と言はねばならぬ。此區別は、最も諸君の記憶を願ふ所である。此地主の田地を所有するは、丁度會社の株主が、株を所有すると同じ道理である。公債證書を所持するも同じことである。畢竟これは、地方の財産家、即ち利足にて生計を立つる者である。此地方の金持が、全國中に、大凡五十萬人もあるべし。併し此中には、自作者もある。されど自作の餘りは、必ず下作人に貸すものである。地租十五圓以上を納むる者は、當り前農家の二軒分三

軒分をも所有する者である。故にこれ等の財産家は、一面には地主、一面には自作人である。元來今日の如く、下作を使ふて、生活が出来又人の土地を下作して、生活が出来る以上は、此地價問題は、地主と下作人と兩様に區分して、地價の高低を論ずるか正當であると考へる。何となれば、みづからの田地をみづから耕す者は、即ち地主の所得と、下作の所得と、兩方の所得を、一人して收むる故に、地方の困窮、又は地租が高い杯と云ふ議論は、不通用の論である。決して苦情の起る理由はない。

現今全國中に於て、土地の利益にて生活する者、少くとも七百萬軒はあるべし、地主下作人口にて計れば、殆ど三千萬に及ぶべし。これ等は、兎に角田畑の利益にて生活する者である。眞に我國は、農業國と言ふべきである。然るに此大多數の中に、僅々たる五六十萬人が、此耕作地の大部分を占有して、而して眞の百姓から、過重の税を取り立てるとは、事實相違ない。余が五六十万と云ふは、願ふに、全國中にて、地主と稱する者に、地租十五圓以上を納むる者までをも算入して、僅々五十萬を超えず。隨分の貧國である。地租五圓以上を納むる者は、百五十萬、地租十

圓以上を納むる者は、八十萬。さすれば、前の地主と認むる五十萬を差引く時は、残り凡そ百萬、此百萬を自作人と認て可ならん。さて惣高七百萬軒より、百五十萬を差引くと、五百五十萬軒、即ち二千三百萬人は、下作と認めて、大概相違ない。此大多數の小農、即ち眞の耕作者は、如何なる状態に生存してあるか。此多數の下作人は、無論困窮に相違ない。併しながら、土泥を食ひ、木葉を着ても居らぬ。畢竟前に陳べたる所の五六十萬の地主の下作をして、最も高き作料を出し、其餘りて生活する者である。乃ち此多數の者の有様は、實に地方の困難の實地である。即ち實物である。元來地價修正、又は地租輕減等の説は、悉く地方農民の困窮を口實として生ずると雖も、地面もなき貧乏の者の爲には、地租を悉く除きても、決して利益する筈はない。彼等も同じ國民である、併し、地面の無い爲に、困窮を訴へるとが出来ぬのである。一體此地方の困窮を救ふは、地價修正とか、地租輕減とか云ふことにては、出来ぬ。外に何とかよき方を見出さねばならぬ。然るに一方にては、幸に地面を所持し、小作米をも取り、其上に困窮を申立て、彼れ是れ言ふは、奇怪至極と言はねばならぬ。夫れ程までに、地所を所有するのが迷惑

ならば、地所の無き小作者に、悉く差し遣したらばよからん。さすれば、此多數の小民は、有り難がりて、決して地價の高下を言はぬは、余が證明する處である。地所が有ればこそ、彼是れ苦情を唱へる、無き者の困窮はいかゞするか。今試に地主が、下作人より幾らの割合に、作料を取り立て居るかを、あらまし算當するに、下の如くなる。

大概一反歩に、平均三俵と見積り、此地價高く平均しても、七十五圓まである。此一俵を二圓五十錢とすると、三俵で七圓五十錢となる。即ち一反歩の地價に對して、百分の十の地税を納るゝに當る。随分過重の租税である。斯かる高き税を拂ても、此力耕者即ち眞の農民は、不時の災難さへ無ければ、飢餓するに至らぬ。先づ簡様な勘定に當る。今日天下一般に、地方の困難、地方の困難と唱へ立つるは、全く其事實なきに非らず。其實際の困難は、前に言ふ大多數の力耕者即ち小農の有様である。之を救ふには、地主が下作料を減ずるの外は、致方がない。地主が今少し自己の利益を減じて、下作を寛にすると、此の困窮の度は、幾分か減ずるに相違ない。斯く言ふと、地主の一部から、必ず議論がある。國税も拂ひ、地

方税も拂ひ杯すると、差引き勘定、漸く四分か五分位の利足にほか當らぬと。夫れは實際かも知らぬ。或は實際ならん。併し是れは、大概實價上より算當する説である。實價より言はゞ、金融の悪るとき時は、七分八分に當る賣買の地方もある、決して一概には言れぬ。何れにしても、此實價の割合論は、別問題である、假令無税になりても、此割合は同じ事である。

抑も、今日の人々が、地所を一般の所有物同様に思ふは、大なる了簡違ひである。決して地所は國民の私有物ではない。全く國家の公有物である。國家に屬したる者である。故に地所を持って迷惑ならば、速に國家に返したらよい。決して迷惑するには及ばない。斯く言へば、頗る危激に亘る論法の様には思はるれど、是れ實に正當の理由である。元來土地は、國家に屬して、國家かみづから耕作する所の人民に附與して、生活を遂げしむる大切の大寶である。即ち國家の大寶は、此外にはない。今日は法律上、所有權と云ふ理に片付けて、一般の所有物と同様に取扱はるゝは、止むを得ない所置と云ふ可きである。さりながら、只の所有品なれば、打潰すとも、火水に投ずるとも、又外國人に賣渡すとも、先づは勝手である。

たとひ一億萬圓の財産でも、蔵に片付けて置けば、租税も出すに及ばぬ。然るに、田畑地所は、決して此途轍には行かぬ。我所有なりとて、耕作もせず、打捨て置ても、やはり租税は徴收せらるゝ。若し租税も出さず、打捨て置けば、國家は國家の權力として、取り揚げるに相違ない。斯く言へば、今の法律家は、法律さへ立つれば、何物も此途轍になると言ふならんが。夫は物の性質を分別せざる暴論と云ふべきである。

こゝで此論を、猶一步進めて、彼地主の蒙昧を啓き、其希望を杜絶すべき必要がある。抑も此滿天下の土地は國家に屬し、國家が此國民を保育生養する處の唯一の寶である。決して一私人に屬すべき理由の者ではない。看よ、天地に生ずる者、土地に依らざれば住することは出来ぬ。飲食衣服も、天から降り下る者にあらず、皆此人間の勞力にて生産するが、其勞力も、土地かなくては出来ぬ。又、土地に依らざる勞力は、一物も取り收むることは出来ぬ。されば國家が、此大多數の人民、しかも死する者は死に去り、生れ來る者は倍增して生れ來る、之を保育生養するに、土地なくて如何にかする。故に中古王政開明の時は、口分田の法があり。

又支那の古昔には、井田の法がある。畢竟する所は、國家が國民を養ふ所以の者にして、決して一個人の專有物、私有物に非ざるとは、明白の道理である。此道理、此歴史から言へば、地主抔と云ふは、無論兼併の弊より生じたる者である。其弊の極は、遂に、一人にして、數十町の田畑を占有し、以て眞の力耕者を驅使するに至るは、誠に悲むべき限りである。唐の柳宗元が、封建は勢なり、聖人の意に非ずと言ひしが、余は亦言はん、兼併は勢なり、決して聖人の意に非ずと。

余が斯く論ずるも、敢て天下の地主を惡むにもあらず、又敢て口分田、井田の法を、今日に行ふ意見にもあらず。只兼併の増長して、農民は土地を離れ、土地を所有する者は、農民に非ずと云ふ、此事實の甚しくならぬことを希望するのである。嘗て、竊に考へ付たところがあるが、是も容易に行はるゝ場合には至るまいと思ふ。試に其方法の大略を言はゞ、全然此議案の正反對である。其大略は、今日行はるゝ所得税法の如く、階級を定めて、例へば、田地五反歩以上を所有する者には、反別に付て幾千と、大凡一戸にて力作し能ふ反別を定めて、其以上は漸々税格を増し、四五町以上に至れば、保ち能はぬ様に、法律を立つると、最も妙と考へる。

扱、此特別地價修正の法律案は、余が前に陳る事實に照して、特に反對を主張せざるとを得ない。何となれば、地價修正と云ひ、地租輕減と云ふも、畢竟田畑地所の公租を減じ、地面持即ち地主の所得利益を増加する者である故に、此結果は彼の困窮ならざる者を利して、事實困窮せる多數の下作人には、却て半文の利益も及ばぬ。加之、此結果は、彌々加々兼併の勢を増長する事となる。兼併の勢を援け、天下多數の農民をして、將來加々貧困に陥らしむる結果となる。其故は、前に言ふ所の百萬の自作人に付て言ふも、此自作の百萬人の、地價四百圓平均の地租を十圓收むる者として、之れに三厘を減ずれば、一圓二十錢となる。地方の自作人にして、地租十圓を納むる者は、随分上等であるが、此者に、一家一年の生計上に、壹圓二拾錢の有餘が生じて、決して此一家が更に有福になる見込はない。しかし、地價四千圓持つ者は十二圓、地價四萬圓持つ者は百二十圓と、段々大地主となる程、莫大の有餘を生じて、此有餘が、やがて兼併の勢力となり、早損水害、又は不時の不幸が、小農の家に生ずる度ごとに、漸く兼併せらるゝは、火を見るよりも明なることである。

抑も、徳川覇府の時代に在ては、彼の口分田、井田の法の如き、田地を平均するの法令はなけれども、各諸侯の國々にて、成る可く此兼併の弊を防ぐ事に注意せしのみならず、是に對しては、種々の掟もありし。然るに、勢防ぎ能はずして、遂に今日の如き兼併の有様を馴致してあるのである。況や現今の政體法度は、一國內の人民をして、所謂の優勝劣敗に打任せ置く有様であるから、今後は、一層此害を甚しく見るに相違ない、其上に斯る改正を行ふて、富めるに續ぐは、丁度薪を投じて火を救ふと一般である。實に、國家を保つ者、一視同仁に、國民を視る者の、爲すに堪へざる所である。

又茲に、土地田面に付ては、尤も注意せねばならぬ一件がある。それは、田地と人口との比例である、即ち、耕作人の割合に多き地方と、割合に寡き地方とは、其地所の實價は無論、小作米の多寡にも關係がある。人口の多き地方は、小作人が地面の割合より多き故、相競つて小作をなす故、地主に權力ありて、不納等の煩がない。箇様の處は、愈々地所が貴くなる。即ち、地所が其儘祿となる故、兼併の勢も熾んである。此一件は、尤も考へなければならぬ。今、我國人民の増加は、莫大にして

維新已來二十五年間に、六百萬人の増加である。此増加を、土地に比例すると、丁度九州に現今住居する人民の數程である。故に、二十五年間には、九州程の土地が別に出来なくてはならぬ。左もなければ、此の増加の人民を養ふことが出来ぬ。所が、容易に九州程の土地は得られぬ。同じく従前の通り、限りある土地の中に、増加しつゝありて、段々下作人が蕃殖するのみである。故に今日、下作に不自由の所も、今後十年も過ぎると、一層土地が無くて、困る有様となるに相違ない。畢竟下作小作の競争で、段々地主に權力が付き、地面が貴重せらるゝは、實に明白な事實である。今日の勢で、人口が増加すれば、二十年三十年の後は、小作人は、今より一倍にもなり、地所は段々兼併せられて、地方の有様は、非常の困難の場合に立ち到らうと思はるゝ。人が多ければ、人は愈々卑し、地所が寡ければ、地所は愈々貴し。國家に有限なる土地を占有して、斯る勢に向ふは、實に地主たる者の幸にして、一般人民の上から言はゞ、大不幸と言はねばならぬ。故に余は繰返して言ふ、地所を持って困窮ならば、地所の無き者に分ち與ふべし、彼等は喜んで、今日より一倍の公租をも納むるは、余の斷言する所である。兎にも角にも、地主か地所

を占有して、田地も割合が悪い、利益が少ない、百姓は困る杯と云ふは、奇怪至極である。其様に困る地面を所持するには及ばない。國家の上から見れば、乞食も、非人も、人足も、車夫も、農民も、地主も、士族も、一視同仁である。困るからとて、一々救助する次第にも至らぬ。況や困らぬものが、困るゝと苦情を鳴らして、租税を軽減する事計り希望するとは、以ての外のことである。將來四五十年も経過すると、我國民の物數は、六千萬人位に必ず及ぶ。此の生るゝ人民が、生れながら資本を持ち來るに非ず、生れながら土地を所有し來るに非ず、悉く丸の裸躰で生れ來るに相違ないが、此者共に、生産を授くる用意は、國家の任務として、爲すべき筈である。此經濟は、國民の中にて、地主杯が主として、負擔すべきである。否、國家は、此國土より生ずる利益の一部を以て、此經濟を立つるが當然である。地主が負擔するに非ず、土地が負擔して居る筈である。今日、日本國の酒吞が、酒代の外に、酒吞免許税を、殆ど一千六百萬圓から、國家に納めて居る。酒吞が免許税を、一千六百萬圓も出す力が有るに、日本國を横領して居る惣地主が、三千八百萬餘の税が拂へぬ、堪へぬ杯とは、頗る奇怪である。釣合の合はぬ話と言はねばなら

ぬ。之を要するに、地價修正は、只少數の地主に利益を與へて、一般の農民に對しては、將來却て大害を與ふる事となる。

前に陳ぶる所の意見は、決して余の名論卓説ではない。今日普通の智識有る者は、此位の是非得失は、大概承知である。況や政府には、頗る經濟家も居らるゝ故、疾くは是等の實情は、承知に相違ない。又衆議院にも、才學兼備の人達が、三百人も有るから、無論氣の付かぬ道理はない。然るに、政府から此様の議案を提出され、又衆議院にても、大多數で可決し、其上猶も五厘減とか三厘減とか云ふ議案を提出して顧ざるは、頗る奇怪至極の事と言はねばならぬ。併し、是は、此普通の事實の外に、特別の事情がある。此事情は、當院に於ては、尤も注意すべき事件であると考へる。其特別の事情とは何である。即ち、一口に言へば、衆議院は、全く地主一類を代表した者である。地主會議と云ふて然る可きである。又輿論々々と説き立て、民権とか民黨とか喋々するも、悉く此少數の地主の希望意思が、暗々裡に動くのである。是れ實に、現在の實事である。抑も、政府のみて獨行するとはならぬ、議院を相手に國事を行ふは、立憲政治の實際である。故に議院有り

て、立憲政治と云ふことが行はる。其議院の中の、最も經濟に重きを置く衆議院の成立、即ち撰舉被撰舉の兩權は、悉く地主の特權と云ふても然るべきである。今日の撰舉權は、人間の權利ではなく、土地の權利、土地所有の權利と云ふも然るべき有様である。是れが所謂特別の事情である。故に、天下の公論も、此種の者の爲の公論、國家の是非利害も、全く此種の人のは是非利害の外はない。即ち立憲政治の面倒なるは、政事家と地主との押し合と云ふて然るべきである。其他の人間は、有れども無きが如し。斯かる事實故、さすがの賢明な衆議院も、此種の人々の意思希望を奉ぜねばならぬ。政府も亦、此種の人を程善くせぬと、政事も出来ぬ。是れが、此法案の提出され、賛成され、又天下悉く一大美事の様に言ひ囃す所以である。誠に困つた事情と言はねばならぬ。

余も曾て地方を遊説せしことあり。國家全體の意見を説けば、勿論聞く人はある。併し、地方の人としては、必ず地租輕減の議論が出る、若し輕減に不同意の意を示すと、御説御尤と、敬して遠ざける有様である。總じて、地方の感情では、地租と云ふ者は、封建の時壓制して、無理に取揚げられた者の様に思ふ者が多い。又

地面持は、自身等か租税と云ふ者を出金して、國を立て、置くが如く思ふもある。總て土地に租税が附隨して居ると云ふとは天下の多數か、合點が出来ぬのである。此等が、民権とか、民黨とか云ふ、極めて簡短の文字が、今日盛大の勢力を生ずる原因である。余が前に述ぶる地主の位置、及び土地の性質を聞く人は、少しは顧るべきである。土地は、國家に屬し、國家の公有である、と云ふ道理を、土地を離れ、所謂個人となりて考へたらば、其土地に租税と云ふ者が有るも、承知が出来ぬ。又租税が有ても、所持する者は、國民中の幸福者と云ふとも知れる。夫れのみならず、國家の經濟を謹まざれば、將來に彼の貧民の爲めに、却て禍を生じて、國家と俱に衰亡するに至るとも知れる。顧ふに、地主中にも、此位の道理は、疾く承知して居る人も有るに相違ない。只未だ主として此道理を説破する者のなきは、嘆息の至りである。之を要するに、今日の立憲政治と云ふ實勢は、全く士族政治が潰れて、百姓政治、即ち地主政治に革命した有様と云ふべきである。併し、此立言は、此國家を動かす所の實勢から云ふのである。茲に今一つ注意すべき事情がある。抑も、我國の人口は四千萬、之を戸數にして

一千萬ある。然るに、所謂大地主小地主を合せても、五六十萬に過ぎぬ。此外に、自作者か百萬もあらん。之を四千萬一千萬戸に比する時は、少數と言はねばならぬ。此少數の者に、今日國家の實勢を支配せられてある。これは、無論選舉權に原因するに相違なけれども、所謂小作人たる小農も、彼の有力者の棄て、顧ざる惡田瘠地を、少々づゝ所持してある。故に地所の事と云へば、彼等も大體の得失如何に係らず、無論同感である。彼の町村の富豪が眞先に立ち、租税を減ずること、に心配すると言へば、皆々相慶して一味するは、當然のとてある。此感情、此事情が、おのづから例の地主の勢力と成りて、今日の形勢に立ち至る。遂に國家全體の利害、國家將來の得失を、考慮すべき智者、能者、賢達の人をも、駢て、今日此有様に陥らしむる者である。即ち國家當然の行務をも、廢退して、將來生民の爲に、却て大害を來すべき事柄に、從事せしむるに至る。抑も、國家の行事は、國家の希望意思に伴ふべき筈である。之を齟して言へば、國家に國家の希望意思がなければ、國事はない。國家に國家の意思希望がなければ、其國事は、彼の種々感情利害の同じからざる人民か、其種々の感情利害を争ふ

て、自己の利益を圖るに過ぎぬ。箇様の有様に立ち至れば、已に其國家は滅亡して有る。試に諸君に問はん、即今我國家の希望意思是、果して如何。果して斯る地主の希望を希望として、之を擴張充實して、満足し得るか。又斯る希望を、我國の希望とし、原動力として、世界の生存競争の真正中に乗り出して、將來に我生民の幸福を維持すべき目的が有るか。余は斷じて言はん、決して能はずと。現政府は、立派なる施政の方針を發表せられてある。其文章上の事は、彼れ此れ言ふには及ばぬ。只其實行如何を見るが大切である。其實行の第一着は、此法律問題である。政府已に斯の如し、衆議院已に斯の如し、天下滔々斯の如し。則ち我貴族院も、地主に黨して、國家の利害を顧ざるに至らば、國事も絶望の限りである。併しなから、三百萬圓位で、此地主の希望を買ひ潰して、眞實に國家の希望を發達することか出来るなれば、此議案も、亦大に顧るべき價值がある。併し、之は誰も證人に立つ人はあるまい。諸君は、悉く國家の脊骨である、國家の元老である、又國家の先輩であるが、乃ち我國家の一大希望は、嘉永安政、即ち徳川覇府の時代より生れ來り、動き來りしとは、

悉く記憶せらるゝに相違ない。彼の徳川覇府は、此國家の一大希望を満たし能はずして、大政を返上せしに非ざるか。又三百の諸侯は、此國家の一大希望を希望として、其封土を奉還せしに非ざるか。又全國四十有餘萬家、即ち二百萬人以上の士族は、甘んじて其貴族たるの特權を去り、其死生淪へざる所の主従の分義をも、捨てしに非ざるか。皆是れ、此國家の一大希望の爲に、情義を忍び、利益名譽を擲ちしに非ざるはなし。實に我國家の希望は、斯る大事業を運轉し來り、斯る大變遷を経過し來り、斯る有力の國民、威光ある種族をして、徹頭徹尾服従し來りて、正に大に發せんと欲するの今日に臨んで、一頓に挫折したと云はねばならぬ。我國家の希望意思是、其始め斯の如く、其終り遂に斯の如し。然らば、此一大希望意思是、全く消滅せしか。其始め外國の侮辱を慨き、國權の不振を悲み、皇國の安危存亡を以て、人々みづから任したる意氣は、決して雲散霧消すべき道理はない。若し雲散霧消と言はゞ、上に云へる士以上の義心は、義に立たず、恰も時勢と云ふ天災に因て、利益榮譽を一朝に失ひしに異ならず。天下豈に斯かる奇怪千萬のと有るべき筈はない。堂々たる四十有餘萬、即ち今日の撰擧權を有する國民と、

殆ど其數を同うしてある者が、義理もなく、希望もなく、斯る利益榮譽に關する時件に甘んじて服従する所以はない。是れ即ち我國家の希望の至大なるを知るべきである。斯く至大なる力ある希望は、實に我國家の危険より生じ、我國家の安危存亡に係かる一大事の目前に横たはりしより起りしは、必ず諸君の證明せらるゝ所の者である。而して目前の大事は、彌々接近して、今日は焦眉の急となり、唇は已に亡びて、齒にまで及んで居る。

諸君は無論の事、此國家の希望意思是、彼れ賢明なる政府及び衆議院議員も、忘失せしに非ざる事は、余は明に證明を致す。只彼等は、所謂地主の感情勢力に制せられて、且く其渦中に運動して、脱出し能はぬ者である。故に余は切に希望す、我貴族院は、一頭地を出て、此國家の希望を希望として、任せられんことを。只此希望を希望とするのみならず、彼の一部地主の希望の如き、國民各箇の希望を杜絶して、彼等をして、國家の希望に同心せしむるの働をせねばならぬと思ふ。過去を顧るべし、此國家の希望には、其始め、幕府も聊か不同意であつた所が、遂には幕府も同意した。諸侯も遂に同意し、士族も遂に同意し、進んで此希望を達す

る今日に臨んで、所謂地主が同意せぬのである。此地主を同意せしむる時は、十の七八は、希望を達することを得る。此地主をして、同意せしむるには、彼等か一部の希望を杜絶して、而して此國家の一大希望を、彼等の腹心に推し入るゝことが肝要である。

然るに、彼等地主は、大概田舎に居住する人々故、世界の事實にも疎いに相違ない。又人民と云ふことは、百姓のこと、其百姓も、土地を所有せし者のこと、云ふ様な偏僻な觀念が有る。此觀念を翻して、國家の希望に同意せしむるには、只彼等の希望を杜絶する計ではない。彼等の心胸を開拓せねばならぬ。

兎も角も、彼等の撰擧權は、彼等の所有せる田地の利益を保護する權力に非ざることを、覺悟せしめて、國家の希望に同心せしめば、實に彼等は有力の國民として、第二の士族として、國家の尊敬を受くべき種族に相違ない。此有力なる種族をして、國事に任せしむるには、彼等か進んで、現在に所得ある利益の一部をも出して、國用に供するの氣概を養はしむるに在るのみ。何ぞ況や、此國家の希望に反して、彼れ地主一般の感情を助け長ずる策を取るは、決して國家の長計ではない。

是れ余か此法案を斷然否決することを、諸君に希望する所以である。

田畑地價特別修正法案 反對演說終

禪林消息自題

瓦礫放光無佛處。眞金失色瞎驢邊。爲君更下一雙手。前後三々載鐵船。雖然如是伸右手搔佛面則易。握左手觸狗頭則難。何故人間路到三峰盡。天下秋隨一葉來。唳。

不識道人自題

禪林消息序

得庵居士卜築于音羽左阜之上。門深樓高。園庭極大。今茲乙未首夏。余游東京。始訪之。居士喜迎。延余于樓上。話間出禪林消息一冊。曰。此著方成。請幸序之。披而讀。低格以示易入。簡語以使易悟。亦濟世之一津梁哉。乃共步園庭。苔坡松邱。布置天然。古色可愛。園之成。蓋經二百年云。臨池穿林。立邱之最高處。以四顧。宿雨方霽。夏氣襲衣。櫻花半殘。牡丹漸蒼。畦茶添綠。棗棠翻黃。藹々生氣。各具其觀。嗚

呼余固不解禪。而窃謂禪機猶生氣而已。人各得之于其所素。可以
恢事業。可以排患難。動乃靜。靜乃動。呼非呼。吸非吸。觸處皆發。此所
貴于禪機乎。白隱嘗說座禪方。曰。橫戈入敵。放箭射虎。此座禪尤緊
處也。豈不然乎。雖然。世人或曰。小者不能以大。卑者安得以高。果在
受用者何而已。則此著亦無如之何耳。顧居士問之。居士方踞石
而噓。槁木死灰。似有所忘。乃題卷首。問世之受用者已。

明治二十八年四月

南岳藤澤恆識

禪林消息

第一版

禪道は成佛の道じや。之を修業する人は、大安心大安樂の境界に到達するは、必
定じや。されど初發心が間違ふと、魔道にも墮落することがある。故に學者先
づみづから其の志を省察すべきじや。其の志にして正しく堅固なれば、頓漸遲
速の別はあれど、其の根機に應じて、悉く作佛するじや。故曰。教外別傳。不立文字。

第二段

直指人心。見性成佛と。即ち成佛の直路じや。見性の一法じや。禪道は此の外別
に妙法妙術はないじや。

近來禪を學ぶと稱し、禪を會すると稱するもの、稻麻竹葦の如く、此の世間に極め
て澤山ある。されど眞個作佛の大志ある者は、太甚だ稀じや。只みづから禪と
思ふ禪を學び、禪と思ふ禪を會するじや。乃ち禪を以て、一種の學術の如く思ふ
は、大なる錯りじや。元來禪に學ぶべきの法もなく、會すべきの道もない。其の
之あるは、作佛の修道じや。見性の方便じや。故に眞實之を學ぶ者は、无學の位に
至り。眞實之を會する者は、不會の地に達す。従前の惡智惡覺を脱離して、滿目
青山、舊相識の時節がある。茲に至りて、何の禪道とか説かん、何の佛法とか説か
ん。禪道佛法、俱に破草鞋じや。

第三段

教外別傳とは、佛心印を單傳するを云ふ。是れ教内教外の謂ひではない、凡そ大
乗の諸經、悉く見性の子細を説く、されど吾が宗別に生涯がある。見性最後の因
縁、即ち海印三昧の正宗じや。三世の諸佛も、説破することは出来ぬ。二乗も菩
薩も、窺ひ得ぬ。是れ即ち教外別傳じや。故に教外の一宗を明める者は、即ち教

第四段

内の主たるじや。經曰。如我按指。海印發光。汝暫舉心。塵勞先起と。成佛を求る者は必ず先づ見性すべし。見性せずして成佛を求むるものは悉く外魔の眷屬となる。見性とは眼に佛性を見るときや。法を自得するるときや。心佛及衆生。是三無差別じや。故に見性は自心を自知するを云ふじや。抑も自心を自知せんと欲せば、其の自心に自知せざる。自己の本源に向ふて、一大疑團を發すべきじや。看よ凡夫は生れ出て、死ぬるまでの一境界じや。此の一境界の外には、智慧は達せぬ。故に自心を自知せざるのみならず。其の生の從來する處を知らぬ、其の死の趨向する處を知らぬ、之を一大無明と云ふ。天地山河は、窮子の逆旅に等し。皮肉骨骸は、盲龜の浮木に等し。眼見耳聞は、鏡裏の痕、空谷の響に等し。是將た何の子細ぞと、縦に參し横に參して。恰も一口に熱鐵丸を吞むが如く吞下し得ず吐却し得ず、身心を擧げて投ずるに處なき、之を一大疑團と云ふ。此の一大疑團さへ起れば、開悟するに相違ない。されど、自己の源底に徹せずして、強て了會を求むると、一生擬議不來の病人となるじや。故に曰く、大疑の下に、必ず大悟ありと。深く疑ひ、親しく參して、退屈せず、一向に工夫すれば、

第五段

見性大悟の時節は、必定到來するじや。禪門に古則公案を立つることは、古に無きことじや。唐の時に始まり、宋元に及て、盛に之を唱ふ。是れ偏に學者の根機下劣なるが爲に、之を救ふて見性の正路に導くの方便じや。故に疑團生せず、茫々として、方所に迷ふ者は、宜しく古則を提撕して、工夫を下すべし。元來學者の工夫實頭なれば、何の古則に參するも、得失なけれど。就中初入には、無字の古則、尤も靈驗がある。僧問趙州。狗子還有佛性也。州云無。此の無字に參して、見徹分明なれば、見性初入の分じや。されど中々に手應へのなきもの故、五年十年も、此の一則に苦しむ者がある。何となれば、此の無字、僅に思慮に涉れば、黒漫々地じや。汝が分別盡き、思慮窮まりて、此の無字と身心と、一時に打失するの時節ありて、更に一生面を開くじや。決して情量憶度を逞して、強て了會を求むる者の、能くすることではない。無字を看破し來りて、四顧すれば、大夢の覺めたるが如し、之を初入の位と云ふ。茲に至りて、學者必ず奇特の思を生ず。釋迦彌勒も、未だ會て悟入せざる妙境に、獨達せりとなし、其の見所を秘藏して、我見一層を増長す。是れ實に見道の一大

第六段

第七段

難所じや。譬へば、生來暗室に住するもの、忽ち戸隙に電光を一見するが如く。其の一闪の單的、即ち見得の分ありと雖も、自得の分はない。故に依然として、無明の窠窟を出脱すること能はず。一向に力を窮めて、見所を死守す、之を守藏の窮鬼子と云ふ。學者宜しく氣を下し、心を平にして、更に古則に參すべし。僧問、趙州萬法歸一。一歸何處。州云、我在青州作一領布衫、重七斤。學者の根機に、利鈍がある、又因縁に厚薄がある。故に初入の様子、必ずしも人々同じからぬ。されど十牛の圖に示すが如く、大概最初に牛の尻尾を見る。此の時早く全牛と思ひ錯る、故に初入後の修行が、尤も大切の要件じや。元來見性に、階級はない。況や十牛の圖の如く、十級もあるべき道理はない。只學者の根機に、利鈍があるゆゑ、おのづと見性に疎密があるじや。されば初入より全牛を見る者もある。臨濟徳山の如く、一回省覺すれば、一大事を了畢して歸家穩坐する者もある。是れ等は宿福ある大根大機の人の様子じや。中々に一旦の活氣を鼓して、一機に進むも、鈍根の者には、相應せぬじや。されば且く歩を退きて、自己に取て還へして、實頭に參究するがよい。今時の學者は、功力が足らぬゆゑ、牛の

第八段

尻尾を見るさへ、誠に希有の珍事じや。千百人中、一個半個を得がたい。大概は、中途に流浪して、變な夢を見て、それを悟りと思ふ。是れ皆初入の力微弱にして、源底に徹せぬ。又明師に參して、之が針鎚を受けざるの過ちじや。臨濟の喝徳山の棒、是れ宗師家爲人の極則じや。一棒の下に出入を知り、一喝の下に去就を辨じて、始めて宗旨の消息を知るじや。舊參の上士は、且く置く、中下根の爲に言へば、汝が無明を喝破し、汝が智境を打破すれば、天下太平じや。然るに汝が一喝一棒にまで攀縁して、棒頭に會を求め、喝下に解を生ずるが爲に、驢年にも勦絶するの時がない。見ずや、鹿居士辭藥山、山命十人禪客相送、至門首、居士指空中雪、云、好雪片片、不落別處、時有全禪客、云、落在什麼處、士打一掌、全云、居士也不得草草、士云、汝恁麼稱禪客、罔老子未放汝在、全云、居士作麼生、士又打一掌、云、眼見如盲、口說如啞と。汝が眼に見て盲の如く、口に説て啞の如きが爲に、許多の葛藤あるじや。故に雪寶慈悲、汝が爲に勦絶して云、初問處、但握雪團便打んと。這裏に到りて、雪團の會をなすべからず、一掌の會をなすべからず、一棒一喝の會をなすべからず。雲門道、直得盡乾坤大地無纖毫、過患猶爲轉句、不見一色、始是半提、若要

第九段

全提須知有向上一路始得と。吾決して好て他の面門を塗糊して拂拭を累すに非ず。學者の機熟し根定まるの曉に非ざれば此の事を持論するに堪へぬが爲に止を得ず許多の胡說亂説を打するじや。

學者一回見性の後益々勇猛精進して一向に向上の宗旨を盡すべきじや。向上を盡さざれば命根不斷の病に罹つて頭を畏れ尾を畏れ畢生解脫の分がない。是所謂百尺竿頭進一步の時じや。五祖云牛過窓樞頭角四蹄都過了因甚麼尾巴過不得と。此の古則を提撕して二六時中且くも放下せざれば。一頭地を出て洒々落々たるの時節がある。臨濟大師上堂云赤肉團上有一無位真人常從汝等諸人面門出入未證據者看々時有時出問如何は無位真人師下禪牀把住云道々其僧擬議師托開云無位真人是什麼乾屎橛便歸方丈此の古則を透過し得れば最早見性の功は十成じや。されど猶ほ最後の因縁を盡さねば真個辨道の士とは云へぬ。故に曰く是心是佛は易く非心非佛は難しと。上は霄漢を透り下は黄泉に徹するの眼目はありても格外に身を出すことは更に一商量じや。

之を始にして只是れ見性の一事じや。之を終にして只是れ見性の一事じや。

第十段

されば見性の一事決して多岐あるべきにあらず。學者の根機未熟なるが爲に容易く一大事因縁に承當せぬじや。古人も燈影裏に行くが如しと言へり今人豈に獨り容易ならんや。精練刻苦を積むに非ざれば最後の牢關を透得するこゝと難しじや。參同契曰竺土大仙心東西密相附人根有利鈍道無南北祖と。假令ひ利根の者も一回二回の省悟では決して此の大仙心の密附を受くるに堪へぬ之に反し鈍根の者も工夫に退轉なく參し盡くして參すべき無きに至り。更に大勇猛の心を發揮して最後の重關に進まば必ずや時節因縁の到來すること猶ほ雪峰の鰲山店に於けるが如きことあらん。

第十一段

雪峰與巖頭欽山同行凡三到投子九上洞山後參德山方打破漆桶一日牽巖頭訪欽山至鰲山店上阻雪巖頭每日只是打睡雪峰一向坐禪巖頭喝云睡眠去每日牀上恰似七家村裏土地相似佗時後日魔魅人家男女去在峰自點胸云某甲這裏未穩在不敢自瞞頭云我將謂爾已後向孤峰頂上盤結草菴播揚大教猶作這箇語話峰云某甲實未穩在頭云爾若實如此據爾見處一一通來是處我與爾證明不是處與爾剗卻峰遂舉見鹽官上堂舉色空義得箇入處頭云此去三十年切忌舉著峰又舉見洞山過水

第十二段

頤得箇入處。頭云。若恁麼。自救不了。後到德山問。從上宗乘中事。學人還有分也。無山打一棒道。什麼。我當時如桶底脫相似。頭遂喝云。爾不聞道。從門入者。不是家珍。峰云。他後如何。即是。頭云。他日若欲播揚大教。一々從自己胸襟流出。將來與我蓋天蓋地去。峰於言下大悟。便禮拜。起來連聲叫云。今日始是。鰲山成道。今日始是。鰲山成道。後回。閩中住。象骨山自貽作頤云。人生倏忽。暫須與浮世那能得。久居出嶺。纔登三十二入。閩。早是四句。餘他非不用。頻々舉。己過應須旋々除。奉報滿朝朱紫。貴閩王不怕。佩金魚。

見性は、猶ほ寶鏡に對するが如く、光明界に現するが如くじや。故に見性悟道の人と雖も、心地に一點の染汚があれば、忽ち自心を隔て、光影に轉ぜられ、更に自由の分がない。故に古人は、大事成辦の後も、不斷工夫、正念相續して、二六時中、決して油斷をせぬじや。香林嘗云。我四十年、方打成一片と。即ち見刺盡き、參漏盡き、微細の流注を斷じ盡くして、始めて大自在じや。永嘉云。心是根法、是塵、兩種如鏡上痕、痕垢盡時、光始現。心法雙忘、性即真と。此の語實に霧海の南針じや、夜途の北斗じや。只修し盡くして、實所に至ることは、容易ならぬ。故に鹿居士單的に説示して曰く、空諸所有、莫實諸所無と。是れ即ち不斷工夫、正念相續の要旨じや。

第十三段

諸所有とは、天地山河、四肢百骸等を云ふ。諸所無とは、生死禍福、菩提煩惱、心佛衆生等を云ふ。此の諸の所有を空じ盡くして、此の諸の所無を妄想せざれば、居然として打成一片じや。故に曰く、坐水月道場、修空華萬行と。假令ひ佛祖の眼睛を換却し、木人石女を歌舞せしむるの伎倆あるも、此の不斷工夫、正念相續を缺く時は、自救不了じや。

法に正偏の二位がある。正位とは、心源を云ふ。偏位とは、支脈を云ふ。是れ假りに設けたる位なれど、此の二位を盡くさざれば、眞實見性の人とは言はれぬ。故に洞山は、正偏回互して、五位を設くるじや。五位とは、正中偏、偏中正、正中來、偏中至、兼中到。

正中偏。三更初夜月明前。莫怪相逢不相識。隱々猶懷舊日嫌。

偏中正。失曉老婆逢古鏡。分明覩面更無真。休更迷頭還認影。

正中來。無中有路出塵埃。但能不觸當今諱。也勝前朝斷舌才。

偏中至。兩刃交鋒不須避。好手還同火裏蓮。宛然自有衝天氣。

兼中到。不落有無誰敢和。人々盡欲出常流。折合還歸炭裏坐。

此の頤は、洞山の作じや、故に此の頤に就て、五位の様子を知るがよい。重離六爻之を疊て五となる等の説は、蛇足じや。表裏出入を知らぬものが、強て古人の機關を、言句上に見るは、愚の至りじや。假令ひ妙を盡くし、微を盡くすも、教相家が、華嚴の四法界を取り廻はす様な、高妙の理窟に墮するに過ぎぬ。元來孤峯頂上に身を轉じ、垂手し來りて、正位偏位に一出一入し、手を翻し手を覆へし、以て學者を接得するは、都て大眼目を具する底の作家の能事じや。其の五位を立つるは、自證の境界を詮鑿するのではない。全く學者の見地を轉ずるが爲に、止むを得ず修業地を示したのじや。即今修業底の人の脚跟下の消息じや、別に理窟も子細もないじや。要するに學者初入の位は正位の位じや。此の正位の位に住して、偏位に出ることが出來ぬゆゑ、自由自在を得ることが出來ぬ。眼も無く、耳も無く、手も足も無い様なものじや。之に退屈せずして參得すれば、一切諸法が現成するじや。即ち三更初夜月明前じや。此時に莫怪相逢、不相識じや。之を正中偏の位と云ふ、隱々猶ほ舊日の嫌を懐くじや。故に學者須らく正位を出て、偏位に住すべきじや。水火に對しては、水火に住し。苦樂に對しては、苦樂に住

第十四段

すべきじや。此の一々の偏位に、一々透得するじや。即ち失曉老婆逢古鏡じや。分明觀面更無眞じや。之を偏中正の位と云ふ所謂觀音の入流忘所じや。這裏更に頭に迷ひ影を認むること莫れじや。洞山過水の頤に曰く、切忌從他覓、迢々與我疎、我今獨自往、處處得逢渠、渠今正是我、我今不是渠、應須恁麼會、方得契如々と、古人は實地に、一切處に參究して、此の一大事を究明するが故に。能く來時の路を詰じて、慈悲の爲に、正偏回互の機を示し、學者をして、心性を盡さしむるじや。若し夫の單的に兩端を盡して、洞山手中の機を奪却せんと欲せば、試に擧す看よ、僧問、洞山、寒暑到來、如何、迴避、山云、何不向無寒暑處去、僧云、如何是無寒暑處、山云、寒時寒殺、圍黎、熱時熱殺、圍黎、
無寒處は正位じや、寒暑は偏位じや、之が一樣の差配じや。寒殺熱殺し盡くせば、寒暑が直に正中の偏じや、故に一切處が無寒暑じや。此の無寒暑が偏中の正じや。故に巖頭道、如水、上、葫蘆子相似、捺着便轉と。雲門垂語云、十五日已前、不問汝十五日已後、道將一句來、自代云、日々是好日と。是れ正位か、是れ偏位か、將た正中偏か、偏中正か、試に辨じて看よ。曰く日々是好日。

第十五段

正偏回互して心性を盡くすも、學者分際に在りては、猶ほ死水裡を出頭すること
が出来ぬ。故に又正中來の一位を設けて、脱體せしめねばならぬ。正中來とは、
正位の眞唯中より出身することじや。大根機の人は、最初から正位の眞唯中へ、
身心を投入して、大死一番。蘇息し來て、直に此の位に跳り出る者がある。此の
人は、決して永却退轉せぬじや。されど大概は鈍根にして、宿福が足らぬに由り
て、十分に前二位を參し盡くして、此の位に進むじや。此の時從來の所得所見を、
一時ニ忘じ果て、更に眞參實修すれば、必ず一活の時がある、出身の一路がある。
大唐に鼓を打てば、新羅に舞ふじや。畢竟如何、日面佛、月面佛、即ち無佛の處に、獨
尊じや。

第十六段

正中來は、孤峯頂上じや。更に山下の路に由らざれば、同條に生ずることは出來
ても同條に死することが出來ぬ。故に更に偏中至の一位を設けて、向下に參す
るじや。此の位は、華嚴の所謂事々無礙法界じや、銀盃盛、雪、明月藏、鷲じや。類而
不齊、混則知處じや。函蓋の合するが如く、箭鋒の挂ふるが如くじや。故曰隨處
作主、立處皆眞なりと。地獄天堂、用捨はないじや。試に古人の行履を見よ、

第十七段

僧從定州和尚會裡來、到鳥白鳥白問、定州法道何似、這裡僧云、不別、白云、若不別、更轉
彼中去、便打、僧云、棒頭有眼、不得草々打人、白云、今日打着、一箇也、又打三下、僧便
出去、白云、屈棒元來有人喫、僧轉身云、爭奈杓柄在和尚手裏、白云、汝若要、山僧回與汝、
僧近前奪、白手中棒、打三下、白云、屈棒々々、僧云、有人喫在、白云、草々打著箇漢、僧便
禮拜、白云、却恁麼去也、僧大笑、而出、白云、消得恁麼、消得恁麼。
最後、兼中到の一位は、法成就の位じや。僧問、智門蓮華未出水時如何、智門云、蓮華
僧云、出水後如何、門云、荷葉と。若し能く見得して、分明ならば、歸家穩坐の分あら
ん。

第十八段

性と説き、心と説き、妙と説き、法と説き、正と説き、偏と説くも、皆是れ假名じや。參
禪は、此の假名を忘じ果て、實見實語するじや。實見實語は、見性の外に求むる
所はない。故に此の道に志すものは、之を始めにして見性、之を終りにして見性、
見性成佛じや。自己に取て回へして、自心で自心を了得すれば、それで無事太平
じや。されど劣根の者の爲に言へば、一大難事じや。假令ひ一知半解の所得あ
るも、明師に參問して、正路を求めざれば、往々にして、魔道に墮落するじや。首楞

嚴經に、五十の魔境が説いてある、是れ皆禪定中の勝境界じや。此の勝境界に、一念所得の心が生ずると、忽ち魔道に墮落するじや。元來凡夫は、妄念の強きものゆゑ、身心を苦しめ、參禪工夫して、五蘊に少し動搖を起すと、一時變な夢を見るじや。すると直に所得の見を生じて、慢心を増長し、我見を増長す。恰も手負の猪の、猛り荒むが如く。斯かるものは、諸佛菩薩の大慈大悲も、傍觀するの外、致し様がない。故に學者初發心に大願を起し、千聖不傳の妙處を盡すに非ざれば、生々退轉せずと決定して、一回二回の省悟に、貪著することなかれ。普く明師を尋ねて、一大事を參究すべし。試に風穴の因縁を擧す、看よ。

風穴初參雪峰五年、因請益、臨濟入堂、兩堂首座齊下一喝、僧問、臨濟還有賓主也、無濟云、賓主歷然、穴云、未審意旨如何、峰云、吾昔與巖頭欽山去、見臨濟、在途中、聞已遷化、若要會他、賓主話、須是參他、宗派下尊宿、一日、遂見南院、舉前話云、某甲特來親觀、南院云、雪峰、古佛、一日見鏡、清問、近離甚處、穴云、自離東來、清云、遠過小江否、穴云、大舸獨飄、空、小江無可濟、清云、鏡水圖山、鳥飛不渡、子莫盜聽、遺言、穴云、滄溟尚怯、鯨鱗勢列、漢飛帆、渡五湖、清豎起、拂子云、爭奈這箇、何、穴云、這箇是什麼、清云、果然不識、穴云、出沒卷舒

與師同用、清云、杓卜聽、虛聲、熟睡、饒譚語、穴云、澤廣、藏山、理能、伏豹、清云、赦罪、放恣、速須出去、穴云、出即失、乃便出、至法堂上、自謂言、大丈夫、公案未了、豈可便休、却回再入、方丈、清坐次、便問、某適來、輒呈、驗見、冒瀆、尊顏、伏蒙、和尚慈悲、未賜、罪責、清云、適來從東來、豈不是翠巖來、方云、雪竇親棲、寶蓋、東清云、不逐亡羊、狂解息、却來這裏、念詩、篇、穴云、路逢、劍客、須呈劍、不是詩人、莫獻詩、清云、詩速、秘却、略借、劍看、穴云、果首、領人、携劍、去、清云、不獨觸、風化、亦自顯、顯預、穴云、若不觸、風化、焉明、古佛、心、清云、何名、古佛、心、穴云、再許、允容、師今、何有、清云、東來、衲子、菽麥、不分、只聞、不、以、而、以、何、得、抑、以、而、以、穴云、巨浪、涌、千、尋、澄波、不離、水、清云、一句、截流、萬機、寢、削、穴、便、禮、拜、清、以、拂、子、點、三、點、云、俊哉、且坐、喫茶、風穴初到南院、入門、不禮、拜、院云、入門、須辨、主、穴云、端的、請、師、分、院、左手、拍、膝、一、下、穴、便、喝、院、右手、拍、膝、一、下、穴、亦、喝、院、舉、左手、云、這箇、即、從、闍、黎、又、舉、右手、云、這箇、又、作、麼、生、穴、云、瞎、院、遂、拈、拄、杖、穴、云、作、什麼、某甲、奪、却、拄、杖、打、着、和、尚、莫、言、不、道、院、便、擲、下、拄、杖、云、今日、被、這、黃、面、浙、子、鈍、置、一、上、穴、云、和、尚、大、似、持、鉢、不、得、詐、道、不、飢、院、云、闍、黎、莫、會、到、此、間、麼、穴、云、是、何、言、歟、院、云、好、々、借、問、穴、云、也、不、得、放、過、院、云、且坐、喫茶、穴、機、鋒、峭、峻、南、院、亦、未、辨、得、他、至、次日、南、院、只、作、平、常、問、云、今、夏、在、什、麼、處、穴、云、鹿、門、與、廊、侍、者、同、過、夏、院

第十九段

云、元來親見作家來。又云、他向、備道什麼、穴云、始終只教某甲一向作主、院便打推出、方丈云、這般納敗、底漢有什麼用處、穴自此服膺、在南院會下、作園頭、一日院到園裡、問云、南方一棒作麼生、商量穴云、作奇特、商量穴云、和尚此間作麼生、商量院拈棒起云、棒下無生忍、臨機不讓師、穴於是豁然大悟。

古人の一言半句、決して容易でない。燈籠の如く、露柱の如く、大火聚の如く、露刃劍の如く、青天の霹靂の如く。或時は象王に跨り、或時は獅子王に乘じ、或時は披毛戴角して出て、或時は灰頭土面にして来る。一出一入、一是一非、是れ悉く宗乘中の消息を通じ、學者の爲に釘を抜き、概を抜くの大機大用じや。其の釘と云ひ概と云ふは、所謂見病を云ふじや。

如今の學者、都て見病を以て悟處とし、所得とするじや。爲に正位の深坑に溺没し、默照の邪定に墮落し。畢生鬼窟裡を出て、死水裡を離れて、大自在を得ることが出来ぬ。故に古人慈悲、止むを得ず、一言半句を出して、之を救ふ。僧問雲門、如何是清淨法身、門云、花藥欄、僧云、便恁麼去時如何、門云、金毛獅子、此の古則。能く諸種の見病を断じて。死水裡を出離せしむるの靈驗あり。僧問趙州、承聞和尚親

第二十段

第二十一段

第二十二段

見南泉、是否、州云、鎮州出大羅刹頭、僧問、百丈如何是奇特事、丈云、獨坐大雄峯、僧禮拜、丈便打、此れ等の古則に參得すれば、必定見刺を盡して、大自在を得るじや。

古語に、三八九を會せざれば、境に對して所思多しと云ふてある。此の事を明らめぬと、機境に迷ふて、動もすれば、理會の見が動いて、古則と一枚に參究することが出来ぬ。文殊問、無著、近離什麼處、無著云、南方殊云、南方佛法如何、住持、着云、末法比丘、少奉戒律、殊云、多少衆、著云、或三百、或五百、無著問、文殊、此間如何、住持、殊云、凡聖同居、龍蛇混雜、著云、多少衆、殊云、前三三、後三三、と、元來機境は、一機一境じや。山も一機一境、水も一機一境、苦も一機一境、樂も一機一境、生も一機一境、死も一機一境じや。此の一機一境に徹底して、疑心なければ、外に山河大地もなく、内に見聞覺知も無く、前三三、後三三、じや、之を寶三鏡味と云ふ。此寶鏡三昧に入て、祖佛に正見すれば、其の面目が、一々分明じや。手を携へて、同じく舊路に行くことが出来る。されど眞參實修の功を経ざる者は、心眼模糊として、的を辨じ難い。故に兎にも角にも、未徹の則に參究するがよい。

此の心、固より祖佛と別ならぬじや。祖佛も、一機一境の外に、身を出すことは出

來ぬ。凡夫も一機一境の外に身を出すことは出来ぬ。但祖佛は一機一境の上
に出入して大自在じや。凡夫は一機一境の上に流轉して生死無際じや。故に
臨濟は四料揀を立て、機境の上に身を現じて、學者を度するじや。四料揀とは、
奪人不奪境。奪境不奪人。人境兩俱奪。人境俱不奪。

師晚參示衆云。有時奪人不奪境。有時奪境不奪人。有時人境俱奪。有時人境俱不奪。時
有僧問。如何是奪人不奪境。師云。煦日發生。鋪地錦。嬰孩垂髮。白如絲。僧云。如何是奪境
不奪人。師云。王令已行天下。偏將軍塞外。絕煙塵。僧云。如何是人境兩俱奪。師云。并汾絕
信。獨處一方。僧云。如何是人境俱不奪。師云。王登寶殿。野老謳詞。

洞山は五位を以て宗旨を立つ。臨濟は四料揀を以て宗旨を立つ。同じく佛心
宗に相違はない。但學者を接得するに家々みづから家法があるじや。今人の無
法滅法とは大なる相違じや。洞山の宗旨は正偏回互して、學者の見地に手を下
して開接するじや。臨濟の宗旨は機境の上に殺活を行じて、學者の粘縛を斷じ
盡くして脱體せしむるじや。奪人不奪境は澧州路上の婆子が、徳山を接するの
機じや。徳山行脚。初到澧州路上。見一婆子賣油糲。遂放下。疏鈔且買點心。喫。婆云。

所載者是什麼。徳山云。金剛經疏鈔。婆云。我有一問。爾若答得。布施油糲。作點心。若答不
得。別處買去。徳山云。但問婆云。金剛經云。過去心不可得。現在心不可得。未來心不可得。
上座欲點那箇心。山無語。

奪境不奪人は大隋の劫火洞然の機じや。僧問。大隋劫火洞然。大千俱壞。未審這箇
壞不壞。隋云。壞。僧云。恁麼則隨他去也。隋云。隨他去。

人境兩俱奪は世尊の外道を接する機じや。外道問。佛不問。有言。不問。無言。世尊良
久。外道讚歎云。世尊大慈大悲。開我迷雲。令我得入。外道去後。阿難問。佛。外道有何所證。
而言得入。佛云。如世良馬。見鞭影而行。

人境俱不奪は全く出格沒量底の境界じや。僧問。雲門。如何是塵々三昧。門云。鉢裏
飯。桶裏水と。故に拄杖子を識得すれば。一生參學の事畢るじや。雲門以拄杖示
衆云。拄杖子化爲龍。吞却乾坤了也。山河大地。甚處得來。雪峰示衆云。南山有一條。鼈鼻
蛇。汝等諸人。切須好看。長慶云。今日堂中。大有人喪身失命。雲門以拄杖撥向雪峰。而前
作怕勢。然も斯くの如しと雖も。古人は猶ほ一關を設けて。其の綿密を盡くすじや。
故に蓮華峰庵主。拈拄杖示衆云。古人到這裏。爲什麼不肯住。衆無語。自代云。爲他途路。

不得力復云畢竟如何又自代云榔槩橫擔不顧人直入千峯萬峯去と。金牛和尚每至齋時自將飯桶於僧堂前作舞呵々大笑云菩薩子喫飯來と。是れ皆極則の處に向て一轉語を下し以て此の佛心印を單傳して佛祖の大恩に報るじや。故に曰く末後一句始到牢關と。

第二十三段

當に知るべし臨濟の四料揀は斷善根無佛性の者が番々出世して一機一境の上
に學者の粘縛を斷じ盡くすの活作用なることを。今人動もすれば人境の語に
轉ぜられて妄想窟裡に活計をなす所謂貪看天上月失却掌中珠の類じや。故に曰
備要與祖佛不別但莫外求備一念心上清淨光是備屋裡法身佛備一念心上無分別
光是備屋裡報身佛備一念心上無差別光是備屋裡化身佛此三種身是備即今目前
聽法底人祇爲不向外馳求有此功用據經論家取三種身為極則約山僧見處不然此
三種身是名言亦是三種依古人云身依義立土據體論法性身法性土明知是光影大
德備且識取弄光影底人是諸佛之本源一切處是道流歸舍處と。機境の上に大光
明を放ちて脱體現成するが全く臨濟の宗風じや。只に臨濟の宗風ならず三世
の諸佛も盡く機境の上に一々脱體現成するじや。何以如此祇爲我見處別外不

取凡聖內不住根本見徹更不疑謬

禪林消息終

人道要論序

子爵烏尾君得庵常歎聖世隆治。文明日進。而風俗澆薄。道德荒頽。不與氣運相稱。又憂近世學術多岐。往々好新奇。騫高遠。而無裨于風教。乃慨然有志于矯正。因錄其平日與子弟講說者。彙爲一編。名曰人道要論。將刊以問世。易大傳曰。易之爲書。廣大悉備。有天道焉。有人道焉。有地道焉。又曰。立天之道曰陰與陽。立地之道曰柔與剛。立人之道曰仁與義。夫儒家之書。其說理高深。宜莫如易焉。其兼該三才。牢籠萬有。陰陽消息之理。幽渺恍惚。如不易遽曉。然彖象之辭。諄々爲教者。不外乎人生日用之事。反覆申明。但云吉凶悔吝無咎而已。蓋三才之道。以仁義配陰陽剛柔。而仁義者。彖倫之攸。由以叙也。從則吉。違則凶。悔吝無咎。可以類推。大綱斯立。無之而不可。所謂爻象動乎內。吉凶見乎外。功業見乎變者。是也。天人一貫之理。聖人

於易發之。未嘗遺人事而專言乎天也。若遺人事而專言乎天。則三才之道相乖戾。而仁義無所立。彖倫無攸叙。其弊也將不可勝言矣。君蓋有見於此。其言明人倫。合時宜。不作高遠新異之論。於世之講學者。偏見執一之弊。斤々致意焉。其有功於世道人心也大矣。予甚躋君志。會徵予言。乃舉周易之義以質之。詩云。天生烝民。有物有則。民之秉彜。好是懿德。嗚呼。民彖本於天理。豈復有離民彖之天理耶。懿德之言。民所好聞。世之留意風教者。庶其有思於斯也哉。

明治三十二年十月

櫻泉小牧昌業撰

人道要論

人道は倫理を以て本とす。倫理は名教に依て明かになる。名教とは名分の教を云ふ。横目豎鼻。身體正直なるものは齊しく是れ人である。此人の上におのづから差別がある之を人倫と云ふ。即ち人の徳の其儘顯はれた姿である。色には

○第一章
人道名教の大本を説く
○人倫

〇五倫
人文

〇天地人三才
の徳

〇名者實之實
也莊子逍遙遊
に出づ

〇人道

〇五倫が人道
の大地名教が
人の教の大本

五彩がある聲には五音がある、天には日月星辰がある、地には山嶽、丘陵、江湖、河海がある。乃ち人には君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友ありて、其倫を亂らざる、之を人文と云ふ。遠近高下、剛柔大小、尊卑親疎の形、秩然として、終古其位置を亂らざる者は、誠に天地人三才の徳である。是故に人の五倫の差別は、本來成就して、動がすべからず。變ずべからず。されば世の古今に論なく、國の東西に別なく、大凡人の群居する處には、必ず此名がある。則ち名は實の實なり、決して徒らに設くる者にあらず。縦令野蠻未開の民と雖も、其心に明かに甄別する所ありて、此名を立つ。此名の在る所に、各其分がある、其分に相應して、相助け相働く、之を人道と云ふ。中庸に、天命之謂性、率性之謂道、脩道之謂教とある、是れ總て人たるの道、人たるの徳を概言す。されど其人たるの徳は、必ず此五倫の上に顯るるが故に、此五倫が、人道の大地である。此名教が、人の教の大本である。若し此五倫を捨て、徒に仁と云ひ、義と云は、悉く不仁の仁、不義の義となる、決して人の道とは言はれぬ。碁局を捨て、碁子を投じ、本を揣らずして、末を齊するものあらば、是れ所謂恐人の法と云ふべし。此事たる、元來能く能く思量すれば、人々教を待たず

〇名教の起る
所以

〇第二章
王道儒術の淵
源を論ず

〇師道を以て
自ら任ず

〇孔子は人道
の大師、孟子は
亞聖

して、明かなり。されど大概は、人間偶然にあることのやうに思ひ爲して、動もすれば打忘れ、獨りみづから恣の心を生ず。是を以て、聖人世に出て、其義を正し、其道を正し、以て之が教を設く。是れ即ち名教の起る所以である。支那唐虞三代の古は、聖人世を繼て出づ。天地を經緯し、人道を建立し、教を設けての七聖は、みづから人君の事を行ひ、此道を以て天下を帥むし人である。但孔子は、聖徳ありと雖も、人の臣下に生まれ、其君を得ず、其術を施す所なし。是を以て、己むを得ず、師道を以てみづから任じ、先聖の道を講じ、其經典を正し、以て此名教を大成す。名分由て以て明かに、人倫由て以て正しく、萬世に亘りて、實に人道の大師である。孔子に繼て出でたるものは、孟軻氏である、前賢之を亞聖と稱す。其所説、専ら王道を主張す、亦是れ時勢の變に處して、己むを得ざるものあればなり。周徳已に衰へ、諸侯各々みづから王と稱す、威力に任じ、詐術を尙び、其臣民を驅使し、日に攻戰を事とす。乃ち天下の人君たる者にして、曾て一人の先聖の徳を崇び、斯民を救ふものなし。此時に當りて、孟軻氏出づ、詩書の大義に由り、王道

○王者の師を以て自ら任ず

○先聖未發の言あり

○儒中の英豪

○第三章 道學を講究するの要領を論ず

○杜撰な鹿論

○依於義不依於智不依於法不依於人
依於義不依於法不依於人
依於義不依於法不依於人
依於義不依於法不依於人

を唱へ、儼然王者の師を以てみづから任ず。氣魄正大剛健不撓の概あり、而して
溫良恭謙の意に乏し。乃ち常人の師となすべからざる者に似たり。然れども
其時實に窮し、其道允に塞がる、是を以て其説く所のもの、往々にして先聖未發の
言あり。能く之を講ずるものあらば、盡く人道の大義を發明するに足る、亦以て
儒中の英豪と稱すべきである。

近來世間に、淺學輕躁の徒あり、動もすれば經書の言句を引き、以て自己の臆説を
逞うす。就中支那の國體を以て、民主主義なりなど、言ふものがある。願ふに
西學の差排に、君主專制又は民主主義等の名目を立つ、此差排に押當て、斯く云
ふなるべし。是れ畢竟斯道を研究せぬもの、杜撰な鹿論である。元來道書は
古今となく東西となく、大概は其道の極めて肝要なる所を著はし示すものであ
る。故に其道其學を研究せぬ者が、徒に言句にのみ就て、其書を理解するときは、
往々にして大なる間違を生ず。故に佛教には、四依と云ふ事ありて、經義を解す。
其四依の一に、義に依て、語に依らずと云ふ事がある。是れ其經の宗旨とし、其
義理に依て解し、必ずしも其言句に依るべからずと云ふの意である。故に云ふ、

○讀書眼

○第四章 王道を論じて
支那の國體を
明す

○天の工も
小手の廻らぬ
度あり
○聖人之が元
后となる

文の如く義を取るは、三世諸佛の仇なりと。又孟軻氏も云へり、盡信書則不加無
書と。要を取て之を言へば、其書の深意の在る所を徹見するが、所謂讀書眼の名
ある所以である。されば古人の博學達識の輩も、其古書を解するには、頗る細心
熟慮して、苟も注釋を下さず。然るに猶見誤るとありて、甲是乙非、往々にして異
議異論を生ず。況や其學を講ぜず、其道を脩めず、只語の如く讀み文の如く解し。
之に加ふるに西學の差排を持ち來りて、之に押當て、己が勝手に理窟を付する者、
其言の正鵠を失するは無論のことである。

抑も書經に載せたる聖賢の言行は、悉く人に君たる者の道徳を、敷衍せし者であ
る。夫れ人に君たる者の天職は、天下の生民を保有して、各々其性を遂げしめ、其
所を得せしめ、以て天意天心に應ずるに在り。即ち天に代りて、斯民の司命とな
るなり。夫れ天は、萬物の父母である、萬物を生育するを以て徳とす。されば悉
く満足の人物を生じて、其徳を全うするが、天意天心に相違ない。然るに天の工
力も一々は、小手の廻らぬ所ありて、鰥寡孤獨も出來る、病弱廢疾のものも出來る、
奸人惡人狂暴人も出來る。是を以て聰明睿智なる者、即ち聖人が生まれ來りて、

○天工人其代之書の阜陶談に出づ

○王道

○徳を繼ぐの道
○聖人の國

○第五章
王道辯論を非難する者の妄を辯ず

之が元后となり。天に代りて、斯民を安んじ、彼の天工の手の届かぬ處を補ふて、其命を全うせしむ。所謂天工人其代之とは、此事を云ふ。されば唐虞三代の國體は、其種族を問はず、其血統を撰ばず、兎に角聖徳ある者之が元后となるを以て、原則となす。而して儒の所謂王道なる者は、書經に載する所は勿論、此等先聖の天下を保有せし道義徳行を、祖述講明し、以て萬世の規範とし、王者の大法とするを云ふ。即ち春秋禮記等の經ある所以である。何が故ぞ、聖人必ずしも、世として生まれ來らず、是を以て縱令聖徳ならざる者も、先聖の法を法とし、其道を道として、天下に君臨すれば、王道行はれて、庶民各々其性を遂げ、其處を得る。其功德は、眞聖人の、現に其世に在りて、民命を司ると、決して異なる所はない。是れ即ち徳を繼ぐの道である。されば支那の國體は、專制主義にもあらず、民主主義にもあらず、即ち聖人の國である。我が皇國の神の御國と云ふ意と、其義理は異れども、其國體たる所以のものは、同じことである。

支那國體の大義を、一言にして盡せば、所謂天下を成敗するの大權は、聖人獨得の大權である。縱令父たる者、之を其子に傳へむと欲するも、決して傳ふることは

○天之曆數在汝躬と汝躬の天の曆數在汝躬と云ふは、天の曆數は汝の身に在ることを言ふ

○開誅一夫紂未聞弑君也孟子梁惠王篇に出づ

○湯武の放伐は天命の歸する所

出來ぬ。子たるもの之を其父に繼がむと欲するも、決して繼ぐことは出來ぬ。故に云ふ天之曆數在汝躬と。此大義は、堯舜禹禪讓の間は勿論、後世周末に至りても、湮滅せぬ。史に稱す、晉侯朝王、請隧、王弗許、曰、王章也、未有代徳、而有二王、亦叔父之所惡也と。代徳とは、周の徳に代るを謂ふなり。當に知るべし、王者の大權は、天命の在る所にして、其王者たるべき徳に歸し。必ずしも種族と血統とに由らざることを。是故に孟軻氏云ふ、開誅一夫紂矣、未聞弑君也と、此言決して孟軻氏の創意にあらず。支那國體の大義に依りて、斯く斷言せし者である。孔子曰、唐虞禪、夏后殷周繼、其義一也と。余が會て人に與へて、王道を論ずるの書あり、事は悉く當時の時務に關す。而して其來書に對して、王道無黨無偏の義を委曲に極論せしものである。其放桀伐紂を以て、聖人が天下を救正するの目中に數へ加へしは、支那國體の大義に依り、湯武の放伐は、即ち天命の歸する所、王者の所業である。決定せられてあるに由るのみ。來書に、無偏無黨の語あり。此語の本は、書の洪範に出づ、故に余が之に對する反駁も、亦唐虞三代聖人の所爲を引きて、以て之を辨ずるに至當とす。故に衆聖人の大權を行じて、天下の亂萌を剷除せ

○無偏無黨聖人の徳王者の心
○正邪を成敗し善を用ひ惡を除くは王者の業

○第六卷 讀書眼を明す
○天視自我民視 天聽自我民聽 書の泰誓に

○我民我民と有る所に尤も力あり

し事實を擧げ即ち無偏無黨は、聖人の徳なり、王者の心なり。其天下の正邪を成敗し、善を用ひ惡を除くに於ては、斷々乎として、人言をも顧みざるの大勇あるを述べしものゝみ。然るに或は此書を以て、我が國體の忌諱を犯すものゝ如く云ひなすものあり。是れも亦淺學輕躁の徒の僞論にして、深く研究せぬものゝ過である。

聖賢の書は、都て其義深く、其旨遠し、細心に講究すべきである。就中書經には殊に淺學者の、往々見誤る言句がある、則ち天視自我民視、天聽自我民聽とあるが如き、彼の民主々義など、主張する者の、動もすれば引きて以て論據とすることである。是れ此語の自體を知らず、功用を知らず、主客を無みして、讀み去るの誤解である。此語は、我民我民と有る所に、尤も力がある、即ち主客がある。我民とは、王者自身が、其保育する所の人民を指して言ふ辭である。他人が單に理に訴へて、王者は其民に聽くべしと強ふる意味ではない。抑も天意天心は、彼の蒼茫たる所に現はるゝものにあらず、必ず其物其物に依て現はる。其視聽も、天に別段の耳目があるにあらず。必ず斯民の視聽に現はるゝ者が、天視天聽となる。故

○斯民を治むる所以の要道
○天を無みし君を無みする狂暴の徒
○我則后虐我則隳之誓に出づ

○下民の直情

○四海困窮天祿永終書の大義
○湯誓に出づ及汝偕亡書の

に王者が天に代りて、之を視之を聽き、國家の治亂、政道の否塞を察し、みづから其徳不徳を知る所以である。是れ誠に聖人の言にして、後王の則とする所、乃ち斯民を治むる者の要道である。若し人民にして、己が視聽を以て、王者の天なりと云ふものあらば、是れ天を無みし、君を無みする狂暴の徒のみ、是非の沙汰の限りにあらず。又極めて過激な言句がある、今其一例を擧ぐれば、撫我則后虐我則隳と云ふ語あり。是れ必ず或る過激な者が、唱へ出せし言句である。さるを周武之を泰誓に引き、殷紂の惡逆を證明し、王者の進で、天命を受くべきの時なるを言ふ。湯誥曰、惟皇上帝降衷于下民、若有恒性、克厥厥猷、惟后夏王滅徳作威、以敷虐于爾萬方、百姓と。又胤征曰、火炎崑崙、玉石俱焚、天吏逸徳、烈于猛火と。是れ皆徳を尙ひ、惡を惡むの言なり、決して民主々義など、云ふ理窟あるにあらず。抑も下民の直情なる、動もすれば恩怨の心を恣にし、即ち怨む時は、其君にも叛きかねぬものである。況や上位に居て、民命を司り、以て之が生殺與奪、禍福黜陟を爲す者にして、みづから其徳を亂らば、四海困窮、天祿永終は、必至の數である。夏人の時、日曷喪予及汝偕亡と歌ひしも、全く人情恩怨の上より、斯かる禍事が、生じ來りた

○孟子離婁篇に
出づ

○孔安國云々
孝經序に出づ

○第七の國體に
支那の國體に
比して我が國
國體の嚴明な
る所以を明
す
○唐虞三代の
國體
○革命を生ず
る一大原因
○皇天上帝

るのである。孟軻氏曰、君之視臣如土芥、則臣視君如寇讐と。之れ亦人情の至危を談じて、以て人に君たる者を戒むるの語である。君にして斯くある時は、臣たる者も、其君を視ること斯くあるが當然である道理である、と教ふるにはあらず。孔安國曰、君雖不君、臣不可不臣、父雖不父子、不可不子と。是れ人の臣子たる者の常經を言ふ。されば古書は、其道を聞き、深く講究して、會得せざれば、必ず大に誤ることがある。

聖人此世に在れば、必ず天位を履み、天に代りて斯民を帥ゆ。然らざれば、先聖王の徳を繼ぎ、其道を道とし、其法を法とし、以て天下に君臨す。是れ唐虞三代の國體にして、暴秦一時之を變ずるも、此大義は遂に動かすこと能はず。故に王徳亡び、王道廢すれば、則ち以て革命の時となす。唯是れのみならず、其革命を生ずる所以は、更に又一大原因がある。元來支那は、其の創世より、皇天と云ひ上帝と云ひ、大威徳ある無上の至尊を奉ず。此の無形無上の至尊が、常に恒に一視同仁、以て烝民の父母となる。故に縱令人君たる者も、一朝其の人君たるの徳を失ふ時は、常に烝民中の獨夫たるのみならず。却て皇天上帝の尤も慈愛する所の赤子

○放桀伐紂の
因て起る所以

○我が國體の
至嚴

○皇祖の外別
の至尊無し

○神隨の姿

○天物を殘害
する兇賊

○皇民の心肝
に銘すべき事

○第八の徳を論
周公の徳を論
じ天人一致の
義を明す

○天人一致の
道

を殘害し、獨りみづら恣にする大悪人となる。是れ放桀伐紂の因て起る所以である。此等の因縁に鑑みて、我が國體の決して偶然にあらざることを、深心に憶念すべし。抑も我が國體の至嚴なるは、人の臆想を以て、無形の至尊を立つるを許さず。皇祖即ち神に在まして、其居ます處を天と稱す、神と云ひ、祖と云ひ、天と云ふも、皇祖の外に、決して別の至尊なし。天壤無窮の神勅に因て、君民の分際は、一身の元首股肱の如く。神代の昔より、現に形に見分れて、盡未來際亂るゝ謂れなし。是れ即ち神隨の姿である。末は本に依りて安立す、形は性に依りて顯現す。天地の大元より生出して、徹上徹下、一微塵の隔歴も無い。若し夫れ此間に、一點の疑心を生ずる者あれば、則ち其疑心が、取りも直さず、此天物を殘害する兇賊にして、精氣茲に塞がり、神魂茲に散じ、皮肉腐爛し、終に無量無數の蛆虫と化す。此一件は我が皇民たる者の心肝に銘して、畏れ慎むべきことである。周の周公且は、聖中の聖人である。夏殷二代、一千年間に鑑みて、聖人世々出でず、亂臣賊子、或は天命を稱し、大倫を亂るを恐る。是を以て天人一致の道を明かにし、后稷を天に配し、文王を上帝に配し、七廟を立て、王室を至尊の府とす。即ち

○上天之載無聲無臭儀刑文王萬邦作孚と。是れ實に支那の一大進歩

○周人は天道を略して人道を重んじて鬼神を重んず

○普天之下莫不王土率土之濱莫不王臣と。又曰く非先王之法服不敢服非先王之法言不敢道非先王之德行不敢行と。又曰く非禮勿視非禮勿聽非禮勿言非禮勿動と。則ち周の徳は我が國體に則り周人の道は我が臣民の道と符節を合する者あり。

○第九節 聖人の徳を論ず

天と祖と其尊嚴を齊うし、以て先聖の徳に繼ぎ、文武の子孫、世々天下に君臨するの大業を成就す。詩曰、上天之載、無聲無臭、儀刑文王、萬邦作孚と。是れ實に支那の一大進歩である。されど元來支那國體の根本は彼にありて、此にあらざ。故に周徳已に衰ふる時は、宗廟も其祭祀を絶ち、王業再び復すべからず。今之を我が皇國國體の至文至明なる、此土此民の有らむ限り、決して變滅するの謂れなき者に比すれば、固より同日の論にあらず。されど周人は文武の教により、天道を略して、人道を重んじ。鬼神を遠けて、禮義を重んじ。其至尊を言へば、必ず之を王室に歸す。即ち聖を希はずして、徳に繼ぐを尙ぶ。天に任せずして、道を脩むるを尙ぶ。故に曰く、普天之下、莫不王土、率土之濱、莫不王臣と。又曰く、非先王之法服、不敢服、非先王之法言、不敢道、非先王之德行、不敢行と。又曰く、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動と。則ち周の徳は、我が國體に則り、周人の道は、我が臣民の道と、符節を合する者あり。支那國體の如何は、學術上の一件として、講究すべき者である。決して我國に用事は無い。但彼れ聖人の道德に至りては、凡そ人に君たる者の、天下を治め、斯民

○唐虞三代の聖人は經天緯地の大法を盡し美を盡す

○聖人の道德も無用の長物

○無用の長物も國家無上の大寶

を保つ所以の大法として、完全無缺である。古今久遠、世界廣大なりと雖も、唐虞三代の聖人ほど、天下を治め、斯民を保つ事に、心術を盡して、辛苦經營せし者は、殆ど稀である。其天地を經營し、人道を建立し、禮樂刑政を正し、以て斯民を化育する所以の方便に至りては、善を盡し、美を盡し、實に至理至妙の至りである。故に此の道德は、我が皇朝中世以來、上下の教範として、天下に行はる。元來我が國體より言へば、所謂神隨の姿にして、上下を虐するの心は、露ほどもなく。其下たる者も、上を犯すの念は、露ほどもなく。手に餘る悪人、奸人も、生じ來らず。上下一體、聖徳を具へ、無爲に安んずべきが當然である。されば彼れ聖人の道德も、徒事にして、所謂無用の長物と云ふべし。然るに一世一世と、神代を去ること遠くなるに隨ひ。人心も自然に、急激に流れ、意思是、猛利に、物欲は熾盛に、功を競ひ、利を争ふてみづから止まり安んずる處を知らず。遂には天下國家は、疎か、骨肉の親をも、相傷ふやうになる。是れ甚だ悲しむべき限りなりと雖も、古今人情の相違、天下大勢の推移なれば、遂に免かるゝとは出來ぬ。此時に當りては、彼の無用の長物も、實に國家無上の大寶となる。或る一類、兪相な論者は、乃ち云ふ、王道の説

○人を救ふ者の徳行他の奴隷となるに非

○中庸の徳を知らざる者

○第十章人の智徳を明し天道偏信の害を斥く

○義理も自ら其中に分明に行も自ら其中に分明

は、一に重きを斯民に置く、是れ一種の民權説なり、我が皇國の國體と相容れずと。果して斯民を重ざるを以て、民權説若しくは民主々義なりと云はゞ、世の所謂仁人なる者は、悉く民權家である。民主々義の徒である、左様な道理は決して無い。大凡一切の善事は、己れを捨て、人を救ふを云ふ。是れ之を救ふ者の徳行のみ、決して他の奴隷となるの意は、毫末もない。されば斯かる偏僻な論を爲す輩は、事物相關の理に暗く、萬事の理を、一方に取片付けて、思念する者の邪見なり。中庸の徳を知らざる者の、誤りと云ふべし。明鏡は、長短方圓千形萬狀を、其儘に寫し現はして、而して自明の徳を失はず。人の智徳も、本來斯く有るべきものである。其君を君とし、其民を民とし、其父を父とし、其子を子とし、乃至尊卑親疎も、歷々として、一も隠るゝ所はない。即ち其義理も、おのづから其中に分明である。其徳行も、おのづから其中に分明である。而して此千差萬別は、我が一心の千差萬別にあらず、其物其事の千差萬別なるが故に。其物に就き、其事に應じて、我が心の徳の顯はるゝのである。猶水を用ひ、火を用ふるが如く、人に對し、獸に對するが如く、無差別ならむことを欲するも、得

○學者の一癖

○自他壁立して道塞がり徳通せず

○西學の短處

べからず。されば此荒ましの上に、荒ましの差別あり。其子細なる邊に、極めて子細なる差別あるは、人々みづから欺くとを得ざる事實である。然るに由來學者の一癖として、強ひて一見識を立て、其見識を定木に、萬事萬物を見こなし、物情を枉げ、道義を無みし、恣に是非を下し。苟も自我の見識に合せざる者は、一概に非理とし、不明とし。類を引き、黨を樹て、彼此其情の合せざる、恰も異類を以て、相視るに異ならず。乃ち云ふ、君を重しとして立言する者は、是れ君權主義の徒なり。彼れ君權主義なる者は、斯民の得失を顧みざる者なり。又云ふ、民を重しとして立言する者は、是れ民權主義の徒なり。彼れ民權主義なる者は、上其君を無視する者なりと。或は男女同權と云ひ、或は人々對等と云ひ、凡皆此類の論法を以て、人間萬事を差排す。斯く一偏に取片付け、言ひもて行けば、自他壁立して、徳塞がり義通せず。遂に君民相保ち、男女相和し、人々相交るの道なかるべし。斯る一癖は、元來學者の通弊にして、往々世を亂り俗を壞る。之に加ふるに、西學の傳播せしより以來、更に其害毒を一層増長す、其故何ぞや。蓋し西學の短處は、天道に執じて、人道あるを知らず。理想に墮して、物情あるを知らず、是を以て、

○天道説は二種の理想

○思量の短き者が思量の巧なる者に侑同して學派となり信者となる

○第十一章 天人不二の道を論じて五倫の重んずべきを明す

其學者と稱するもの、諸法差別の徳を無みし、萬理を一理に歸し、其所見を以て、各々みづから眞と稱し、互に一機軸を出して相抗す。猶楊墨二人の者、等しく天道を信じて、其説は兩極端に相反するが如し。夫れ天道の説たる、萬物の元始、自他の通性を觀察憶念して、以て構成する一種の理想である。或は單に天と稱し、又は天然天則、性法眞理等の言句を立つ。其人爲に涉らざる自然の法則を、究明する學問なれば、強ち道理なきにあらず。されど其所謂天と云ひ、理と云ひ、眞と名くる者の應諾は、學者自身の應諾にして、其之に對して、即ち天真如實なりとの證明を與ふるものは、古往今來あることなし。されば其説たる、畢竟其學者の臆説にして、或る思量に短き者が、其思量の巧みなるものに雷同隨喜して、其理想の窠窟に入り、之れが學派となり、之れが信者となるに過ぎず。是故に天道の説は、高尚ならざるにあらずと雖も、往々にして、人の意思を、一極端に移し、却て眞實々際を捨て、互に勝劣の争訟を生ぜしむるに至る。古人曰、道之本原出於天と、天道の説は、古來聖賢も佛陀も、之を談ずるのみならず、頗る重きを置きしに相違ない。是れ獨り聖智なる者の、自覺自知して疑はざる

○不可思議の法

○適者生存 優勝劣敗 進化

○天道人道兩般あるに非ず

○彼此相對して其徳現る

所のもの、所謂不可思議の法である。凡智庸才の輩が、彼此取集めて、比知比例して、以て一種の理想を書く者と、眞珠魚目の相違あり。似たることは相似たり、其實決して同じからず。然りと雖も、縱令凡庸の才も、卑近に天理を談じ、蕪直に之を會すれば、又以て物の性情に通ずるの工夫となる。腐水に才子の生ずるを見て、適者生存の理を知り。犬と猫と相闘ふを見て、優勝劣敗の理を知り。毛蟲の蝴蝶となり、蓂蕚の鱧魚となるを見て、進化自然の理を知るは、誠に一分の智と云ふべし、其着眼は、必ずしも悪からず。只彼れが歸一の一念に誤られて、萬事萬物を、悉く其所見の理に、押當て、見こなすが故に、畢竟大邪見となる。抑も天道と云ひ、人道と云ふも、其實兩般はない。即ち物と物と相對して、現るゝ働さを云ふのみ。兩々相對して、其徳も現れ、其道も行はる。眼に對するに色あり、耳に對するに聲あり。縱令我が眼目は、天徳なるも、五彩なければ、其徳は現れぬ。縱令五彩燦爛は、天法なるも、眼見なければ、其法は現れぬ。陰と云ひ、陽と云ひ、男と云ひ、女と云ひ、君と云ひ、臣と云ひ、父と云ひ、子と云ふも、相對を離れて、之を見るときは、龜毛兎角に異ならず。正に知る、陽は陰に對して、陽の徳あり。陰は陽に對

○此心此徳に由て行を立つるを人道と云ふ

○第十二章人の倫序を論じて命令服従の義を明す
○齊景公云々孟子離婁篇に出づ
○物相對して其徳顯る

して、陰の徳あり。男は女に對して、男の徳あり。女は男に對して、女の徳あり。君民父子夫婦も亦然り。されば君を重しとして言ふ所以の者は。民なる者は、君命に服従して、違背すべからざるを云ふのみ。民を重しとして言ふ所以の者は、君なる者は、民を保つての天職あり、是れ君道なるを云ふのみ。君は民に臨みて、其民を重しとするの心あり。民は君を仰ぎて、其君を重しとするの心あり。君民相對して、必ず此心あり、此徳あり。此心此徳に由て行を立つるを、人道と云ふ。父子夫婦兄弟朋友の道も亦然り。若し夫れ五倫の外に、此心を置き、一見識に任せて、其輕重を言ふ者は。恰もみづから食せずして、味の甘苦を談ずるに異ならず。殆ど喪心の人と云ふべし。

人物群を成すに、必ず倫あり、序あり。何をか序と言ふ、尊卑長幼、親疎を云ふなり。何をか倫と云ふ、君臣父子夫婦兄弟朋友を云ふなり。其倫にありては、君父其命を司り。其序にありては、尊長其命を執る。是れ天下の通義なり。齊景公曰、既不能令、又不受命、是絶物也。物を絶つとは、人を絶ち類を絶つての謂ひなり。人苟も群を成し類を成す以上は、此言實に天下生民の通義である。夫れ物相對し

○物は其類に因て其道を行す、其徳を全うす

○争訟の道

○臣子たる者の道

○第十三章天道備信の大害を論ず

て、其徳顯る。徳に尊卑長幼剛柔の天分がある。此の天分ありて、命令服従先唱後和の道あり。以て其志を通じ、其道を成す。大凡物は、其類に由て、其道を行ひ、其徳を全うす。父子夫婦は、一家の類なり。君臣王民は、一國の類なり。聖賢は、生民の類なり。佛陀は、一切衆生の類なり。故に父子夫婦の道は、一家を保つ。君臣王民の道は、一國を保つ。聖賢の道は、生民を安んじ。佛陀の道は、一切衆生を利益す。是故に其道を以て通ずれば、其徳は異類にまで及び、其利益は禽獸にまで及び。若し其道に由らず、其徳に歸せずして、人々自己の見識に任せ。其理想に訴へて、命を聴き、命を奉ずと云は、是れ則ち争訟の道なり。斯の如くんば、父子相絶つて、一家保つべからず。君臣相絶つて、一國保つべからず。人々相絶つて、群居相交るの道なし。是故に君父の命は、人を害し世を亂るの悪事ならざる限りは、假令己れに取りて、無理と思ふことにも、從順服役すべきが、人の臣子たる者の道である。

西歐の諸國は、古來より一神教を奉ず、故に其俗尤も天道を重んじ、人道を輕視す。是を以て其の學者と稱する輩も、大概此の先天の習氣を稟け。乃ち君臣父子、夫

○世界人類の大禍は此妄想界より生起す

婦の倫も、人爲、習慣の規範にして、天意にあらず、天然の法にあらず、と思惟する者多し。されば進んで人道を講究せざるのみならず、却て其家國を捨て、世界人類を一視し、此人類自然の有様を大觀し。各々理窟を求め、一新説を唱ふるを以て、能事となす。是れ頗る高尚のやうなれど、其實は世界人類の大禍は、悉く此妄想界より生起し來る。社會説も是より出づ、共產黨も是より出づ、無政府黨も是より出づ、優勝劣敗説も是より出づ、天賦人權説も是より出づ。彼此其説を異にし、其趣を同らせざるも。要するに天道の一分を妄想して、之を極端に主張するに過ぎず。抑も人の徳性を顧みず、倫理を無みし、家國を捨て、平一枚に此世界を見渡すときは。只動物界中の上層に跋扈する、一類の人間あり。此人間烏合の有様は、男女相交るも、親子相續するも、他の禽獸の群類と、其趣を異にする所なかるべし。斯かる世界觀より言へば、今日の人間も、太古蒙昧の世に、人其母を知つて、其父を知らざるの時と、僅に一步を進むるのみ。其所謂開化と稱し、進歩と稱する所以の實を檢覈すれば。只飲食衣服の甘美、宮室器物の壯麗に過ぎず。是れ恰も人の天性を究めんと欲して、身體を檢究し、萬人は萬人ながら、其眼耳鼻

○人の子弟臣民を教壞し以て日新進歩の師と稱す
○西學の感化を受ける一類の者

口四肢五體に彼、此、別異なきが故に、只其衣服の醜美を以て、人の賢愚文野を斷定するに異ならず。是れ實に惡知惡見の極りと云ふべし。彼れ西歐學者の一類は、大概此惡知惡見を懷抱して、世界的文明の民の正當なる意思なりと信じ。言語文章悉く此見識を振廻し。人の子弟臣民を教壞し、敢てみづから日新進歩の師と稱す。されば人の家國を破壊して、此人類に大害を加ふる者は。他人にあらず、全く此等學者の惡知惡見である。看よ此等學者の感化を受けし一類は、其學藝ある者は、學藝を自負して、世界的浪人の機類となり。財産あるものは、財産に依頼して、世界的長者の根性となり。國の内外を擇ばず、己が自由自儘の出來得る所を以て、文明の民の棲息する處なりと思へり。竊に謂らく、是れ正しく人間開化の増上果報なりと。果して此流義を以て、押行く時は、管に家と國とを破壊するのみならず。結局は、人間惣體を破壊し盡すに至ること、必定である。抑も人間惣體に流浪の有様となり、其流浪世界上層に安居し、賤民を隨使し、所謂文明開化の幸福を受用するものは、誰ぞや。顧ふに唯學藝才幹ある者、及び金錢財産ある者の、少數に止るべし。詩曰、此々彼々、彼有屋、藪々方有穀、民今之無祿、天天是

○人間惣體を破壊し盡す

○世々彼有屋、正々詩の小雅、正月篇に出づ

○大破壊黨

椽^ム得^ル矣^ハ富人^ニ哀^ム此^ノ憊^ト獨^ト。彼れ哀むべき鰥寡孤獨は論なし其最大多數の愚昧貧窮なる者の如きは男子に夫の名なく女子に婦の名なく。仰て訴ふるに其君なく俯して議るに父兄の喜憂を共にすべき者なし。獨去^リ獨來^リ終生^ニ勞苦^{シテ}形は影と相伴ふのみ。斯かる絶望者にして所謂天道無私^ニ自他^ノ平等^ノの説を聽かば。此世界の不平は忽にして彼等愚昧の眼中にも映じ來りさては共產無政府等の大破壊黨となる。是れ實に角を見て牛を知り烟を見て火を知るよりも分明なり。今や西歐の諸國は既に已に此禍端を發す。其國を保つ者之を救ふの術に窮し。勢ひ餘義なく國家と名づくる一大猛獸となりて他の國家を啖食し。他の生民の膏血を吸飲す。縱令此國家的競争の形勢に由て一時其人心を轉じ此頽勢を支ふるも。所謂獅子身中の蟲は死滅するの期なく。却て此競争の爲に國は武備に憚れ人は器械の奴婢となり家を破り族を亡ひ無告の窮民を増加し。いよ／＼ますます不平の聲をして大ならしむるのみ。是偏に彼の天道を妄信して人道を輕視するより生ずる一大禍害である。彼れ天道を偏信する者の大概は世界人類を一視して尊親の義を無みす。尊親

○一大猛獸
○國家的競争の結果

○第十四章
天道宗の大害を論ず

○宗教心ある者は猛烈なる嫉妬心を挾む

の義を無みするものは君父を無みす。君父を無みするものは家國を無みす。但男女は其形を異にし一切生類の原なれば人間の大本も獨り男女の匹耦にありとなし。各々耦を求め匹を尋ね財を集め華を競ふを以て人事の至極と思へり。其宗教家は平等博愛の心ありと雖も。是れ亦他の宗教に對しては猛烈なる嫉妬心を挾み。人の家國を根本より覆へし。更に一宗教の下に一種の風儀俗禮を制し其の教權に依つて以て一世界の人心を支配せんと欲す。此子細を深く知らざるものは余が此言を疑ひ彼れ一宗教を故意に非毀するものゝ如く思ふものもあるべし。されど彼徒の神の前には只世界平等の人類のみあり。此人類平等の中に於て其神を信ずることの厚き者が尊く信ぜざる者が賤し殊更君父として尊重すべきものあることなし。其他宗教の如きは彼徒視て以て神に對する罪惡の府と爲し之を破滅するを以て其奉ずる所の天主に忠なるものとなせり。此荒ましは獨り耶蘇教のみに限るにあらず回々教も同じ途轍である。支那上古の皇天上帝を偏信せし時代は人心獷獯にして帝力何有^ル於^テ我^レ哉^ト其帝德王道をも輕視するの風あり。但支那の古代は上帝の代理者即ち宗

○帝力何有於我哉列子に出づ

教家なるものなし。故に彼れ妄信者の、黨を成し類を成し、以て其害毒を増長せぬまでである。兎にも角にも、天道の説は、我愛我見の深きものゝ爲には、目の子勘定に、落着のよき説なるが故に。其國家に、正教なきときは、人々知らず知らず、天魔の眷屬と成り果つべし。

天道を固執する者は、萬物自然の状態を觀察して、推理臆斷、以て一見識を立つるを能事とす。其中には、固より一説として、看過するの價値あるものも有るべし。されど大概は、人間の禍源惡因となるべき臆説を逞うして、以て日進開化の學と稱す、誠に不仁の至りである。西歐の學者中にも、心竊かに之を憂へ悲しむものもあるべし。但古來より、一神教のみ行はれて、君父の大倫にも、重きを置かぬ習俗なれば。此禍の、人道を輕視し、家國を無みするより、生起することには、曾て心付くものなし。夫れ天道は、物物の上に行はれ、天理は物物の上に見れて、誠に顯然たるものである。古往今來、一分の増減もなく、一分の通塞もなし、今更事々敷言ひ立つべきにあらず。火の燃ゆるが如く、水の流るゝが如く、草木の榮枯ある、人物の死生ある。之を知るも、増す所なく、之を知らざるも、減ずる所はない、但

○第十五章
天道偏信者を
斥して人道の
重んずべきを
明す

○天道は物々
の上に行はれ
天理は物々の
上に現る

○人の禍福吉凶
は人の爲の所
作

人爲に至りては、實に一大事である。人生の禍福吉凶は、大概人爲の所作である。此人爲の上に、必ず常理がある、之を人道と名く。此人道さへ修むれば、其他の事は、人の徳に相應すれば、爲すも亦可なり。縱令爲さざるも、人事に缺くる所はない。抑も人道の名は、天道に對して立つる言である。然れども、單に人たるの道と云ふも、其意味に相違はない。此人たる道は、唯衣食を求めて、生活する計りを云ふにあらず。唯生活するのみならず、禽獸蟲魚の類、凡そ生きとし生けるもの、其れ相應に生活す。況や人は、彼等に勝る福分あり。縱令生まれの儘に差置くとも、優勝劣敗成るが儘に生活するである。殊更教へて以て、人の智分を發するにも及ばぬ。されば人たるの道は、唯此人にのみ具足成就せる智徳を顯明して、以て人事を脩むるが所詮である。夫れ徳の言たる、得なりとて、人々自得満足してある趣を云ふ。則ち物に對して現れ、事に觸れて應ずる此心である。心焉に動いて、之が言行となる、之を道と云ふ。今此徳の現るゝ姿を言へば、其親に對しては、子心と現る。其子に對しては、親心と現る。其君に對しては、臣の心と現る。其臣に對しては、君の心と現る。男女相婚しては、夫婦の心と現る。而して仁義

○心焉に動いて
之が言行とな
る、之を道と
云ふ

○禽獸と異なる所以の者

禮信の心も、おのづから其中に發す。都て此相對の姿が、人の徳である。此差別の明かなるが、人の智である。正しく禽獸と異なる所以の者である。是故に人の徳の、其儘正當に言行に現れて、自他を福利するを、人道と云ふ。即ち一家一國の姿である。

○一家一國の姿

○十六章 天命を論じて人道の重んずべきを明す

人の此世に生まるゝや、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫は、悉く成就してある。縦令陋屋に住まひ、日稼を業とする、一文不知の賤民も、此五倫を辨じて、其心に明かに此差別を知る。天地の間、人類の群居する所、何れに往くとも、此差別を諸せざる者は、唯の一人も有ることなし。是れ固より人爲の所作にあらず、即ち儒の所謂天命である。されば天理とか、天則とか、都表もなき高遠廣大の妄想を、逞うするには及ばぬ。人々實頭に工夫すれば、直に此五倫の儘が、天理天則である。乃ち天徳の、人々の上に現れた姿である。古往今來、人類は無量なり、世界の邊土蠻地に至るも、此五倫のみは、成就してある。此五倫に由て、人類の幸福安寧は、保たれてある。此外に別の子細ありと思ふは、事を好む者の愚痴である。正眼に看來れば、是皆一種邪僻の者の理數を逐ふて、智を求むる慢見妄想に過ぎぬ。抑も

○天命

○五倫の儘が天理天則

○生まれながらにして明かなる之を誠と云ふ

人の禽獸に異なる所以の者は、教を待たずして、此五倫の差別を辨じ、工夫を假らずして、此子細を知る。唯生まれながらにして明かなる之を誠と云ふ。中庸に、誠者天之道也、誠之者人之道也、とあるも、此等のことを云ふ。只悲むべきは、人々大概、此世の有様と視なして、謬の天の明命を顧みるものが稀である。乃ち男子と生まれながら、男子の徳を知らず。女子と生まれながら、女子の徳を知らざるが如く。大凡在りのまゝに馴れて、殊更一大事とは思はぬ。却て此以外に、別に面白く樂しき者あらむと妄想して、當途もなき方角を探し求め。更に殊勝な道理を見出さむと願ふ。此妄想は、智者愚者、人々其趣きを異にすと雖も。己が智欲に誑かされて、彼の天命を顧みざるは、悉く一轍である。されば聖人賢人止むことを得ず、口舌を爛らし。更に珍らしからぬことを、繰返し説返して、敢て教ふる所以である。夫れ五倫は、人爲の建立にあらず、即ち天命なり。此天命を受けて、其徳を全うするを、人道と云ふ。其道と云ひ、其徳と云ふも、決して高尚なことを云ふにあらず。人々日常當然の働きである、往を送り來を迎へ、此道を傳へ此徳を繼ぎ。恰も繩紉へるが如く、相續不斷、其家國の文明を、失墜せざるに在

○己が智欲に誑らかざる

○五倫は即ち天命

○人道の最大

り。是れ則ち君父臣子の守るべき大義である。其不忠、不孝、非義、非禮は、之が大戒である。是故に人道は徳を立て、徳に繼ぎ。國を立て、國に繼ぎ。家を起して家に繼ぐ。是を最大事となす。祖宗其徳を立つ、子孫之に繼ぐ、是を以て君父を殊に重しとす。

○第十七章 天命を論じて人事の重んずべきを明す

正眼に看來れば、人各々生れ得た其の儘が天命である。男子に生まるゝも、女子に生まるゝも、富貴の家に生まるゝも、貧賤の家に生まるゝも。舜にして瞽瞍の如き父あり。堯にして丹朱の如き子あり、此等悉く天命である。孟子曰、莫之爲而爲者、天也。されば天道は、其身其儘に行はれてある。敢て是非の沙汰には及ばぬ。深く信じて、其命を疑はねば、内心喘ぐことなし。只天命に應じて、天分を盡すべし。聖人賢人も、哺乳の恩を受けて、生育す。百歳の壽命も、衣食を待つて、保つことを得る。以て人事の大事、人道の要道を知るべきである。且つ夫れ人世を大觀するに、普通人々の臆想するよりは、極めて薄福である。故に動もすれば、其命の窮する者多し。鰥寡孤獨、癡疾貧困、厄難飢餓等の如き、往々人の受け得たる天分に、缺くる所が出来る。此不足を補ひ、其未熟を助けて、其命を盡さし

○災之爲而爲者、天也、孟子萬章上に出ず

○其命の窮する者多し

○徳を及ぼし仁を成すの道

むるが、即ち人の行ふべき大道である。此大道より言へば、敢て親疎を擇ばざる者の如しと雖も。然れども此世界の廣さ、人物の衆さ、平等一枚に取計ふ道は、萬々あることなし。况や人各々因縁あり、恩愛あり、其身に親まざる所は、其情も亦疎し。されば其親しむ所を急にして、其疎き所を緩にし。其君父を先にして、其子弟を後にす。是れ即ち人々其徳を及ぼして、以て仁を成すの道である。是等の荒ましも、大概常人の心に、明かに差別する所のものである。唯強ひてみづから味まし、其親を捨て、其疎に厚らし、其尊長を輕視して、其卑賤を重視する者は、皆是れ自愛の心に溺れ、異を好み、善を銜ひ、恩を售り、名を食るの徒のみ。顛倒の至りといふべし。

○第十八章 人の習氣を破明す

君臣父子、夫婦兄弟は、人の姿である。忠信孝悌禮義廉恥は、人の道である。此姿にして分明なる以上は、此道は、人々教を待たずして、行ひ得べきが當然である。然るに古往今來、其教ありても、尙満足ならぬは他なし。人間に一種の習氣ありて、其智徳を隠蔽遮するに由る。此習氣、太古蒙昧の時より、等流し來りて、末世未代に至りて、更に深厚となる。何をか習氣と云ふ、曰く、我れ此人倫の中にあり

○人間に一種の習氣あり

○我意
○人の惡癖

て、其分を忘れ、却て五倫を我が利便とし、以て自己の欲を達せむとするの、我意あるを云ふ。佛は之を宿習宿業と名く、畢竟人の惡癖である。則ち君たる者は、其民を視て、己が欲を達するの具となし。臣たる者は、其君を視て、己が欲を達するの具となし。其父たる者、子たる者も、各々相視て、以てみづから己が欲を達するの具となす。夫婦兄弟朋友の間も、大概此習氣を帯びて相對す。是を以て君は其臣に責め、臣は其君に求め、父子夫婦兄弟朋友相互に己れの分を忘れて、獨り備らむことを他に求む。されば此五倫の姿は、分明なれども、自他相視て、各々己が欲を達するの具となすが故に、動もすれば恩怨の情を恣にして、遂には人道をも失ふやうになる。但人の父母たるもの、其子に對するは。此習氣の太甚しき者にあらざれば、大やう慈親たるの徳を失はず。されば人道の満足ならざる所以は、全く人々一種の習氣を帯びて、萬事萬物に對するに由る。世の愚昧の輩は、此習氣を以て、人の性情と思ひ謬り。之を除きて、自新を求むるの心なし。是れ大なる迷なり。若し斯かる惡態のものが、人の眞性情ならば、人は禽獸にも劣るべし。鳥に反哺の孝あり、鳩に三枝の禮ありと聞く。子細に點檢し來れば、螻蟻

○恩怨の情を恣にして人道を失ふ

○大なる迷

○螻蟻蜂蝶の微蟲も猶一分の徳を失ふ

○名分義理の教

蜂蝶の微蟲も、猶一分の徳を具ふるを見る。抑も人は萬物の靈なり、豈禽獸にだも及かざらむや。蓋し人生必ず喜怒哀樂の正情あり、愛惡欲の偏情あり。其母胎を出づるや、身の欲が最初に起る、小少より習ひ覺えて、生長するに隨ひ、漸く增長し。常に恒に此習氣を帯びて、萬事萬物に對す。故に其教なきものは、其心念も、身欲の一途に働いて、遂には義理差別を辨ずるの智を失ふ。譬へば一色ある眼鏡を懸けて、物を見るが如し。都ての物が、悉く其眼鏡の一色に變ずれど、是れ決して眞の正色にあらず。人の習氣も亦然り、されば人々平一枚に、我が身に對するものを擧て、悉く身欲を達するの具と思ひ僻めるを正し。以て其性情を全らし、其道徳を保たしむるが、所謂名分義理の教である。太古淳朴の民は、物欲甚しからず。其身に奉ずる所以のものも亦廉なり、是を以ておのづから習氣も薄く、心意も寛かである。則ち人情和して、道念自然に存す。末世末代に至るに隨ひ、尊卑は其類を異にし、貧富は其生を同うせず、天堂も地獄も、眼前に見るが如き有様なれば。愚なる者は、一身を救ふに急にして。才ある者は、榮華を希求するに煩惱す。世代の繁榮、生民の増殖と共に俱に、此習氣增長して、いよ／＼深厚と

○萬物の靈たる者殆ど萬物の元惡となる

なり。人間世を渾濁して、眞性情を埋没す。是に於て萬物の靈たるものも、殆ど萬物の元惡となる。縱令聖賢佛陀が、口舌を爛らして之を救ふも、猶及ばざるを恐るゝなり。

○第十九章 君父の道を論ず

君父は、人の大統である。家國は、人の徳宅である。是故に人道を全うして、一國一家を保つは、君父たる者の天職である。一家の主宰となりて、一家の非義非禮を正す者は、他人の任にあらず、人の父たる者の職分である。一國の主宰となりて、一國の非義非禮を正すものは、他人の任にあらず、人の君たる者の職分である。されば其臣民子弟を教育して、業を授け徳を繼がしむるは、即ち君父其者の大任にして。其臣子たる者の、君父の命を重んずる所以のものも、亦實に此一大事あるに由る。決して徒らに尊嚴なるが、君父の道にあらず。されば家に不義の子あり、國に不禮の臣あるは、其君父たる者の大耻大辱である。則ち君父にして耻辱を知らず、臣子にして禮義を知らざれば、倫理亂れて、其家國は必ず喪亡す。所謂一家仁、一國興、仁、一人貪戾、一國作亂、是を以て慈父も、不義の子を鞭撻し。仁君も、不禮の臣を放流す。願ふに忍びざるの心あり、而して忍んで之を行ふ所以

○君父たる者の大耻大辱

○一家仁一國興、一人貪戾一國作亂大學に出づ

○不教而殺謂之虐、不戒視成謂之暴、論語堯曰篇に出づ

のものとは他なし。君父たる者、其道德に頼み、其職分に頼みる所の者あればなり。孔子曰、不教而殺謂之虐、不戒視成謂之暴と。臣子を教戒せざる君父は、即ち暴虐の名を得る。茲に至ては、人の君父たる者の責も、亦實に重しと云ふべし。是の故に子弟臣民を教育して、其徳を子孫百代に傳ふるは、實に君父たる者の唯一の大任なり。蓋し一國の總體を通じて言へば、愚昧貧困なるものが、最大多数である。此最大多数の賤民に、悉く父道の全からむことを求むるも、事實に於て無理である。唯士君子たる者、及び恒産ある者、此任を全うすることが出来る。又必ず全うせねばならぬ。一家同居、身を以て之を帥む、行ふて以て之に教ふべし。而して其義を正し、道を勵ますに至つては、至嚴なれば、即ち父子の情に害することあり。是を以て古は、子を易へて教ふるの道あり。是れ師道の由て起る所以である。夫れ士君子、猶師を擇んで、其子弟を托するの事情あり。況や貧困愚昧、縦令人道を尙び、其子孫を憂ふる志あるも、みづから教ふるの術なきものは、手摺り足摺りするも、之を如何ともすること能はず。是を以て國に必ず庠序學校の設あり。人君たる者、賢を進め能を招き、師を立て學を興す。乃ち師道の貴ぶ

○師道の由て起る所以

○庠序學校の設

○師道の貴ぶべき所以

べき所以

○第二十
君父の大任を
論ず

○堯舜帥天下
以仁而民從之
桀紂帥天下以
暴而民從之
大

べきは君父其人に代つて、其臣民子弟を教ふる所以である。
國君家父、其身を以て、其子弟臣民を帥ゆ。是を以て家國のづから風を成し俗
を成し、其風俗の敦厚なるは、其君父たるもの、淳正なる行を、其儘に寫し出した
姿なり。其風俗の賤薄なるは、其君父たる者の、陋劣なる行を、其儘に寫し出した
姿なり。堯舜帥天下以仁而民從之、桀紂帥天下以暴而民從之と。此道理は、獨り
人に君たる者の行に限るにあらず。人の父兄たる者が、其子弟を帥ゆるも、同じ
道理である。但父徳は、善惡とも一家に止る、故に一家の存亡興廢に過ぎぬ。君
徳は、天下百姓に及ぶ、其仁と暴とは、天下の治亂國家の存亡興廢となる。是故に
縱令賢師を擇び、學校を興し、其子弟臣民に、業を授け道を教ふるも、其君父たる者
の、身躬ら行ふ所に反すれば、決して其風俗を正し、其家國を全うすることは出
來ぬ。所謂其、所令反其所好、而民不從である。夫れ父は一家の至嚴なり。至聖
舜の如きも、其父瞽瞍を正すことを得ず。若し其れ國君より是等の輩を視る時
は、只一介の頑夫である。以て鯀を殛すべし、禹を用ふべし。されば天下の父子
兄弟を兼并して、之が君となり、之が師となり、齊しく之を帥ゆる者は、國君である。

○元后作民父
母の泰誓に
出づ

○古之欲明明
徳於天下者
大學に出づ

○第二十一
王者の徳行を
論ず
○天下皆知美
之爲美、斯惡
已
老子道徳經に
出づ

○瞻彼中林云
々々詩の小雅
正
月篇に出づ

○生民禍亂の
源

○群類奇怪の
雜居

是れ元后は、民の父母と作るの謂ひなり。是故に一國の風俗を正し、其民をして
禮義あらしむるは、唯國君一身の躬行實踐にあり。其臣たる者の、王化を輔けて、
之を天下に及ぼすにあり。されば君臣一體徳を保ち道を盡して、此風俗を正す
べきである。傳曰古之欲明明徳於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊
其家者、先修其身と。物必ず本末あり、其本亂れて、其末の治まらざる。猶源泉渾
濁して、末流支派都て渾濁するが如し。

王室なる者は、道徳の源なり、風化の本なり。若し其徳を絶ち、其道を塞ぎて、天下
に通ぜざれば、唯是れ人間名利の淵藪のみ。老子曰天下皆知美之爲美、斯惡己
と、名を求むる者、相率ゐて之に歸し。利を食むる者、相携へて之に歸し。名利以て
天下に誇る者、獨り臣と稱す。詩曰瞻彼中林、侯薪侯蒸、民今方殆、視天夢々と。衆
民茫々、適從する所を知らず。衣服は人々其制を變じ、禮義は家々其則を一にせ
ず、頽俗日に加はり、上下無耻、滔々風を成す。斯の如くんば、則ち生民禍亂の源と
なるも、亦必ず王室にあり。夫れ禮義の脩らざる、風化の正しからざる、貴賤男女、
異風異形、牛首蛇身、無足多足、腹行飛行。其一國の有様、恰も是れ群類奇怪の雜居

○冠婚葬祭

たり。是を以て古は王制あり、即ち天下の臣民に禮容を教へ、儀方を示す所以である。國を保つ者、宜しく古先聖王の德行に鑒みるべし。且夫れ冠婚葬祭の如きは、人の大禮なり、尊卑分あり、其典を等うせずと雖も、只鄭重と疎略との別あるべきのみ決して、國家其制を異にし、人々其道を同ふせざるの理あることなし。夫れ王者の一言一行は、悉く天下の法となり、國家の俗となる。況や冠婚葬祭の如き人の大禮をや。其臣民に刑る所以の者、最も慎むべきの至りである。是れ誠に王者の大戒と云ふべし。或る一種刑名の説を作すものあり、曰く王者の一言一行は、天下の法たり。乃ち冠婚葬祭より、宮室衣服、坐作進退の末節に至るまで。王者の爲すが儘に倣ふて、以て法とするが、其臣民たる者の分際である。天下之を模範とし、風を變じ、俗を易へ、亦以て至治に至るべしと。是れ所謂胡椒丸呑の論なり、抑も風を移し、俗を易ふると云ふは、斯かる亂暴を言ふにあらず。王者にして斯かる亂暴を以て、天下を帥ゆる時は、下民も亦之に従つて、暴風亂俗となるまでである。決して秩序あり、禮義ある民俗を作すことは出来ぬ。支那三代、革命の世に在りてすら、殷は夏の禮に因る、周は殷の禮に因る、其損益する處

○王者の大戒
○僻論者の言

○其失を去り
其亂を治めて
其正を守らば
天下一新すべ
し
○國を治め民
を帥ゆるの道

○第二十二章
小人の害を論ず

○用捨を誤る
ときは其國を損
ふ
○王民は一國
の體

の者は、其世の惡俗を去り、美風を獎むるに過ぎず。況や祖宗の徳を繼ぎ、王室連綿たる國にありては、既に已に祖宗の制禮あり。以て天下の億兆を教化し、民心に浸潤して、骨に透り髓に徹す。是を以て其風俗のづから定る所あり。乃ち其失を去り、其亂を治めて、其正を守らば、亦以て天下を一新するに足る。是故に國を治め、民を帥ゆるの道は他なし。其國君たる者が、天下に通じて、斯民に教ふる所以の者を擇んで、之を其身に行ふに在り。縱令善と稱し、美と稱することも、斯民の従ふこと能はざる者は、必ず用捨すべきである。大凡國を治むる所以の者は、一端にあらず、必ず種々の道術が必要である。富國の術も、其一端である。強兵の術も、其一端である。醫學法學は論なし、所謂利用厚生之術は、悉く治國の必用に相違ない。されど彼れ骨董の如く、只亂雜に取集め、手に應じ意に任せて、用ひ去るべきにあらず。必ずや物に本末あり、親疎あり。事に輕重あり、緩急あり。其の用捨を誤るときは、如何なる善術も、却て國家を亂り、斯民を損ふの道具となる。夫れ民は本なり、王民は一國の體なり。尊は卑に依りて在り、貴は賤に依りて保ち、上層は下層に依りて存す。莊嚴美麗の宮殿も、

○國を保つ

○甲は治國の補となり乙は天下の大害となる

○國家の基礎を顛覆し土臺を破碎する者

○斯民に父母たる者の大患

其基礎土臺の上に安立す。されば國を保つのは斯民を利し、斯民を養ひ、斯民の禍害を去るを以て、先とし急とす。徒に世の所謂開化を競ふて、獨り功利の徒の志を滿たしむべきにあらず。元來富貴功名も、士君子の德行ある者に歸すれば、必ず其國を益し、斯民を利す。功名は以て一國の師範とするに足る。富貴は以て斯民を救済するに足る。亦以て王化を助け、治國の補となる。若し非徳の小人に歸すれば、則ち天下の大害たり。或は大を好み異を企て、國に不急の事を生じ。或は民利民産を兼併し、王者の赤子を苦役し、其貧賤愚昧の民を見ること、恰も異類を見るに異ならず。是れ即ち國家の基礎を顛覆し、其土臺を破碎する者なり。若し一世の人情かゝる變體を以て、人事の正當となすに至らば。所謂醫術も、貧人を救ふに足らず。法理も、窮民を保つに足らず。利用厚生も、兵道富術も、徒に國家を名として、一類小人の私を營む物柄となる。其術いよく精しくして、此變體をいよく増長し。其學いよく進んで、此弊澁をいよく助長す。世の輕躁の輩は、此變體を見て、必ず言はむ、是れ全く人文開化の功なりと。今子細に點檢すれば、誠に斯民に父母たる者の大患大憂である。國を保つもの

其國に斯かる變體の萌しあらば。則ち宜しく此大患大憂を察して、豫め之れを救ふの術を講ずべきなり。

○第二十三章 王者の道を論じて聖學の重んずべきを明す

○上情下達し下情上達し風化正しく禮義民俗をなす

○斯人を保ち斯人を利すれば王者滿分の天職

○王者は此の萬不同の者の父母

○王業決して容易ならず

王民は、一國の體なり。一國一體、氣血相通じて、おのづから生々育々の力あり。一國の進運も、是れに之由る。一國の富强も、是れに之由る。上情下達し、下情上達し、風化正しく、禮義おのづから民俗をなす。然る所以の者は、君臣誠に斯道を重しとすればなり。元來一國の大體より言へば、君臣父子夫婦兄弟皆人なり。斯人を保ち、斯人を利して、遺憾なければ。則ち王者の天職は、滿分である。今概して人と云ふ、其人たる者に、種々の姿がある、老あり少あり、長あり幼あり、賢あり愚あり、尊あり卑あり、富あり貧あり、古往今來、此齊しき人にして、此齊しからざる天分がある。是を以て各々其情を異にし、其利する所を同うせず。王者は、此萬不同の者の父母となりて、一視同仁。悉く其性情を遂げしむる者。是れ決して容易の業にあらず。故に中庸に曰く、君子之道、費而隱、夫婦之愚、可以與知焉、及其至也、雖聖人亦有所不知焉、夫婦之不肖、可以能行焉、及其至也、雖聖人亦有所不能焉、と、病苦は、病人にして能く之を知る、扁鵲倉公も、悉く知ること能はず。貧賤の情

○人君たる者の最大急務

は、貧賤者にして能く之を知る、堯舜周孔も、悉く知ること能はず。男女老幼長少の情も、亦然り。但聖賢の學は、偏に此事を究明するを以て要とす。されば人君たる者は、みづから聖賢の學を脩むるのみならず、天下の士君子をして、此學を講ぜしめ、以て彼れ萬不同の人心を知るが、即ち爲政の大本である。然らざれば、假令王者の位に在るも、猶墻壁に而して、立つが如く。事の本末を辨じ、物の輕重を度りて、之を其民に施すこと能はず。又其股肱となり、身命を致して、以て王道を輔弼するの臣下もあることなし。終には物欲の念に誘はれ、國家の治亂、斯民の利害をも打忘れ。獨りみづから雄と稱し、智と稱し、我意我見に任せて、恣に天下を成敗するに至る。抑も人に對しながら、人の性情を盡さず。其喜憂をも察せず、其能不能をも勘辨せず。唯己が欲する儘に應ぜしめんとするは、猶狗に木升りを教へ、鶴に高飛びを命ずるに異ならず。營に勞して功なきのみならず、實に無理非道の至りである。夫れ人道に尙ぶ所以の者は、自他各々其徳を以て相應するに在り。妄りに己が我意を立て、人を制せんと欲するは、誠に斯道の大禁である。人君みづから我意を立て、其臣民に命じて曰く、汝の身命、汝の父

○人道に尙ぶ所以の者

○惡鬼惡魔を撫して相慶起る

○股髀違からず支那の衰世に在り

○第二十四章 人君の徳行を論じて尊々親々の義を明す

○上老老而民興、孝云々大學に由づ
○民に尊々の義を教ふ
○民に親々の義を教ふ

○禮義の由て起る所以民俗の敦厚なる所以

母兄弟を捨て、我に従へよと。則ち世の惡鬼惡魔が、此無理非道の有様を見て、竊に掌を撫して相慶し。其便に乗じ、人の臣子に教へて曰く、天は人の上に人を立てず。汝が君父を捨て、我が言に従へよと。牙を嚙み舌を掉ひ、あらゆる好名目の下に、人の我欲を煽動し、人の國家を破滅し。傲然みづから師と稱し、王と稱して憚らず。支那歴代の衰世には、必ず此徒が蜂起して、天下に横行し。以て亂階をなすを視て、察すべきである。

人の君となりて、其民を帥ゆる所以の道は、別に奇術妙法あるにあらず。唯斯民のみづから脩むべき徳行を、徳行として、之に教ふるのみ。故に曰く、上老老而民興、孝上長、而民興、弟上恤、孤而民不倍、是以君子有絜矩之道也。夫れ王者は、人の至尊である。至尊に位して、賢を尊び、徳を崇ぶは。斯民に、尊々の義を教ふる所以なり。王者に私親なし、而して老を老とし、長を長とするは。斯民に親々の義を教ふる所以なり。親々尊々の大義、天下に用かにして、國家のづから秩序あり。是れ禮義の由て起る所以である、民俗の敦厚なる所以である。夫れ親々の義は、人情あるもの、親む所。而して尊々の義は、我想ある者の、反く所である。

○王者の至徳要道

○王者安居の位

○争ひの本

○衆民を帥むるの術

是故に斯民の親む所を以て、之に教へ。斯民の尊ぶ所を以て、之を帥ゆれば。尊々の道も、親々の情に由て行はれ。親々の道も、尊々の義ありて行はる。是れ王者の至徳要道である。人固より神祇聖賢を尊ぶの心がある、父母長兄士君子を敬するの心がある。此心に則りて、王者みづから之を敬し、之を尊び以て天下至尊の位に安居すべし。若し然らずして、徒に位を定め、爵を設け。小人を延いて、衆民の上に置き、以て尊卑の階となさば。却て人の妬心を惹起し、人の我想を増長し、争鬪の門を開き、人心乖離の本となる。此の如きは、決して尊々の大義を明かにする所以にあらず。要を取つて之を言へば、人倫を本とし、忠孝仁義の道に由らざれば、如何なる好事も、盡く争の道となる。何を以て之を言ふ、凡そ天下の百姓、一國に同居し、齊く臣民と稱す。之が君たる者、彼に厚うして、此に薄ければ、必ず其平を得ず。此に親みて、彼に疎ければ、必ず其平を得ず。事々其平を得ざれば、民に異心あり、人に不平の氣あり。是れ争ひの本である。王者深く此事あるを憂ふ。是を以て斯民の親む所を親み、斯民の尊ぶ所を尊び、即ち其厚き所に厚うして、以て義を勵まし、仁を強ふ。是れ天下の臣民を帥めて、道に至らしむる

○恩賞以て天下忠孝の心を養ふ

○君の職を明かにす
○君の職を明かにす
○君の職を明かにす
○君の職を明かにす

○詩曰云々小雅節南山に山出
○王道の行はれず玉化の行はれざる者は大罪

所以の術である。是故に君恩も濫りに加ふべからず、君賞も濫りり與ふべからず。乃ち至忠にして、必ず賞あり。至孝にして、必ず恩あり。恩賞以て天下忠孝の心を養ふべし。若し其道を失ふ時は、厚恩重賞も、亦以て國家を亂るに足るなり。其身を脩め、其家を齊へ、只王命に之れ従ふは、民の義である。天下を兼有し、命を下し、令を布き、民をして死生違はざらしむる者は、君の職である。君徳を輔佐し、君道を奉行して、斯民に及ぼす者は、臣の職である。是故に國人として、民たらざるなく。國事として、君臣の職にあらずと云ふことなし。されば聖賢の教は、必ず脩身齊家より、治國平天下の道を以て、君子の修むべき學となす。蓋し君と臣とは、尊卑其位を異にし、主従其分を同じうせざるも。其元首たり、股肱たり、一心同體、天下の政を行ふ所以の者は、二途あることなければなり。詩曰節彼南山、維石巖々、赫赫師尹、民具瞻爾と。是に由りて之を言へば、王道の行はれざる、王化の普及せざるは、實に人臣たる者の大罪である。夫れ人君は、天の福祿を保ち、其一身に奉ずる所以の者、満足せざるはなし。通途人間の欲望希求する富貴功名の

○孔子曰爲君難爲民不易論語子路篇に出づ

○忠も不忠となり義も不義となる

○亂賊の臣暴戻の民

如きも固より帝王たる者の心思を動かすに足らず。是故に人君にして其徳を亂り、斯民を傷ふ者は、百代にして一二を數ふべし。殆ど無くして稀に之れ有るを見るのみ。されば王道の行はれざる、王化の普及せざるは、斷じて其臣たる者の大罪なり。縱令一君其徳を守るも、萬臣にして之を亂らば、其國家は必ず亂と亡とに歸す。孔子曰、爲君難、爲臣不易と。由來其分より言へば、人臣たる者は、仰て其君に事へ、忠を盡し、過を補ふの一途あるのみ。然れども其君の君たる所以、其臣の臣たる所以を知り、君臣の義を明かにし、其道を以て事へざれば、其忠も却て不忠となり、其義も却て不義となる。今の世の士君子、概ね道學に暗く、管に臣道を知らざるのみならず、其臣分の何物たるを知らざる者さへ多し。夫れ父老長兄も、其一家を支配するに止まる。決して他人他家を指揮して、我事に従はしむるの義あることなし。何となれば、各々家門を出づれば、悉く他人の子弟である、王者の人民である。若し私に王民を支配し、他人の子弟を指揮し、以て事に従はしむる者あらば、是れ即ち亂賊の臣なり、暴戻の民なり。今の世の士君子、動もすれば國家と説き、人民と説き、みづから思へらく、是れ民たるの義なり、人た

○臣道臣分の明かならざる今日を以て甚しとす

○二十六章西學東漸の害を論ず

○君權主義
○民權主義
○個人主義
○國家主義

るの權なりと。悍然君臣の大義を犯して顧みず、是れ殆ど彼の暴戻亂賊の徒と、其類を同じうするもの。其臣道臣分の明かならざる、今の時を以て殊に甚しとす。凡そ事の王權に由つて行はるゝものは、王事に非ずと云ふことなし。即ち王事を議し、王事を講ずる者、縱令草莽布衣の臣にして、其身に官職職守なきも、其の臣道臣分の責は、遁るべからず。亦以て名教に鑑み、人臣の大節を重んじ、其言行に省みるべきである。

近時西學の傳播せしより以來、世の利智利根の者は、概ね彼の天道天理の學風を信じ、世界人類を一視し、人類相集りて、邦國を爲す所以の理を究明せむと欲す。其心高く、其志大なり、其主張する所の者も、亦各々一理あり。然れども其究竟の意を取りて、茲に之を概言すれば、則ち人類群居して、國を立つ、其國の大權を執り、法を立て、令を布き、人民をして、服従違はざらしむる者は、何等の道理に由るか。果して何人の權力に在るか。と云ふの疑問を、解釋せむと欲するに過ぎず。曰く、君權主義曰く、民權主義曰く、個人主義曰く、國家主義と、各々意見を立て、其學ぶ所、其好む所のものを、主張して止まず。甲是乙非、詮じ來るに、只是れ學者一場

○此等學者の閑妄想が大概人間争亂の本

○分明なる事實

○至愚の極

○此を以て彼を無みすべからず彼を以て此を無みすべからず

の閑妄想のみ。而して之を古今の事迹に徴するに、此等學者の閑妄想が、大概人間争亂の本となる。彼の聖賢の深く異端を恐るゝも、畢竟之が爲めである。抑も横目豎鼻の一群は、都て人である。此人や、群居の性あるが故に、群を爲し國を爲す。而して其一群一國の君王たる者が、其大權を執る。是れ古往今來、分明なる事實である。之を反言すれば、此大權を執る者が、人の君王である。其民を指揮命令して、國事に役する所以の者は、亦國事あるに由るのみ。別に奇特の子細あるにあらず。此等の事を詮索するは、恰も人の衣食は何等の爲か、其手足は何等の用に供するかと疑惑するに異ならず。一應の吟味は、さることなれど。反目疾視、相闘ぐに至りては、至愚の極と云ふべし。苦し夫れ王道を以て、之を言へば、個人の利害は、個人主義にして可なり。一家の利害は、一家主義にして可なり。國家の利害は、國家主義にして可なり。民徳を重んずるより言へば、民權主義も亦可なり。君徳を尊ぶより言へば、君權主義も亦可なり。但此を以て彼を無みすべからず、彼を以て此を無みすべからず。元來國あるが故に、國の名あり。家あるが故に、家の名あり。人あるが故に、人の名あり。其名のあるが如く、必ず其

○政に従ふ者の伎倆

○一種桀放の民

○今の學者の思想

實がある。則ち彼を無みし、此を無みし、人類を裸體にして、之を分析研究するは、恰も輻を解き、軸を去り、輪を捨て、其の全車を求むるに同じ。實に童兒の戯と云ふべし。抑も家と名け、國と名くるも、悉く人の建立する所である。故に人を離れて、家國なきは、愚夫愚婦も之を知る。身を捨て、衣食の求めなきは、痴兒騃童も之を知る。是れ實に見るが儘の事實である。敢て高尚の理窟を講究するの要用はない。但國事は都ての人事に關聯して、之が禍福となる故に、其政に任ずるものは、識は人事の萬般に通じ、學は古今の成敗に達し、能く事の輕重本末を辨じ、深く物の利害得失を察するの智術ありて、以て王事を全うすることが出来る。されば西學を修むる者も、其臣民たるの本分を失はず。博く學術を研究し、以て臣職を盡すの一端に供すれば、啻に國家の害たらざるのみならず、其れ必ず王化を助け、治功を補ふに足るものあらむ。若し夫れ其學ぶ所に僻し、其見聞に溺れ、彼の天民流浪の習氣を帯びて、妄りに國事を是非するものは、是れ一種桀放の民なり。今の天下、稍此類あるを見る。此類の唱ふる所、各人聊か差別ありと雖も、其國家に對する思想に至りては、悉く大同である。即ち謂へらく、人

は人の人なり、國は國の國なり。人には人の意思ありて、以て人事を行ふ。國には國の意思ありて、以て國事を行ふ。されば國家の意思を、正當に行ふを以て、其國家大權の行用とす。國君なる者は、此大權を持するもの。而して國家の意思を正當に解する者は、都て我等が學得底の道理である。我等が主義の主張する所の者である。唯人君たる者は、宜しく我等が意見を採用すれば足れりと。各々其好む所に従ひ、擇んで以て西歐諸國の事例を引き、其主義學說を主張して止まず。是れ殆ど我が君民を視て、自己の欲する處を行ふの具と爲す者に似たり。今の天下、稍此類あるを見る。國家を愛ふる者は、乃ち宜しく聖賢の學を脩めて、以て其本に還るべきなり。

○其本に還るべし

人道要論終

得庵一夕話

近頃日本新聞に、種々の體育談あり、昨今の水泳術も亦面白し。全體教育は、德育、智育、體育といふ事に別けてあるが。總じて育と云ふは、天賦の身體と精神とを十分に發達せしむるに、其の天賦發達すべき身體精神に、適應する材料を與へて、順正に育て導くの義で。つまり植物を培養するに、植物相應の肥料を施すのも、同じ道理である。故に教育者が、自分の好事に任せて、五臟六腑を、手づくねにするやうな考を以て、教育を施すのは、決して教育の本旨ではない。

三育は、之を精神德育と、身體體育とに、別つてもよい。そこで此の精神と身體との關係は、如何であるか。其れには、氣血と云ふものが關係する。精神が萎縮すれば、氣血を凝滯させて仕舞ふ。精神が爽快なれば、氣血も暢達する。其の氣血の凝滯と暢達とは、身體の發育に、大關係を及ぼして來る。現に物が怖くつて、顔色が眞つ青になるとか。大變恐ろしい目に遭つて、腰を抜かすとか。慄ひ出すとか云ふことは、皆精神の感動を、氣血に及ぼして、全身に異變を與ふる例證であ

る。尤も此等は極端の例で地震ならば強震以上であらうが。微震の中には、人身に感じない微震もあると同じで。極些末な上にも、氣血の關係は有るのである。而して人間喜怒哀樂の情たる殆ど動かざる時は無いから。氣血の動搖も又絶える時はない。只銘々之を適度に動かすが肝要である。

それから意思の變化に因て、身體に變化を起す。例へば文人にならうとか、軍人にならうとか。子供の内から意思の定まりたるものは、其の行動思想の運びが、悉く文人風なり、軍人風なりに發達する。隨て其の顔つきまで、或は優しく、或は嚴めしく、變化して来る。惡意惡念を挾んで居る者は、惡相を現はし。野鄙な者は野鄙な顔つきを現はす。自然顔つきに現はれて来る位であるから、全身にも此の通りの關係があるものと見なければならぬ。即ち腹の中では、五臟六腑にも、此の通り關係して居ると云はなければならぬ。人相觀は、顔付で判斷する。手相觀は、手の平で判斷する。眸子を視るも、足の裏を見るも、何處を見るも、同じく其の吉凶を現はして居るに相違ない。

此の又意思といふものが、單獨に動くものではない。必ず相手方に依て、働いて

来る。其の相手方が俗に云ふ境界。子て云へば親たる者、朋友たる者。此の境界相手方が窮屈卑屈であれば。自然此方の意思も窮屈卑屈になる。其の境界が伸んびりして居れば。意思も伸んびりと清々しくなる。清々しくなればなる程、氣血も伸びる。窮屈になればなる程、意思も曲りくねつて、邪想邪念といふものが増して来る。

邪と云ふものは、人間本然の性として、起るべきものでない。境界に依り、己れの慾を達しやうと云ふ上からして、發して来るもので。譬へて云へば、竹は眞つ直に生へる性である。然るに其の上に、石や木やが有つた爲めに、曲りくねつて出て来ると同じく。意思の發達の上に、境界の妨げと共に、邪曲の念の起る事もある。これは體育にも、智育にも、關係して居る。教育をする人は、此の精神作用と云ふものを、充分に攻究して置かねと、要領を得る事が、六づかしからうと思ふ。親が子を育てるにも、此邊の心得は、尤も大切の事である。

心理學の上より云へば、個人の精神作用の關係よりも。衆人全體の精神作用が、個人の上に、非常なる力を持つと云ふ事がある。佛説ては、此の個人の精神の働

きを別業と云ひ。衆人の上に關係する精神の働きを、同分業と云ふ。教育の事などは、同分業の方に關係が多い。同分業とは、譬へばみづから信じて安んずる力がなくとも。衆人が安んじて居れば、知らず識らず、己れも安んじて居ると云ふ力である。我が邦でも、維新前後、外國の壓迫を受けた時には、今にも國が滅びるだらうと云ふので、國民舉つて安んじない。有志家慷慨家ばかりでなく、町人も百姓も、皆其の通りであつた。今の人は、慷慨家ばかりが、騒いだやうに思ひ、又自分等ばかりが、維新を作り出したやうに誇るものもあるが、是れは物を知らぬ者の云ふ事で、子供も、坊主も、神主も、腰の立つものも、立たぬものも、皆同じく心配したのである。危懼の念を同分に抱くと、此の通りである。

近來我が國も、大分發達して。容易に外國人に家を打ち潰されて、持つて往かれるやうな事はないと云ふ意思が、同分に乘つて來た。さうなると、自然人の言ふことも變化する。俗に云ふ世が變つて來る。一家にしる、一村にしる、或は一國にしる、同じ譯ではあるが。國の上には、大同分はあるけれども、其内に又小同分がある。學校ならば、學校の先生なり、事務員なり、總ての者が、能く其の道を盡くし

て。生徒をして安んじて、此の學校に居れば、學業も成就し、身體も丈夫になり、總て善い事を教へて貰へるものだ、といふ同分を爲さしむる。其の同分の信用があれば、學業も亦進むが。何んだか此の學校は、いやな學校だ、此の先生は、不感服な先生だ、といふ念が起て來ては。其の學校に、幾ら置ても、精神身體共に、發達する譯はない。不信用な醫者に係つては、藥の利かぬも同じ事。此等の事は、新しく云はんでも、人は東西を辯じ、是非を知るの智慧を有する普通の者ならば、疾くに氣は注いで居る筈。唯それを行はぬから困る。行はぬのみならず、變てこな理窟を構へて、理を以つて長じやうとする。勝たうとする。何だか故さらめきた事をやらねば、教育家でないとか、理論にならぬとか、云ふやうな、僻見を起すから、往々調子が狂うて來る。

身體さへ強ければ、立派な人間が出來ると云ふ話しになれば。漁夫の子や、山中の子などは、途方も無い好い結果を得なければならぬが、必しも左様でない。單に體格を比べては、昔の士族よりは。漁夫とか、百姓とか云ふ者は、ずつと強いやうであるけれども。意思の上より云へば、勿論此例昔の士族などに剛強な者

が先づ多いと見なければならぬ。百姓の中には随分剛氣な者もあるが。町人となると膽力もなし、體力も柔弱である。御維新後は兎も角、御維新前はさういふ様なものである。今では一概に云はれぬけれども、是等は皆意思が身體に關係し、所謂氣力に關係し。氣力が壯んなれば、自然氣血を強めて、體力に及ぼす事は、前に述べた通りである。そこで士族の運動は、敢て町人百姓より、多いとも限らぬが。比較して、身體の大きな者が多いことも、稍々解し得らるゝであらう。大藩の者には、小藩の者より大きな者が多いては無いが。一體士族の面附から、體格から、意志から、總て如何なる同分に成立つて居つたか、と云ふ事を調べたならば。此の問題に付ては、少なからぬ趣味のある事と思ふ。春日潜庵といふ儒者が、道を歩くのに、道の真中を、大手を振て通る鹽梅は。如何にも天下は、乃公の天下だと云ふ風采があつたといふが。陽明學の流義で、自然にさういふ體格を、作て居たものと見える。

佛法の諸宗の上で、見ても、能く解かる。禪宗坊主の骨格面附、真宗坊主の骨格面附、淨土坊主の骨格面附、皆おのゝ違つて居る。禪宗では、托鉢したり、運動も好

くするが。しかしながら坊主の事であるから、運動をすると云つても、力役者程には運動しない。宗教の事であるから、學問だの、希望だの、觀察だの、意思だのといふもので、成立つて居るのである。之を見ると、意思の身體に關係する事の多いのが解かる。一口に云へば、他宗者の優柔に比して、禪宗坊主の逞ましきは、能く働らく故であるといふか。然らば三助も、權助も、皆禪宗坊主のやうになるかと云へば、さうは行かぬ。

色と業こゝでは、身體と精神と見てもよい。とは、相依つて成就するものである。即ち業は主で、色は客の姿である。しかしながら色を離れて、業の生ずべきやうはない。身體に依らずして精神の發すべきやうはない。譬へば火の大伽藍に燃え附いた勢ひと云ふものは、熱も強くて、近所が熱くなり。光も強くて、遠方から見えるが。溝つべらな鮑屑などに、燃え附いた處で、熱や光は、實に微弱なものである。業と云ふても、業單獨で働いて居るものではない。依る所の物が、健剛ならば、其の業力も健剛に働いて来る。木の葉同様の物なれば、其の働きは、微弱である。しかし其の物が、業の主ではない。伽藍が、火では無い。人の剛柔とか、強弱とかいふのは、

どちらかと云へば、業力の致す所である。そこに世の教育をする者が、氣を注いで呉れれば、結構と思ふ。

教育に一番嫌ふべき事がある、之を注意して置かねばならぬ。外ても無い、教育をする者に、己れの欲望があつて、其の欲望に應ぜしめやうと云ふ事になると、人の子を賊ふと云ふ事である。百姓が物を作るにも、米ならば、米の性質のあらゆる、適當の手入れをし、肥料をして、發達させるが所謂老農である。況て人間の教育には、其の性情に隨て、之を満分に發達せしむる外に、仕向け方は無い筈である。若し猿廻しが、猿を仕込み、曲馬師が、馬を練り込むやうな考を以て、總ての人に臨んで、教育しやうとすると、非常に害がある。性を矯めれば、矯められぬことはあるまいけれども、大變な害がある。

それから總て、中人以上と云ふやうな所に、眼を着けて、教育を談ずると云ふ事も、或る場合に於ては害がある。一體日本ならば、日本人民の、下層から上層まで、人として行はるゝやう、人として成立たせるやうに、仕向けねばならぬ。近頃は國家説と云ふものが、流行して、國の爲めなれば、何でも遣る。國の爲めにならぬ

ば、何でも抛て置くといふは、嘆かほしい事である。或は大學を興して、大學者を拵へると云ふやうな事は、普通の人間には行はぬけれども、國を立て、人の世に立て居る以上は、職を異にし、業を異にする如く、さう云ふ學者などの、高尚な事を攻究する者も、入用には相違ないが、そればかりでは行かぬ。教育といふものは、どうしても、普通一般と云ふ事が、一番大事である。

文明と云ふ事も、其の通り、若し文明は、中以上財産のある、小智慧のある、はいからでなければ、出來ないと云ふやうな文明ならば、是れは眞正の文明ではない。譬へば、瀛車が出來た、乗客は文明であらうが、暗黒な幾丈の地下に、石炭を掘て居るものゝ爲めには、何の文明もない。馬車を驅て、揚々たる者は、文明であらうが、積極主義なりとて、租税の増課に困しめられる小作の良民に取つては、何の文明もない。今日の有様では、こんな文明家に、宜しくないものが多い。神田から小石川まで、辻車に乗つても、何錢と極めた賃錢は、一度も間違つた事はない。口約東の事であるから、十錢のを、二十錢だと云ふても、水掛論になるのであるが、まだそんな奴に出會はない。却て中以上と云ふ顔つきの所には、證據がないからだ

の法律に明文が無いからといふので、違約をしたり、不徳を行ふたりするものが多い。これでは、文明があべこべに進むやうである。眞の文明は、上下一般に、従前の程度よりも、一步進む所が無ければならぬ。

普通一般に、人たるべき事を目的として教育し、上下一般に進歩するを、文明の目的として行けば、随て非文明と云ふ事も明かになり。罪惡と云ふ事も解かつて来る。即ち罪惡とは、人としてあるまじきと云ふ意義になる。さもなければ、人の人たるべき定義もなく、極りもなく。是れは罪惡な奴だと云ふやうな事が、一場の感情上で、名づけられるとか。或は政治家の其の時の法立てに依て、名づけられるとか云ふと、司法官が是れはいよいよ罪惡であると極めてから罪惡になると云ふ不都合な結果を來たす譯になる。總ての人と云ふ事に目を着けると、始めて無理な事は出來ぬと云ふ事が解かる。總ての者に戻つた事をするのは、罪惡の中になる。其の代り、程度は非常に高いものでなからう、高くなくて宜しう。

智仁勇といふ事を云ふが、其内の勇が人に備はらぬと、仕様がなない。人の世に立

つ間には、佛法で云ふ順逆の二境がある。逆境に遇ふて、其れを凌いで行かなかればならぬ。勇氣が無ければ、其時に挫けて仕舞つて。或は狂氣したり、自殺したりするやうな事になる。それは先きに云つた氣血の上にも關係する、病があると云つても、剛氣な者は、之に耐へる力がある。さうすれば、藥も能く利く、滋養物も効がある。弱き者は、病に負けて、へた／＼になつて仕舞ふ。藥も利かず、滋養物も効がない。

佛經には、勇猛と云ふ字もあるが、忍辱といふ字がある。忍と云へば、物に閉口するやうな形ちであるが、是れが剛氣を養ふ道である。己れの情を制し、己れの慾を抑へ。己れて己れを制する丈の剛氣がなければならぬ。それで教育をするにも、物に耐へること、忍ぶことを、教へて置かないで。喜怒哀樂の儘に、育て、仕舞ふと、丸て物に耐へることが出來ない。出來なければ、激しい感動の境遇に際して、方角を取失つて仕舞ふ。三たび腕を折つて良醫となるて、人世の艱難を経て、己れの經驗實歴した所を以て、子弟を教育するが大事である。

日本人は、身體が小さい。是れては困るから、大きくしなければならぬ。其れに

は何の食物、何の運動、何の體操と。何だか唐茄子や、大根でも作るやうに云つて居るが、さうは行かぬ。急に小さくしやうと云つても、小さくなれるものでもなし。急に大きくしやうと云つても、大きくなれる譯でなし。そんな事を考へずに、身體が小さければ、小さいなりに、意思を確實に、精神を堅固にして行けば宜し。

西洋で、七八尺もある人に、度々出會ふたが。日本人に、あんな大きな者が生れて來たら、どうも不經濟で仕様がなから、もつと小さくしやうといふ教育家が、出て來るかも知れぬ。そんな事に係はらず、現在のものを、完全に堅實にする事を、目的とせねばならぬ。愛憎の情よりして、小さいのは嫌だ。餘り大きくては、總身に智慧が廻り兼ねると云ふやうな事で、物事を論ずべきものでない。

日本の人口は、四千萬とか、五千萬とか、口癖に云ふが。其五千萬の内の四千何百萬は、如何なる有様であるか。田舎でも歩いて見て來るがよい。それに相應するやうな考を本として、政事も教育も行ふが、至當である。行はれもせぬ、高尚な事を云ふには及ばぬ。要は唯人の人たるを得るといふ丈で宜しいのである。

先づ此の位にして置かう、是れは眼の着け所丈の事であるが、例を擧げ理を解いて、精細に論ずるは、一夕話の盡くす所でないから、又他日。

得庵一夕話終

惠の露

曾て余が小傳を著はしたる者あり。其の書に、余の壯年の時、甚だ疎暴者で、兩親より勘當を受けしと云ふ事が書てありし。當時中川克一氏の云はるゝには、是の事は正して置かぬと、遂に誤りを傳へ。後人これを信じ、又子孫もさうて有つたかと思ふやうになる。外の事なら宜いけれど、親より勘當を受けたと云へば、極めて不孝の子である。兩親もかゝる子を持つは名譽でも無い。宜しく正して置くべき事である、と云ふ忠告であつた。余は當時頓着せず、少壯の時の朋友も、猶ほ澤山ある。余が勘當を受けたなど云ふ事の無い事は、皆々承知して居る之を辯ずるにも及ぶまいと云ふて、等閑にして置いた。茲に太陽第四卷の二十二號に、余の性行を論じて有るのを見るに、彼の誤りを傳へたるものを引て書てある。さすれば誤りも正して置かぬ時は、事實として何處までも傳はると云ふ事に心付き、余が實歴を講話して置かうと思ふ。其の順序は、初めに余が幼少の時より、生立ちの事歴を、大略講話致す。次に太陽に余と陸奥との交際を論じて

ある。陸奥は余と親友であつて、終始交際の變ら無い人でありし、因て陸奥との交際の始末を語るべし。其王道辯論に關しては、人道要論に、余が見解を譯述せり。先輩木戸大久保兩氏に對しての事杯も、誤りあれど、些末に涉れば、敢て辯ぜず。

余が父君は、中村宇一右衛門と云ふ、諱は敬義。余が十三歳の時に、逝去せらる。故に余も、父君の性行は詳しく知らず。只頗る嚴正な人で、余が幼少の時、隨分嚴格なる家庭の教育を受けしやうに思ふ。其の一つを云へば、余七歳の時、習字の爲に、横山先生の所に行く。一年餘りも立ちて、習字が上達せぬとて、遂に其の先生を止めて、父君がみづから教授せらる。其の頃、白紙に手習をする事は、昔の江戸にはありしなれど、田舎では、反古草紙へ習はせられた。又三月の節句なりしか、五月の節句なりしか、記憶せぬが、祝日でありし。父君の云はれるには、聖人の教は、祝日も節句も、人たる者は必ず奉ぜねばならぬ。今日は節句であるけれども、經書を教ふるとの事にて、論語の公冶長第五と云ふ處を、其の日に習つた。所が門外から友達が來て、頻に名を呼ぶ、これに心を取られて、記憶が出來ぬ。僅か

でも宜しいとの事なれど、覚えられぬので、餘程難儀をした事がある。是等の事を以て見るも、餘程厳正な人だ。其の上余を養育するには、餘程注意せられた事と見える。余は三人の兄弟があつて、總領は二人ながら女子であつて。余は末子なれど、男子ゆゑ、家督を繼がせる積りであつたと見える。それ故に教育に殊更注意せられたのである。

余が十二歳の時、兎角家事向き不如意であつて。父君は暫く、江戸の在番に往くと云ふ事になり、乃ち余を伴れて五箇年間在勤をする積りて、出立をされた。其の出立は、其の年の春三月十日前後であつたと思ふ。六七人連れにて、其の中には、余と同年前後の少年もありし。四月の上旬頃に江戸へ着し、麻布の檜屋敷に居たり。其の翌年夏五月頃と覺ゆ、父君の言はるゝには、一應歸國しなければならぬ用事あり。往來の日数は、大概三箇月もかゝるべし。汝は我慢して、此の地に居残るべしとの事であつた。兩三年前薨去ありし毛利元徳公が、若殿にて在せし時、御歸國あり。一月許り、國許に滞在ありて、引返して江戸へ參府致さる。父君は其の御供て、國へ歸らる。其の間は、余は豫て懇意なる野村と云ふ人に預

けられた。其の年の八月か九月頃か、國許の叔父より手紙が到來して、父君は播州加古川で病没せられたと云ふ事を報知があつた。丁度其の頃は、虎列刺病のある時で、類似虎列刺のやうなものにてありしならん。坡州伏見邊から下痢の氣味にて、同行の人が介抱して、播州までは、供を離れて參つて、加古川にて重り、遂に此處で五六日療養されて、亡くなられたと云ふ事である。其の宿屋は、菊屋と云ふ。余は維新の後、其の宿屋の主人を、屢々訪ねたが、以後廢業して、他の商業を營みてありし。

當時父君の看病をした老婆が、當時宿屋の女房なり、父君よりは三、二三年前までは、達者居たり。此の老婆が、父君の臨終の事を、精しく余に語れり。父君の言はるゝには、何處で死するも、因縁で仕方は無い。外に思ふ事はないが、江戸に子供を遺して置いたが、それがいかゞするやらんと氣に懸かる、其外何にも氣にかゝる事はないと仰しやりました。父君は、餘程決定の宜い人であつたと見える。餘程御氣になさつたやうであると、老婆が話した。父君は、餘程決定の宜い人であつたと見える。國を出る時、姉共に向つて言はるゝには、一度家を踏み出せば、何處で死するかも

知れぬ。人は此の世に生れて来るには必ず地水火風の四大を借りて来る。此の世を辭する時はそれを返さねばならぬ。若し旅で死んだならば其處の土を借りて来て、此の世に生れたのであるから、其の土地へ往つて、それを返すのである。故に何處で死なうとも、前世よりの約束であるから、決して歎き悲しむ事はないと。吳々も言ひ残して置かれたと云ふ事である。さう云ふ事を考へて居られた人と見える。當時余は大に悲哀に沈んで、さながら黑暗になつたやうでありしが。野村と云ふ人が、大層親切に、色々言つて聞かして、世話をして呉られた。翌年の四月、余が十四歳のとし、敬親公御歸國の御供をして歸國す。其時余は家督を繼ぐ、叔父伊藤瀧藏と云ふは、余が父君の差繼の弟である。歸國後は、其の家督に在りし。元來家事不如意なる所へ、父君が旅で死去せられ。一入家政も困難に墜入り、余が母方は、徳田折藏と云ふ、母堂の弟が世を繼いで居られた。此人と伊藤の叔父と相談して、中村家は、一時謂はゆる分散仕組と云ふ事になり。茲五箇年間、仕組の都合にて、母堂は徳田へ、余と姉とは、伊藤へ引受る事となる。此事は余が歸國前に、已に決定してありし。總領の姉は、已に三輪氏に嫁せり。余は

幼年の事ゆゑ、萬事叔父どもに打任せて置く。十四歳より十七歳まで、叔父の家に居る。

十七歳の四月頃文久三年に、御沙汰ありて、銃隊として、下ノ關へ出張を命ぜらる。少壯の事ゆゑ、尤も面白い事と、喜んで出て往つた。是れ即ち長藩で、始めて攘夷をした時である。五月の二十日前後ならん、西洋船が、馬關の瀬戸を通ると、悉く砲撃をする。彼れは商賣船にして、不意の事ゆゑ、抵抗もせずして逃るゝを、攘夷の實行と思ひ居たるもをか。此時元徳公、馬關攘夷の有様を巡見の爲にとて、出陣ありし。六月一日、蒸氣船壬戌丸に乗つて、馬關を發し、防州三田尻へ歸向せらるゝ事となる。余輩は鍋濱と云ふ所へ、見送りに往つて居つた。兵隊でありながら、鐵砲も持たず、隊をも組まずして、自儘く往つた。朝十時頃、上口の相圖の砲聲が聞ゆ、皆々走つて陣屋へ歸り、陣屋は新地と云ふ處に在り、武装して、鍋濱へ再び來て見れば、最早戦もなく、敵船も見えぬ。鍋濱に碇泊せし庚辰丸と云ふ帆前船は、打ち沈めらる。癸亥丸と云ふ帆前船も、百五十磅の破裂彈の爲めに、大半破壊せらる。壬戌丸は、蒸氣釜を打ち抜かれて、岩柳と云ふ所の淺瀬に乗り上げ、後には顛覆し

た。此の戦は亞米利加の軍艦一艘にて、忽ちの間に、三艘の戦艦を打碎いて、直ぐに上口へ歸つて往つた。是れは商賣船を砲撃せし、一時の復讐なり。文久三年六月五日、早朝より砲聲あり。今回は佛蘭西の軍艦二艘來襲して、前田の臺場を砲撃す。此日余等銃隊は、日の山の裏手より、大谷越と云ふを踰えて、前田の臺場の後方に出づ。十二時頃でありしと思ふ、其人數は五十人許り、臺場の後の街道、二軒茶屋と云ふ所まで後に陣屋のありし處なり來ると、臺場の方から、一人陣笠を被つて來る人がある、此人は飯田甲藏と云ふ人なり。銃隊の司令官が此人に對して、どんな様子であるかと問ふ。飯田曰く、臺場は已に落ちて、皆々散走す。山内何某と云ふ者、一人討死せりと。余は側より、此等の問答を聞き居たり、其時臺場に掛り居りし人數は、三十五人にして、大砲は二十四斤加農砲五門なり。五門の大砲に、三十五人と云へば、七人がゝりにして、一人の手替もなし。元來海岸砲は、一門に七人かゝらざれば、運用の出來ぬものなり。當時の事情、おもひやらる。それより辨當を遣ひなどせしが、此間の事は、能く記憶せぬ。暫くありて、異人が、前田村へ上陸して、放火すると云ふ報知があつた。即ち二軒

茶屋より、前田村の方へ進んで、總勢押出す。此戦が、余の初陣なりし。余のみならず、銃隊残らずの初陣なりし。大谷越の登り口の處に、街道に傍ふて、松の並木がある。其の並木の處より、發砲す、其の間凡そ百間ばかり。敵は村落へ火を放ち、見え隠れに、此方に向つて應戦す。余は少年の事であるから、外に何にも念はない。豫て戦争に出たら、唯死ぬる事だと、覺悟をして居つたから、別に怖いとも思はなかつた。併し少し夢中の氣味で、餘程様子が變つたものでありし。豫て戦争の時は、人の顔色が、土色になると聞て居りしゆゑ、皆の顔が、土色になつて居るかと思つて、氣を注げて見た事は、記憶して居る。暫く經つと、後の方で、アツと云つて、一人ヒツクリかへり。二三人寄つて、介抱をして居た。其頃の銃は、ゲベルと云つて、途轍もない大きな鐵砲で、少年の時は、脊丈けもあつた、幾ら彈丸を撃つたか覺えぬが、十發か十五發は、撃つたらうと思ふ。それから暫くすると、一向音もしない。淋しくなつたから、後の方を振り向ひて見ると、誰も人が居らぬ。是は皆々逃げたと見えると思つて、それから自分も逃げ出した。一町許り隔て、一人二人、逃げる先生等の後ろ影が見える。さうし

て三四十間も逃げて來ると、ハトロンと云ふ彈藥包みが散亂して捨て、あつた。之を唐人に分捕せらるゝは、残念と思ふて、捨ふて懷へ押込んで往つた。兎かうの内に、先きに見えた人影が、モウ見え無くなりしに。又銃が一挺打捨て、ありしゆゑ、之も分捕をされてはと思ふて、其筒と自身の分と、兩肩に擔うて、さうして逃げ出した。最前休んだ二軒茶屋の所まで來て見ると、自分も街道を往くのは怖くなり。左の山は、四五尺位の小松の生へ繁れる丘陵にて、長府までも長く續いて居る。其山へ一人て横切つて這入つた。其日は、尤も日和の宜い日でありし。松の小蔭に据り込んで休息すると。天地寂然として、只大砲の音、小銃の音が、心魂に徹し。前田の村を焼立つる煙は、天を焦すが如く、凄まじき事は言ふ許りなし。

此時忽然と、母親の事を思ひ出し。自分若し此處で死んだら、さぞ母親が歎かるゝだらうと、獨泣に泣いて、悲哀の情に堪へず、暫く其處に坐して居たが。段々日は傾くし、一先づ長府の方へ出て見るべしと、氣を勵まし。此處を立つて、山づたひに、長府の方へ下る。長府の入口に高山寺と云ふ寺がある。其の門前で、銃隊の

者打揃ふて、並列して居る。余が歸り來るを見て、遙に手を舉げて招く。其處に往けば、汝は打死せしと思つて居たと云つて、皆々喜んで呉れた。其中より一人出て、是れは大きに有難いと言つて、余が拾ひ來りし銃を持つて往つた。余の年は十七歳、其者は二十四五歳なりし。常々余を虐待する人でありしかば、余は尙かに、是れからは虐待せらるゝ事はないと喜び居た。其後六月の末か、七月頃でありし、奇兵隊を立てらるゝ、志のある者は、入隊するやうにと云ふ御沙汰があつた。余が入隊せし頃は、纔か三四十人許り。馬關竹崎の白石正一と云ふ豪家の家へ集まつた。追々に人數も加はり、三百人からになりし。其事歴は長くなるから、一段落とすべし。總じて少壯の時は、活氣強く、身命を輕んずれども、慈親の事を思ひ出す時は、非常の感動を生ず。物欲淡泊、猶ほ天真を全うする所あればなるべし。

爾後國事種々變遷す、即ち京都の甲子の戰あり、馬關に英佛米蘭聯合の戰あり。當時余は、馬關前田の臺場に在りて戰ひし。京都の大敗、馬關の和議、其結局謂はゆる長州征伐となる。遂に一藩内にて、正俗二黨の争亂を生ず。其正義黨なる

者は、謂はゆる奇兵隊、南園隊、御橋隊、鷹鷹隊、遊撃軍、などい名づくる諸隊なり。總勢凡そ千四五百人許り、勤王攘夷を主として起りし、有志の團體である。當時の政府は、正論家は倒れて、俗論黨となる。故に諸隊に命じて、武装を解き、周防の徳地と云ふ僻地に、一同謹慎をせよと云ふ事であつた。政府も兵を發して、此事を諸隊に強迫した。其の結果遂に戦争となる。是より先き、余は前田の陣屋で、瘡をわづらひ、餘程身體を悪しくし、遂に黄疸と云ふ病となる。故に此の時諸隊の本陣ありし伊佐と云ふ所の病院にて、療養して居つた。越えて明年余が十九歳のときなり正月六日に、愈々戦争する事になる。其の六日の夕刻、病院より銃を擔いて、河原と云ふ所に至り、軍に従つた。戦争中は、妙なもので、氣力も付き、健康も回復した。其の病院に居る時、着物は襦袢になり、殆ど乞食も同様の有様でありし。若し母が此處に居られたならば、洗濯でもして呉れらるゝてあらうと思ひ出し。母親を慕ふの情が甚しく動き出し、殆ど逃出して、母親の處へ會ひに往かふと云ふやうな心持ちになつた。其時余又思へらく、今日の事は、毛利家の存亡に關はる大事である。謂はゆる關ヶ原の役以來の大艱難である。此時に方り、我等臣下は、

一死以て此の艱難に投じて、君恩に報いるの外他事なし。是の事は、自分一己の恩に報い、自分一己の忠義を盡すのみにあらず、誠に微祿ながら、先祖以來、毛利家の祿を食んで、泰平の恩澤を受け來た世々の大恩を、我れ父祖に代りて、報すべき時が來たのである。さすれば余が此事に斃るればとて、母親も不孝な者だ、母を置いてみづから先立つたなど、云ふ愚痴を言ふべき理はあるまい。毛利家も、殆ど亡滅の時なる以上は、我が母親の生残りて、不足不自由さるゝは、母親も諦らめて下さるだらうと、斯う決心した。凡そ斯かる決心の力は、餘程強いものにて、後までも此流義で押し通し、遂に慈母に孝養を盡す事も出来なかつた。内亂も平定して後、再び長州征伐を受く。此戦も止んで伊藤の叔父に面會せし時、叔父の云はるゝには、中村家の仕組も片付し、故隊を辭して、一家を經營し、母上にも安心さするやうにとの事なりし。余もどうか左様したいと思ひしも、天下の大勢、毛利家は防長に割據して、他は悉く敵國と云ふ有様なれば、一家經營に身を委するの決心も出来ず。因て母上に、此等の事を詳しく相談した。母上は、元來極めて朴實な性質で、あつて、姉などには如何ありしか、余に對しては、曾て小

言をも言はれた事は無い。余が何かを語れば、さうかゝとのみ言ふて居る人でありし。曾て伊佐の病院にて、決心した事を、理を盡して話したら、只さうかとのみ云はれて、善いとも悪いとも、言はれない。伊藤の叔父は、是非歸家して、母上に安心させ、又先祖の供養等もしなければならぬと、切に言はる。由て余は思へらく、従弟の萬里介を、余の相續人にして、家督を譲り、一身を擲ちて奉公すべしと、心切かに決心せり。當時余は隊長なりし、此隊長は、戦ふごとに、眞先に立ち、働くもの故、一戦争有るごとに、二人三人は必ず討死するものなり。當時天下の形勢は、容易に太平を見ることあるべからず。又年として、戦争のあらざるなければ、つまり余の如きも、是迄は死を免かれ来るも、長く生存するの理なし。さすれば、今に及んで、従弟を世繼とし。余は無きものとなりて、母上にも覺悟させて置く方、却てよろしからんと。此事を伊藤の叔父に圖りしに、叔父の曰く、母上が承知なら、それでも宜しかるべしと。由て又母上に、其事を相談せしに、例に依て、善いとも悪いとも言はれぬ。總領の姉に相談せし處、姉は中々氣丈な人で、それは以ての外の事である。私は總領に生れたが、お前と云ふ世繼があるから、他家

へ嫁に往つた。若し他人に中村を繼がせる程なれば、私が女でも養子を取つて、此家を相續すべきである。三人も兄弟ありて、一人も家の相續をせぬと云ふ事はないと、甚しく不同意を云はれた。余は此事を、丸て叔父に托して、大概にして陣家へ出て往つた。其時中の姉は、猶家に居て、母親を介抱して居つて呉られた。慈母の逝去せられしは、明治元年十二月二日なり。誠に兩親に對して、更に孝養を爲すことの出来ぬ仕合なりしは、甚だ遺憾である。

元來母上は、萬事諦めの善い人であつたと見える。余が伏見の戦で、負傷したことが、國許へ間違て、討死したと云ふ事に傳へられた。余が隣家の柳田と云ふ家の老婆が心配して、一之介さんは、京都で討死をされたと云ふ事であるが、どうか嘘であれば、宜しいが、詳しい手紙でも來ませぬかと聞かれたら、母上の言はるゝには、あの子は平生から、殿様の爲に死ぬると申して居りましたが、若し死にまじたら、本望でござりましやうと云つて、少しも愁嘆の色が無かりしと、此事は余が歸國せし時、隣家の老婆さんが話した。是れは曾て余の決心を、母上に篤と申し陳べて置しゆゑ、余が生死の事は、豫て決心して居られたと見える。その病氣も、

大分長病でありし。余は當時防州熊毛にありしゆゑ、姉は誰か陣屋へ呼びに遣りましやうと言はるゝと。あの子が歸りて来たからとて、病氣が治るてもあるまい。あの子は殿様の御爲に、陣屋に出て居るのだから、若し己れが亡くなりてもしたら、呼びにやるが宜しいが。周章て、呼びにやるにも及ばぬと云ふて居られたさうである。故に余が歸省せし時は、既に言葉も聞き分ける事が出来ない、と云ふやうな事でありし。暫く介抱して居る中に、亡くなられた。有體な事を申すと、斯ふ云ふ仕合である。兩親に對して、孝養を盡すこと能はざりしは、誠に遺憾なり。

余の朋友中、陸奥との交りは、誠に面白い味がある。明治二年健武隊の參謀に任じ、京都より東京へ出張す。其年の四月頃、脱走した事がある。其仔細は、當時余は廢藩論を主持して居たり、今春東京へ行幸ありて、諸侯を召させられ、制度を定めらる從前の藩主を、藩知事にする事となりし。當時いづれに決するか、頗る紛論のありし時、余は爲すあらんとし、隊を脱走して、伊藤の所に居たり。從前より陸奥と伊藤とは、親交の間がらにて、屢々陸奥が來て國事を論ず、其時始めて陸奥

と交りを結び、一見舊知己の如く、極めて親しくせり。是年の六月頃でありしか、山田顯義、品川彌二郎杯が、函館の賊を平定して、整武隊を帥ゐて、東京に歸る。余が脱走せし時、共に脱せしもの七八人あり。在東京の先輩が心配して、品川山田と相談し、余輩を一旦歸國せしむることを圖る。則ち整武隊が、余輩を連れて、歸國することゝなる。歸國の後、三十日ばかり、蟄居閉門を命ぜられ、極めて寛典の御沙汰で濟んだ。

其の頃、陸奥は、兵庫縣の知事に轉じ、余に手紙を寄せて、身上の一段落が付いたら、是非上て來い、直に神戸に來るやうにと、言つてよこした。其後、陸奥は辭職して、大坂の紀州邸に在り。是の歳の十一月頃、余は獨行にて國を出て、大坂に來り、陸奥の處に暫く居たり。明年の二月頃、共に東京へ來る。遂に陸奥の關係からして、紀藩成營の顧問として、和歌山に行きし事あり。陸奥との交りは、斯様な譯で、一時は兄弟同様に、親しく交つた。併し意見は、其時から往々衝突した。元來、陸奥は、劇しい改革家であつた。其の一つを云へば、内地を開放して、西洋人を入れることは、急には出來ぬから。北海道だけは、丸て雜居地として、開拓するが宜し

い、と云ふ説を主張した。随分過激の議論をする人でありし故に、余と往々議論は衝突したが、交りは何時も變らなかつた。又元老院の創立の時は、余と陸奥と頗る劇しく争ふた、それは明治八年の事である、其後十年西南の役の頃は、陸奥は元老院の幹事でありし。餘程不平もあつたものと見えて、遂に國事犯を仕出した。當時大阪で謀反連中が、大久保木戸伊藤を斃すべしと云ふ評議をした、所謂暗殺を企てた。其時陸奥が其處に居て、鳥尾も除かないと、頗る後の害になると云ふた。是事は信偽は知らぬが、探偵に上つて、余も當時聞取て居た。其明くる年明治十一年、余が東東に歸ると、三月頃でありしか、四月頃でありしか、陸奥が來て言ふには、さて變な事がある、今日有栖川の宮より御用があると云ふ事、侍候した宮の仰せに、其の方に嫌疑がかゝり、不日裁判所より召喚されるかも知れぬ。それは大江杯の國事犯である。其方は覺えは無からうが、此事を心得の爲に通じ置く、との事であるが、此際いかゞ處分したらよからうか。萬々覺えは無いが、君に相談すると、折入て相談をした。其時陸奥は、兼て覺悟して居りしか、随分平穩に話して、決して狼狽した様子はなかりし。余が曰く、貴公は十分

此の難關を切り抜ける考があるかと。陸奥曰く、それは大概ある積りだ。大江杯と少しは話した事もあるけれど、我等が其の連類になつて、刑法に關るやうな事はない積りじやと。余が曰く、そんなら此事は、君の才智を盡して、免るゝことに覺悟するがよい。併し證據攻にせられて、己むを得ない場合に、押移つて來たら。其時は此事件は、自身が主としてやつたのである、ものづから大江杯の趨向と違ふと云ふことにするがよろしい。元來此事件は、國事犯の未遂と云ふものならむ。何年間か禁獄位の事なるべし、君も再び世に出て來るだらう。出て來たときに、大江杯の御供をした國事犯では仕方がない。一向ら免るゝが爲に、男らしくない事は、しない方が宜いと、余は斯く氣附を云へり。陸奥曰く、それならそれに決心しやうと、斯う云うて別れた。それより二三日ばかり經つて、裁判所に拘留せられ事實の如き處分になつた。世間では、當時陸奥が狼狽して、自身から色々の事を饒舌り出して、刑期が三年で済むものを、遂に五年になるやうにしたと云ふ者もあれど、其内實は、余が忠言を納れて、彼れはみづから是とする所を行ふたのである。其後とても、何か困難を感ずると、必ず余に相談した。余も相

談されると、自分の流義は外にして、全く陸奥の流義になりて、彼れが爲に圖つた。其中には、隱微に渉る事もあるから、此の話は略して置かう。

明治二十五年の内閣更迭に、陸奥は外務大臣に任ぜられた。其時余は熱海より歸京して、井上に用事があつて、内務大臣の官舎へ往きし所へ、陸奥と今一大臣が來訪した。余は陸奥に對して曰く、君と余とは、二十有餘年の交友である、故に余は頗る君の流義を知悉す。君の流義は、第一みづから用ふるの位置を得て、一向ら國家に功を立てやうと云ふ希望である。従前の舉動は、一に此の希望より割出して、進退されたに相違無い。然るに今日外務大臣の任は、即ち君の才力を用ひて、功を立つべき位置である。若し此位置を得て、功を立つる事が出来ぬなら、従前の君の抱負は、一向價直がない。されば是迄の如く、一退一進を輕んぜず、十分に腹を据ゑて、此内閣と共に例れ共に功を立てる決心が、尤も肝要だと思ふと。陸奥曰く、それは無論の事であると、余が曰く、余は今日君に對して、一言云ふべき事がある、君等が明治十年、大阪に於て暗殺を企てた時、君は余をも殺すべしと主張した、余は此事を聞きて以爲らく、陸奥は陸奥流の事をしやうと思ふから、

殺すべしと言つてあらうと。其後君が捕へられる時、余の所に來て相談をした。余は朋友の義として、君の爲に忠實に圖つたことは、記憶して居るだらうと。陸奥曰く、それは記憶して居る、我等が君を殺すべしと主張した所以は、君を知るの深さによる。若し君にして在る時は、必ず我等の大害になる故に、主張したに相違ないと、共に大笑した事がある。此れは明治二十五年十月頃の事と思ふ。終に陸奥は外交の任に當つて、奇功を立て、立派に末路を終へた。即ち余と陸奥との交際の企たかつた事は、是で能く分かる。其議論は、根本から違ふ。而して或時は殺すの殺さぬのと云ふ事の有りしに關らず、終始交りを變ぜざりしは、余が交友中、一つ有りて二ない友でありし。

余が幼名は、一之助といひ、父君が歿せられて、家督相續するとき、百太郎と改名す。奇兵隊に入りし後、中村鳳輔と改む。其頃先輩達が、或る事情の爲めに、種々に變名す。此風おのづから流行して、隊中の者、大概は變名せり。余は十九歳の春、拔擢せられて隊長となる。其年の事なりし、或日本陣にて、種々雑談の末、交野十郎と云ふ人、本陣には、總督、軍監、參謀等々の役あり、交野は參謀にて、書記を兼ねし。余に、君も姓名ともに變ずるがよいと

勸む余云ふ、中村の同姓に鳥尾と云ふがある、是れは今は無いが、古くは有りし、此姓に變へてもよろしと、交野曰く、至極善い姓だ、鳥尾小彌太と名づくべし、鎌倉時代に、鷲尾大彌太と云ふがある、中村鳳輔は、武士の様でない、余も餘りに事好みの名なれば、只笑うて歸りし。其翌日になると、此の交野が專斷して、中村鳳輔は、此度仔細ありて、鳥尾小彌太と改名すと、隊中一同へ布告を發す、別段怒る程の事にも非ざれば、其儘にして差置き、終に鳥尾小彌太と云ふ姓名になつた。今日思ふに、此の交野は、頗る鎌倉好きの人でありしと見える、此人の姓名は、元は野村何某と云ひし、それを交野十郎御狩と、いかにも鎌倉風に變名した。余が姓名もかゝる事情ゆゑ、勿論一時の變名として、いつか本姓に復する積りでありし。然る處、明治元年の伏見の戦に負傷し、歸國後敬親公より、御威狀を賜はる、其宛名も、鳥尾小彌太とのへ敬親とあり。苟も君公の御認めになりし姓名ゆゑ、又も變ずるに忍びず、其儘にして今日に到る、容易な事も、其身に應ずれば、それが終身の本領となる、いかにも不思議の事なり。茲に又似たる事あり、余が別號得庵も、實は他人のよし付けし號なり。始め陸奥

の親父に、伊達自得と云ふ人あり、余に禪學を勸めし人なり。或時此老人に、何か面白い雅號は有るまいかと相談した、老人の云はるゝには、得々不得、不得得々と云ふ事あり、余は其意を取りて、自得居士と稱す、君は得々居士と云ふが然るべしと、由て得々居士と稱す。其後明治八年頃でありし、三好重臣が、大阪鎮臺の司令官たりし。三好は書を能く書く、或時酒宴の席上で、得々庵と云ふ額を書き呉れよと求めしに、重臣云ふ、得々庵は面白からず、得庵とするが宜しいとて、得庵の二字を書して呉れた。終に得々庵より、得庵が稱し易いが爲めに、みづからも他も、得庵と云ふに馴れて、終に得庵になりし。みづから選んだ號には、不識道人などと云ふもあり、御垣と云ふ俳名もある。けれどもいづれも相應しないと見えて、人の押付けし名を、心ならず用ひ、それが變ずべからざる號となりし。今より考へると、悉く杜選の至りなれど、又世の因縁より考へると、妙なものである。父母の惠や露の置どころ、此の句によりて、此の書を惠の露と名づく。

惠の露終

道 德 辯

第一段

道德と云ふ語は、廣い意味に解せねばならぬ。通途の人は、善を盡くし美を盡くす人の言行、即ち聖賢となる事にのみ用ふる語のやうに思ふ人もある。勿論さう云ふ意味もあれど、道德と云ふは、必ずしもさう高尚な事のみでなく、廣い意味を含蓄して居る。抑も道と云ふは、道と云ふ事であつて、吾れが道路を往來するが如く、苟も言行あるものは、必ず道に由らねばならぬ。即ち人は言行共に據る所がある、それを道德と言ふ。故に言行の有るものに、道德の無いものは無い。古から道德と云ふ語には、或は君子の道、小人の道、君子の徳、小人の徳、又は夷狄の道と云ひ、聖人の道と稱し、種々に用ひられてある。兎に角人の言行に現はれて、おのづから徑を成す上より、名づけられたものである。故に人たる者は、誰一人も、道德に由らぬものはない。權兵衛も、八兵衛も、各々其の道德に由つて、言行が運ばれてある。斯く道德は廣きもの故、各々みづから其の道德に就て、最も正しくして、上品なるを擇ばねばならぬ。是れ所謂道に志す所以である。其の

第二段

業を擇ぶも、同じ事である。車夫馬丁土方人足も、人間の業に相違ない。されど士君子たるものは、斯様な卑劣の業には就かぬ。道德も猶斯の如し、卑劣な道を避けて、士君子は、士君子の道に由らねばならぬ。故に廣き道德の意味の中に、みづから擇て之に由るが故に、古人は吾道、吾道と云へり。

書を讀み、文を學ぶも亦然りとす。孟子曰く、我知言と、子貢曰く一言以爲知、一言以爲不知と、言語は總て道德の表顯である。唯言語も、單語にては、決して意味を爲さぬ。それを二言三言綴れば、其人の道德が具はる。道德が具はつて居るによりて、或は此語は尤である、此語は不尤である、と擇ぶことが出来る。古人の言行を傳へたものならば、此行は善、此行は惡、願ふに此人は惡人である、此人は善人である、と云ふことが、其の言語文章の上に現はる。是れは善なる者、是れは惡なる者、是れは正なる者、是れは邪なる者と知る。之を人の智徳と云ふ、人に此の徳性が無ければ、決して何事も學ぶ事は出来ぬ。古人の善言善事は、自身も善いと見るから之を學ぶ。其惡事惡言は、棄て、之を取らぬ。其擇ぶ心が、即ち道に進むの發端である。凡て言行に現る、廣き道德の上に於て、善惡を擇ぶだけの

第三段

知識徳性は、人々具へて居る。即ち道德の徳と云ふ字が、此に當る。之を人の明徳と云ふ、禽獸には此徳は無い。今國語に就て云へば、古歌が傳はつてある、萬葉集其他八大集、大概勅選に依て成つたものである。其の歌の上に於て、其の時代の道德、其人の性行、凡ての事が現はれてある。其の巧拙邪正も別たず、貴ぶべきも貴ぶべからざるも判らぬなりて、國語を學ぶは、恰も雇はれ人が、主家の損得に關せず、金錢の勘定するやうなものである。さう云ふ學問の仕方は無い。

第四段

論語に、學而不思、則罔思、而不學、則殆とある。唯能く學び唯能く思はねばならぬ、唯覺えただけでは、一向に學問にならぬ。物の是非善惡、正邪得失、巧拙、凡てを能く見別けて、其拙なるものを避けて、巧なるものを選び。邪なるものを避けて、正なるものを選び。惡なるものを避けて、善なるものを選び。即ちそれが取りも直さず學問である。能く思ひ能く學べば、道は廣いものであるが、其の道に就て擇て以て愈々明かに、愈々高尚なる域に向て進むことが出来る。

第五段

書經には、惟聖罔念作狂、惟狂克念作聖とある。假令聖人と生れ得て、聰明なるもの

第六段

も、能く念はねば狂となる。己れの直情に任せ、己れは惡心はない、正直正當である、とみづから慢ずれば、聖人も遂に狂となる。詩經の詩は、我國の歌のやうなものであるが、孔夫子は之を評して、詩三百篇、思無邪と云へり、無邪とは、詭曲の無き意である、詭曲なく有の儘を以て、道の至れるもの、徳の至れるものとは云はれぬ。詩歌を學ぶものは、此事を辨別せねばならぬ。兎に角、能く思ひ能く擇びて、其の善なるもの、正なるものに順ふは、總ての學者の用心である。

中庸に、道也者、不可須臾離也、可離非道也とある。元來道は、人々の行と一致して、決して離れぬもの。道を離れては、一步も行かぬ。故に人々みづから其の道を道として行ふて居る。即ち道なるものは、須臾も離るべからず。此の須臾も離るべからざる所に、善惡吉凶、正邪文野の別がある。即ち其の行に、善惡吉凶、正邪文野の別が見はる。是故に心任せ氣任せになすと、離るべからざる道に於て、大なる踏損ひが出来る。一旦の過ならば、取返す事も出来るが、吾れ知らず行きく、て覺悟せざれば、終には引返す事も叶はぬ様になる。果は人を害ひ、身を失ふにいたる。されば綿密に工夫して、其の善なるもの、吉なるもの、正な

第七段

るもの、文なるものを選んで、之れに従ふべきである。學問の道は、此外に別の子細はない。其の困る所、其の安ずる所を選んで、行を立つるが、人の人たる道である。決して禽獸の如く、心任せ氣任せに爲すべきにあらず。大凡物を選擇するには、獨り我が愛憎好惡の情にのみ任すべきにあらず。又其の善惡、邪正、醜美等は、彼此を比較して、擇ぶ場合も多々あれど、道を擇び行を立つるには、自他の利益を以て、究竟の目的とせねばならぬ。彼の比較の沙汰も、此の目的に應じて、取捨すべきである。故にたとひ我が好む所のものも、我が身を損なひ、我が心を亂ることは、惡として去る。又我が身にとりて、得となることも、之を相手方の人に及ぼす時は、其の相手方の身を害ひ、心を亂ることは、惡として去る。又自他さし向きの上に、害とならぬことも、其の事の、其の他に關聯して、人を害ふことは、惡として用捨せねばならぬ。兎にも角にも自他を利益して、人の徳を全うするが、道を擇ぶ究竟の目的である。仁といひ義といふも、みづから全らし、他を全うすることである。抑も人の行は、物に對する働である。故に其の相手方の物の性情に通ぜざれば、

第八段

都て行を立つることが出来ぬ。道を擇ぶことが出来ぬ。所謂牆に面して立つが如し。故に學問の道は、我に對する物の性情を知るを以て肝要となす。物とは、一概に言へば、天地萬物である。此の天地萬物中には、我が身體も、其の一物として存在す。或る意義に於ては、我が身體も、我に對する物となる。詩經に、天生烝民、有物有則、民之秉彜、好是懿德とある。即ち物あれば則あり、我他彼此を言はず、此の人物に於のづから、天則がある、天理がある。此の天理、天則が、取りも直さず、物の性情である。中庸には、天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教とある。天生烝民、有物有則、其の則は、先天に具りて、後天に顯れてある。我れ之を受くるが故に性と云ふ、所謂稟性なり。性とは、俗に所謂生得と云ふに同じ。

第九段

人物性情の研究に就きて、豫め承知せねばならぬ要件がある。凡そ道徳の論は、古來より動ともすれば、種々高遠微妙な談にのみ渉る。儒の天命、佛の法性、又は哲學の眞理等の如きは、理會することが、頗る容易ならぬ。其説を持する人も、大抵は臆測情量に墜いりて、眞實に覺悟することは出来ぬ。子貢曰く、夫子之言性与天道、不可得而聞也と。子貢の才を以て、孔夫子を師とす、猶ほ性と天道とは、言

教に依りて聞取ることが出来ぬ。孔夫子も五十にして天命を知ると言はれてあれば、随分に六つかしき問題である。此等の談は、天地萬物の生出する根本の理法を會得して、此の人生を、其の根本の理法通りに修めんと目的に研究するのであるが。凡ての人が、悉くかゝる難問題を解決して、而して後にあらざれば、道德を全うすること能はずとならば、所謂人道なるものは、つまり行はれぬものとなる。故に簡様な高尚な理想は、別問題として、且く置き、直に此の人の有りの儘の上に、其の則を認得して、之を會得することか一大事である。かくしてゆけば、やがて天命も、法性も、真理も、此の有りの儘の上に承知することが出来る。伐柯伐柯、其則不遠である。道之不行也、我知之矣、知者過之、愚者不及也である。今日道德の明かならざるは、悉く智者學者の理想に彷徨する過ちである。佛經に簡様な比喩がある。譬へば方角に迷ふものゝ、東を指して西となし、南を指して北となし、種々に迷ふ。悟り來りて、東が西となり、南が北となるにあらず、本來東は東、西は西、南は南、北は北、其の實相に變易あることなし。只迷者獨り、迷中に彷徨せしのみと。

天生烝民、有物有則、必ずしも古語を引くにも及ばぬが。總じて學問の道は、要領ある古語を引て談ずると、理解しやすい。決して古語を講釋するのではない。有物有則、此の一言が物に對し、人に對し、事に應じて、心を用ふる第一義である。人道の地盤は、此外にはない。農は禾物の則を知る、工は器物の則を知る、商は貨物の則を知る、士は人物の則を知る、其人物に就て、近く譬を取りて言へば、禽獸と人類と一様にはならぬ。決して一様でない。其の一樣でない處に、おのづから其の則がある。是れ其の性情の同じからぬ所以である。此事は、直に見直に究めて、分明に會得すべし。種々の理窟を構へて、自分勝手の理窟に當てはめると、必ず見損じが出来る。火は熱きものと直に知り、水は溺るゝものと直に知りて、間違はない。男女老幼、尊卑貴賤、賢愚強弱等、猶水火を了知するが如く、直に見て直に會得し。以て自他を利益する爲めに、行を立つ、之を人道と云ふ。忠と云ひ孝と云ひ、仁と云ひ、義と云ふも、相手方に應じ、事宜と場合とに因て、名を異にするのみ。畢竟其物を保ち安んずる道に外ならず。されば其の心に、善を盡し、美を盡し、身を立て、道を行はんと志す者も、物の則を知り、物の情を知らざれば、其の志

を達することは出来ぬ。若し一旦誤れば善心にして身を害ひ、人をも害ふに至る。火の熱を知らずして之を掴まば、正人も火傷をする。水の溺るゝことを知らずして、大海に飛び入れば、聖人も溺没を免るゝことは出来ぬ。當に知るべし、物の性情を知らざれば、物に對して行を立つることは出来ぬ。是故に、吾れ人にも、人倫の中に生れ出て、行を立つ。物情を究めて、道德を撰ぶことが、尤も一大事である。隱居獨善、古人の書を読み、其の義理を工夫して、種々の理想を描き出すなどは、其の道德は高尚の様に見ゆれど、其の實は誠に簡易な事である。過も少ない代りに、其道德の利益も少ない。苟も行を立て、身を救ひ、人を救ひ、世を救はむと思ふ者は、此の一切の物に就て、其の性質性情を盡して、其の則のある處を、研究自得することが肝要である。大學に格物致知とあるも、此事を説きしものに過ぎぬ。

第十一段

大凡そ天地の間、人事の多端なる、殆ど際限もなき有様なれど。畢竟じて言はば、物を離れて人事は無い。例へば衣食住の如く、頗る大切な事も、身體を捨て、衣食住あるにあらず。此の衣食住の大切なるは、身體の大切なる爲である。誠

に斯人に衣食すべき性情あるに因て、此事がある。故に總ての則を、人の性情に取りて、食にも法あり、衣にも法あり、家屋にも法あり、取捨窮りなく、製作窮りなきも、人の性情を則として、其の則に戻らねば、おのづから法に合す。其の取捨する所知るべく、其の製作する所知るべきである。是故に單に物の性情を離れて、一の道理がある、一の事務があると思ふは、全く妄見である。則ち迷心である。例へば國家を治むる道を求むるも、其の國家其物を治むる道を求むることにて、其物の性情を全うし、其の性情を治むるより外は無い。上天子より、下庶人に至るまで、國家をなす所の天物である。其の上天子より、下庶人に至るまで、各々其則に安じ、其性情を全うすれば、それでよきことなり。故さらに人物の性情を壓して、文明開化と云ふ物好みを、せねばならぬと云ふことはない。たとひ立派な靴があればとて、足を削りて之を穿つは、迷惑の甚しきものである。此等迷倒の見は、所謂我欲を抑へる力が乏しいから起る。孟子に所欲有甚於生者、所惡有甚於死者とあり。靴を愛すること、足を愛するより甚しきものは、足をも削る。さすがに足を削るは、痛みが故に、大概はせぬけれど。若しも吾身に痛痒なきことは、

第十二段

随分荒ましな事をも爲しかねぬ。是れ皆物の性情を知らず、其の天則を知らず、徒らに功名を競ひ、富貴を貪るから、種々の口實の上に物を傷ふことがある。人の徳を失ひ、人の道を亡すは、妄語より甚しきは無し。妄語とは、無實の言なり。即ち虚言なり、人は虚言を以て、最大の惡徳す。虚言は人を欺き、人事を亂り、自他猜疑の念を長ず。誠に惡徳たる事は、分明であるが。一層深く攻究すると、全く物の則に違ふ。則に違ふと云ふは、我心にもなき事を口に發す、心と口と全く相違して相ひ應ぜぬ。手に携へることも、必ず心と一致す、足に踏む事も、必ず心と一致す、然るに動もすると、其一致を欠くものは、心口である。是故によかれあしかれ、心に思ふ事を、口に發すれば、内外相應して、一分の誠は必ず存す。たとひ其の言に過ちありとも、自他を欺かぬ所に、其の徳がある。其の道も存す。眞實ならぬ事を以て、人に應對し、人をして眞實なりと受取らしめ、人を騙し得たりとなすは、却て方角が違ふ。みづから欺き得て、自身を丸こかしに、世の所謂賈物となすに過ぎぬ。實に失徳の甚しきものである。我と云ひ人と云ひ、自他内外を立て、人を欺きて、自己の利益にしやうと思ふ心があると、動もすれば心にもなき誠

第十三段

が出来来る。殊更に電信の符號を間違へて、不通用のものとなすのである。人にも則あり、我にも則あり、自他性情の顯はるゝ通りに行へば、恰も符節を合するが如く。一分の誠も、出る場合がない。此事は彼の天命法性眞理等の沙汰を言ひ立つるにも及ばぬ事で、今日目前に、目の子算用に眞理である。天命である。法性の儘である。されば志を立て、道を擇ぶには、大體簡様な趣に、平易に會得せねばならぬ。物に對すれば、其の物の性情を會得し。己れに對すれば、其の己の性情を會得して。水の冷なるが如く、火の熱きが如く、一分一厘も私を挟みて、物の情を曲げざる所に、道徳が備はりてある。善惡邪正を見定むることは、一寸むつかしい問題であるが。是れもそのれに取つてかへして工夫すれば、極めて簡易である。容易に要領を會得することが出来る。今假りに善惡邪正と云ふことは、其の時世の有様とし、是れ善是れ惡、是れ正是れ邪と云ふ確定の事實なしとするも。人は善惡も是非も、都て無分別に生れ付くことは出来ぬ。必ず水を飲んで冷暖自知するが如く、惡臭を惡むが如く、好色を好むが如く、たとひ無善惡無是非の世に生るゝとも、其の中に就て善惡を

擇び。是非を定むる思慮がある。此の思慮即ち智慧の發端にして、人々に具足してある。是れやがて此の人世の則となる。己れの上にもあれば、人の上にもありて、大概自他に通じて、異心なき所の、善惡の事柄も定まる。則ち自他を利益して、群居遂生に適することは善で。之に反して相害ふことは惡となる。併し或る場合には、此國で善と稱することも、彼國で善となさず。自國で美と稱する事も、他國で美と思はぬ事もある。是れは彼此の國振りである。其の中には、眞の惡俗もある。されば衣食の善惡を擇ぶが如く、一切の善惡邪正も、自他の性情に照らし、其の利益を通じて擇ぶ時は、決して大體を失する氣遣はない。善も不善も美も醜もないものにして、濟ましきる事は、此の人類の良知として出來ぬ。是れ即ち有物有則と云ふ極意にして、民之秉彝好是懿徳とある趣である。故に人の道徳は、彝を秉ることが第一で、其の用意が欠くると、所謂聖も念はざれば狂となる。甚しきは世を亂り、人を傷ひ、身を喪ぼすに至る。西洋語に、常識と云ふ譯字がある、原語は何たる意味なるか知らぬが、多分此の秉彝の意味であらう。此の常識に訟へて見れば、大概は知らるゝ。田夫野人より、王侯貴人に至るまで、人

第十四段

たるものには、一樣に具つて居る。之を懿徳と云ふ。然るに何ぞや、一種異つた事を唱へ出したり、變な事を言ひ出したりして、人の迷心を煽動するは、誠に不仁の至りと言はねばならぬ。聖も念はざれば狂となるの類である。平易に眞面目に物を見取る事をなさずして、殊更眼を捻つて見て、種々に妄念するから、異言が起る。一種聰明の人、即ち學者や智者が、動もすれば眼を捻る。即ち其の常を失ひて、一種の狂病を作すのである。

一切の人事は、物を離れて、其の則を取ることが出來ぬ。其の物たる、固より重きを人物に置く。此の人物の上に、此の人物を全うする則がある。此の人物を全うするを徳とも道とも云ふ。人物に自他相違なき則があるゆゑ、我が一身を全うするの則で、一家も一國も治まる。故に道は一以て之を貫く、大學に、所惡於上、母以、使、下、所、惡、於、下、母、以、事、上、所、惡、於、前、母、以、先、後、所、惡、於、後、母、以、從、前、所、惡、於、右、母、以、交、於、左、所、惡、於、左、母、以、交、於、右、此、之、謂、絜、矩、之、道、とあり。人々此道を行へば、始めて文明とか開化とか云ふ名も相應する。それも敢て文明開化をなささんが爲にあらず、人類の道として、必然の事として、之を行ふのみ。是の故に其の物の性情の

儘に、其の物を治め、其の物を救へば、忠となり、孝となり、慈となり、義となり、相手方に對し、其事に困りて種々の名が立つ。されど畢竟二途はない。赤子を保するが如く、老人も安んじ、庶民も安んじ、君父も安んじ、國家全體も安んずる。されば理窟や、智慧才能を打捨て、物の性情に心を寄せて、一々物を抑へて實意を致すことが誠に肝要である。此の心術がないと、眞から腹から道を行ふ志が發らぬ。

答 或 問

第十五段

所問學則第一中の、義レキヨウワケ、則レヒツ、相爭レヒツの義は、仁義又は禮義の義と同じ意味なれど、爰にては汎く義の字の要領を會得して、其宗旨を自得すること肝要なり。元來義の字は、人事の斯くあるべき筈と決定するを言ふなり。又主義と云ふ語は、西洋語の翻譯なれど、一義を定めて、人事を制裁する意なれば、義にも通ずべし。古人は是等の趣きを、都て道と汎稱す。俗に所謂流義なり。道レキヨウワケ、則レヒツ、相爲レヒツ、不謀レヒツは、主義の同じからざる人とは、相談の出來ぬ意なり。是故に道の邪正を論ずるも、主義の是非を争ふも、理を盡し、義を正し、事の至當を得て、決着するものなれば、義は猶道を通ずる關鍵の如し。

第十六段

君臣は義を以て合するものなりとあるは、人君たる者の勤むべき職分は、斯くあるべき筈と決定せられて、而して後に臣たる職分も定まるが爲めに言ふなり。猶委しく言へば、人君の職分は、國を保ち民を治むるにあり。公を司り平を持するにあり。此義一定して萬事に及ぶ、臣たるもの、此義を守りて君に奉ず。故に一々君命を俟たずして、其職を盡すことが出来るなり。此等の趣きを以て、義を會得すべし。

第十七段

字義と言ふも、字の意味の決定して動かざるに名く。道義、理義、情義、義理等、皆其の筋道のはつきりと立ちて、抜きさしのならぬ所を言ふなり。是故に義の字は、人事に付て働く字なれば、其の人事の正當適當を決定する名目と心得べし。

第十八段

物に具するを理と云ふ、物に其の物の體用ある、之を則と云ふ。此の理と則とを會得して、其の物に應じて差別するを、義と云ふ。此の義に困りて行ふを、道と云ふ。又理は、事物の上にも通じて、之を言ふなり。事物の錯綜せる上に、木末あり、終始あり、輕重あり、合離あり、之を次第分別して、紊らざるを言ふなり。故に一色邊には、理の見るべきなし。黒漫々地には、物の見別けの付かぬが如し。されば

分別すべき事物に就いて、之を正當に分別して、我が心意と事物の實際と一致するを、正智正見と名く。

第十九段

程伊川曰く、在物爲理處事爲義。

第二十段

孟子曰く、仁、人心也、義、人路也と。されば義は直に人道なり、人は斯くあるべき筈、人は斯く爲すべき筈と決定する、是れ義なり。羞惡の心は、義の端なりと云ふも、人として、人の行に違ふを耻づる所に、義心存す。是故に此の義の取り方が違ひ、決定の意が同じからぬと、人々みづから人の當然の行と思ひ誤りて、争ふととなる。果は、大亂ともなるなり。

第二十一段

惟聖罔念作狂とは、此の義を念はずして、心まかせに取行ふ故に、狂となるなり。人の人たる大義は、勿論のこと、些細のことも、細心に研究すべし。今日日々のこと、此の義の字を常に憶念して忘るべからず。是れ人たるもの、第一の心掛なり。之を心術と云ふ。此の心術、此の心掛のなきものは、たとひ百萬卷の書を讀み、智者聖者の中に立交りても、只是れ人間の物まねをする犬猿に同じ。終に眞實の人となること能はず。一家一室の内、親子夫婦の間といへども、全く人と人

第二十二段

との交りなり。其の問答、應對、學止等、其の間に、一々義理の當然あり。此の義理を憶念して、みづから爲すべき適當の事を爲すべし。我が心の善念、惡念を自覺して、其の惡念を去り、善念を養ふは、不斷の工夫なり。是れも肝要なれど、事に觸れ物に接しては、善惡を擇ぶよりは、只義是れ顧みて。いかに爲して義に適當するかを擇ぶこと、尤も一大事なり。造次頭沛にも、玆に於てするとは、實に此事なり。譬へば大海を航する者の、羅針盤を見て、方角を定め、其の針路に因りて彼岸に着するが如し。此の心得あるものを、大丈夫と云ふ。天體の學、日月星辰の運行、風雷の變化、江海の廣狹、潮流の深淺等を學得するも、羅針盤を捨て、空談戲論に時を過さば、其の船は洋中に漂ひ、覆没の難に罹ること、疑ひなし。序でに徳と言ふことも、辯明すべし。徳は得也とて、自得する所あるに名く。男子と生れては、男子が其者の徳なり。女子と生れては、女子が其者の徳なり。富貴貧賤、其徳等しからざるも、各々其者の徳なり。佛の所謂果報なる者は、其果報を受くる者の徳なり。されば徳は、我れみづからに非ずして、我れの受け得る所なれば、得ると云ふの意なり。是故に徳は、棄つれば失ふの義あり。之を正當に

保ち、正當に行ふを受用と名く。譬へば鳥魚の生れ得て翼ある者は、其の翼を受用し、尾鰭ある者は、其の尾鰭を受用して、生を遂げ命を保つが如し。當に知るべし、徳は得なり、我れ之を得て受用する所の名なり。大體を擧げて云へば、生れて之を得、死と共に棄つ、是れ徳は得るの謂ひなり。十八分義釋に、我者心身之主也とあり、此の主心、即ち萬法を受用す。故に萬法と侶たらず、萬法を我が物として、之を選択取捨す。之を義と云ふ。義は宜也、事の宜きを取り用ふるの言なり。孔子中庸を擇ぶの言も、此事を云ふなり。此の義や、至大至正、明々白々なれど、篤學の者に非ざれば、會得し難し。其の會得の出来にくき所が、徳の成就せぬ事となる。一分なりとも了得會得しつゝあれば、所謂徳を積むなり。行の由る所之を道といふ。心の由る所之を術といふ。世間通途の人は、我相を執する事深きが爲めに、生得の徳を失ふ。貪る、瞋る、怨む、妬む、是れ悉く我相を執り、我欲に順ずるが爲めに、此の失徳あり。是れ皆其の心に飽き足らざる所ありて、却て心術を失ふなり。

第二十三段

第二十四段

第二十五段

第二十六段

正しく受用する、之を正徳と云ふ。
 孔子曰く、爲政以徳譬如北辰居其所而衆星共之と。是れ王者の徳を云ふなり、王者は、國土人民を得て、之を徳とす。猶人の身體ありて、之を得とし、之を受用し、之を養ふが如し。而して舜禹の天下を保て、與からざるが如きは、徳の至りなり。心を理め、身を修め、家を齊ふる趣きも、之と異なることなし。
 所問の兼併衆利の一句は、只實際の有様を言ふのみ。所謂富貴を爲す、其物の形なり、姿なり、必ずしも是非の論に涉らず。されど人苟も群居生を遂ぐる以上は、相助けて事に従ひ、物に資りて自ら養ひ、人を養ふを通義とす。何となれば、人が人に取りて、相生養するの道なく。必ずや人類以外の物に取りて、相生養すべければなり。是故に富貴なるものは、假令ひ勤儉の餘徳餘福なりと言へど。其衣食住に供する所は、必ず數十人の勞を積み、力を兼ねたるものなる以上は、衆利を兼併して、獨りみづから奉じ、以て安然たるべき所謂れなし。況や富貴者は、實際に於て、人間社會の主なり。貧賤者は従なり。主たるものには、主の徳あるべし。故に士君子を以てみづから任ずるを本分とす。且つ夫れ富貴なるものは、獨り

富貴なる能はず、必ず貧賤の力を得て、以て富貴の位を得。是故に衆利を兼併し、衆庶を兼愛し、之を受用し、以て福德を全うすべし。富者は、貧を兼ねて之を愛育し、貴者は、賤を兼て之を愛護す。みづから儉徳を修めて、貧賤を兼愛する、是れ富貴者の徳行なり。即ち士君子たる者の徳行なり。此の徳行なければ、世の所謂傲奢放逸の民なり。若し夫れ富貴にして儉徳なく、貨殖これ事とし、兼併これ事とし、みづから奉ずるいよく、厚ければ、工商たる正業も、漸々其の正業を失ひ。工は貧賤を役して富貴に供し、商は貧賤に取りて富貴に輸するを以て、文明開化の有様となすに至る。其の弊たる上たるもの、下の利を兼併し、人類の福を集めて、己が貪欲を満すに過ぎず。斯の如きは、殆ど人の類を滅するの道なり。兎にも角にも、人の上位にある者は、道理を憶念して、人の人たる道徳に歸すべきなり。第三則、誠者天之道也、誠之者人之道也。此の句を理會するには、天と人との差別を、分明に辨別すべし。天とは、人の造作にあらずして、物あり則あるを云ふ。人とは、其の物に對し、其の則を會得して、之を取捨存廢する自我を云ふ。今其の一端をいへば、人の生るゝは天なり。男女と生るゝも天なり、父子兄弟あるも天な

第二十七段

り、眼耳鼻舌あるも天なり。是等悉く人の造作にあらず、即ち自我の所作より生ぜしものにあらず。自我なるものは、此の天物を受け得て、其の徳を全うするもの。即ち人の道なり。此事は、よくく工夫して、勘辨すべし。人は、只人の所作のみを能くす、一物をも、根元より生出することは出来ぬ。其の所作により、物を助け長ずることは、出来る。又其の所作により、物を亡すことは出来る。喩へば、我が生まるゝは天なり、決して自己の所作にあらず。而して我身を殺し、人を殺すことは、人の所作にて出来る。是故に人は、物を生ずると能はず、却て物を害ひ亡すとは出来る。誠に畏るべきは、此事なり、慎むべきは、此事なり。人の徳を論じ、道を講ずるも、此事あるが爲なり。都表もなき高遠廣大な事を詮索するが爲にあらず。故に曰ふ、直に見て直に究めよと。天人の道を直に見て、直に究め去り、明に識得すれば、誠は天の道なりと言ふ言句も、實際に了得することが出来る。見よ人たるを欺かぬ男は、男女は、男女は、女老は、老幼は、幼其の眞實は、目前に顯露して、一分一厘も欺かぬ。大凡そ人の所作にあらざるものは、皆悉く、然として、斯の如く眞實なり。生老病死より、春夏秋冬に至るまで、草木禽獸の類より、地水火風の

無情の類に至るまで、一もみづから欺くものなし、是れ誠に天の道なり。故に曰く、誠は天の道なりと。人の所作を以て、之を紊り之を亡す、之を非道とす。此の天道を助け補ひて、物々其の生を遂げ、其の徳を成す、之を人道と云ふ。故に之を誠にするは人の道なりと。此の一大事を會得せんが爲めに、十八分義の説あり。たとひ子細を盡さずとも、此の大體を會得して、物に應じ事に處する時は、忠恕違道不遠である。

道 德 辯 終

漢 文 體

王法論自序

中子曰。非吾敢引商刻羽。雜以流徵。而不入人耳者。命也。明月之珠。夜光之璧。投暗於途。使人按劍者。是吾過也。吾過也。吾能改之。如其命。吾將如之何。亦唯盡吾誠。盡吾言而已矣。孟軻曰。予豈好辯哉。予不得已也。夫唐虞三代。尚且不免一治一亂。況乎上無堯舜之聖。下無周孔之賢。而其民未嘗被王者之政教。其爲亂也亦極矣。蓋天下之生久矣。古往今來。蟻附乎大塊之表。劫奪剽掠。無不相害。雖有君長。非治國之寶器。雖有法令。非人生之福祉。以暴加暴。以非法制非法耳。則舉天下皆跼蹐之徒也。是故集爲國者爲大盜。散爲人者爲小盜。君民之分別。因其力之強弱。其去虎狼幾何也。故曰。不嗜殺人

者。可以王矣。夫殺人。大惡也。天之所不覆。地之所不載。而其不嗜之者。是固生人之常情。而匹夫匹婦之常事也。焉有可以王者哉。是亦不得已之言也。書曰。恃德者昌。恃力者亡。今也不恃力。而爲君者。其有幾。不恃力。而爲國者。其有幾。蓋恃力者。欲害人者也。欲害人者。嗜殺人者也。吾竊悲孟軻之意。而哀古今人類之大厄也。噫。

王法論序

得菴居士著王法論一卷十章。一章名分謂。聖人之心。天地之心。王者之命。萬物之命。物其物而治之。法其法而教之。使斯民盡性得理。其方唯在正名。不得不責君民立德脩道。二章法原謂。人有倫理。所以相利不相害。揭之文。即國律。故治國必本自他共濟之義。由利用厚生之道。反此則不得爲君爲法。志士殺身不辭。唯非其人。而徒逞私憤者。必致世害。三章國本謂。善善惡惡。以致至誠。親親尊尊。以率

性情。是爲君民正德。正德則致中和。其要在誠意正心。若夫朋黨害國。須明道德。審治亂以去之。四章主義謂。自主者。德福之所以寓。自由者。行義之所以寄。身。自主爲體。即盡性之本。萬法生於此。自由爲用。即守分之實。大道出乎此。五章性法謂。一切人事。生於一心之感覺。而成於彼我之相形。曰緣起。曰所得。曰關係。曰爲人。皆人之性。而法之所本。要在去禍害。致福利。福利起於共濟。以爲公益。故言國憲。必要自任共同二者。並行不相悖。六章政本謂。法憲爲政之本。而其立法正宗。在脩利去害。使人安其性情。國憲條理。在利害相保。本共濟之理。以立之。建國體裁。在立法置官。官有立法執法行法三職。共奉一君。以保國安。七章事理謂。天下之利害。與其是非。卽事理所在。故爲政必從民心。而立大法。聽公論而行大權。其要莫如使舉國人選舉立法官。八章大權謂。上下一致。以保安寧。卽是大權。其責在

國君宜察利害得失。使民之福利各得其平。其輕重必同于民心。取舍必適於事理。然後大權得其正。若夫有司奸臣所爲。每每反此。所以危亡立至。不足爲權。九章爲政。謂絜矩天下。以身爲度。在宥萬民。以物爲則。好惡與民同之。無有一私。而天下服其大德。十章辨難。謂民望所歸。王者所居。人情所適。王道所存。聖人從民望。本人情。以立法憲。法憲之從。而天下無亂民。是謂君民同德。若相臣逞威爲政。則是亂賊之端。君民所宜除去。總之行文典麗雄渾。而義理公明正大。眞王者之大法。經國之至論也。居士長門人。弱冠報國。年未三十。而拜將帥。其功業載于史策。與人傳誦。是不必贅言也。余自辱居士相知。七年於茲。屢上其堂。清談終日。飲酒從容。有坐春風中之想。不復知人間有榮枯得喪之事。抑居士豈遺世者哉。深抱憂世之慨。而惡言行不相符。未嘗容易自其口出爾。及著此編。使余評之。居士知己。

何問貴賤。字評句論。不敢呈一諛辭。至吾心所安而止。居士或然或否。余常爭之弗置也。居士遂於佛理。高明磊落。尚友千古。韜略餘暇。作爲文章。而其所造詣如此。獨恐世之讀此書者。徒賞其識見超邁。而不察其切中時事。或苦其立言與突難通。而不深講其理。故表章大意。以諗來者。嗚呼。居士大有爲之才。未能試其十之一。乃作此書。欲以振一世。蓋亦能仁氏濟度衆生之志。而其經綸之術。則皆淵源于孔孟。百世竢其人而不疑者也。雖然。居士年未強仕。膂力方剛。豈謂世莫我知。而托諸空言者哉。

明治十六年七月下浣

阿波 岡本監輔撰

定校 王法論

名分第一

正直曰天地平
萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八
等萬物一體八

天地平等萬物一體。未嘗有高卑物我之分也。惟人生於其間。仰以爲天。俯以爲地。見以爲色。聞以爲聲。乃命之曰。有情也。非情也。禽獸也。蟲魚也。草木也。金玉瓦礫也。如此。則舉大海之水。而滴滴可名。是豈天地萬物之實相哉。故曰。無名天地之始。有名萬物之母。夫天之爲天。不必高遠。地之爲地。不必廣厚。物之爲物。不必自他。蓋自他者。生於我愛。高遠廣厚者。生於我見。故心無愛。則一身亦天地也。身無識。則眼耳亦萬物也。譬如人去毛髮而視之。無愛無識。與塵土不異。乃知愛之所及。萬物亦眼耳也。識之所至。天地亦一身也。夫惟一身。故不爭。夫惟眼耳。故不害。不害不爭者。是吾平等法身也。仁者見之。謂之仁。智者見之。謂之智。王者見之。謂之法。由是言之。名者彼我相爭之源。而分者自他相害之端也。然而聖人以之教人。王者以之治民。何也。孔子曰。繪事後素。蓋亦有所以然者焉。嘗試言之。夫聖人之心。天地之心也。王者之命。萬物之命也。物其物而治之。法其法而教之。非所謂戕賊人以爲仁義也。故曰。天工人其代之。蓋自其心而觀之。名者天地之文章也。自

地之文章分者
道德之符節二
道未之經前人

其命而言之。分者道德之符節也。故有情無種。而形相以立其名。心行以表其因果。得失無形。而禍福以明其道。苦樂以示其應報。人生無類。而因緣以定其分。倫理以正其始終。其教之不一。要使斯民盡其性。得其情而已。夫因果以表其業相。故人正其心。矣苦樂以示其應報。故人脩其行矣。倫理以正其始終。故人安其身矣。安身者。仁之謂也。脩行者。義之謂也。正心者。禮之謂也。是故聖人。不生。大道不行。王者不興。名分不明。人事紛亂。莫所適從。或折寶衡以託術。數者爲之。君。或剖寶斗以長詭譎者爲之。民。人人權其權。家家度其度。不唯相爭相害。將以滅其天常矣。然則爲之如何。曰。亦唯正名而已。夫名不正則義不明。義之不明。是所以聖人之不生。王者之不興也。何以言之。均是人也。豈有君民之別。尊卑之等。以異其名分哉。其所以異之者。無他。爲立其德耳。爲脩其道耳。德不立。則君非君。而民非民也。道不脩。則父不父。而子不子也。吾故曰。名者。天地之文章也。分者。道德之符節也。聖人由之以生焉。王者由之以興焉。是故。立言不朽者。必正名以明其分。百世俟聖人而可傳焉。若夫弄文墨以陳是非。訐以爲知者。何足道哉。夫是非相爭者。章句之師也。訐以要功者。法術之士也。彼以之教壞斯民。此以之殘害斯民。殘害以爲功者。亡國之道也。教壞以爲化者。傷性之法也。是故。聖人不與章句之師。王者不用法術之士。孟軻曰

中洲曰文墨數
句吾輩頂門一
針

仲尼之徒無道桓文之事者。是以後世無傳焉。無以則王乎。嗟夫。無以則王乎。

中村正直曰。名分之大小輕重。尊卑上下。各視其道德之大小輕重。尊卑上下。所以稱孔子曰。素王。指殷紂曰。一夫。乃王法之存乎人心者也。

又云。欲言名分。先從平等一體立論。文極奇變。而理却平實。所以可貴。

南摩綱紀曰。自大處著議論。句句皆拔本極源之言。非深其理者。不能言也。

藤澤南岳曰。文勢層疊。一層高於一層。似登五層大塔。名分二字。是骨子。末段拈殘。害教壞字面。何等神算。

有井範曰。起得詭譎。使人驚心動魄。而其終歸乎正。所謂其始也濫耳。

長茨曰。自無名說名分。論天地之必不可無名分。王道之必由名分。末又及刑名之學。非聖人之名分。一結醒出王字。歸著本意。文勢如江河之水。沛然蕩然而必盈。料而進。議論自空入實。自無入有。自奇入正。如名將行兵。變動不測。

法原第二

有人必有則。有國必有法。則者。君民之威儀。而法者。律令之正典也。蓋君民有分。以正其威儀。律令有文。以明其正典。是皆非偶然也。有人於此。同類相集。同氣相求。據一地以相

正直曰。借喻
以補正意
發極透

生養。此之謂國。而國人皆欲享其幸福。則必不得不由和利不相害之理。此之謂倫理。倫理已明。則揭之於文。以定國家大法。以保此民幸福。此之謂法憲。今夫衆人乘一船。一船之安危。即衆人之安危。而無一人不同其利害者矣。故航海者。必先明利害之所存。審安危之所係。以立之規約。船主不驕。舟子不怠。各自服其勞。緩急相援。猶手臂之捍頭目也。國家之事。亦猶是其所本者。自他共濟之義也。其所由者。利用厚生之道也。有法以明其義。有人以行其道。人之與法相待。而國家之治。可得而言矣。君為能法。民為所法。所法者。體也。能法者。用也。用有得失。故政有善惡。體有苦樂。故國有治亂。而惡與亂。非吾所謂君民之威儀也。律令立規約。以保福利。除禍害。禍害不除。福利不保。非吾所謂律令之正典也。是故不犯其法。不能安其身。不去其人。不能保其命。是人非其人。法非其法。而與吾所謂法憲之大本相反矣。凡吾所謂法憲之大本。明君民之威儀。律令之正典。令人各得其幸福也。夫事不獨立。故寄之法。道不獨行。故托之人。是故。治國必有其法。而後有其人也。必有其職。而後有其權也。其所以有人者。何也。民人許之也。其所以有權者。何也。民人托之也。蓋民人所許者。自他共濟之法也。民人所托者。利用厚生之道也。崑崙不能自高。而其所以高者。土壤為之也。河海不能自深。而其所以深者。細流為之也。國君不能自貴。而

南岳曰。絕奇

中洲曰論五
弊之句法似
韓非

其所以貴者。民人愛之也。夫民人之所以愛其君者。豈特私其君哉。亦自愛其性命。自望其幸福也。是故。治國之道。無他。君民之威儀能致其誠。則律令明文可以致一國之安寧也。若夫為君者。獨利其身。而不顧其下。為民者。獨營其私。而不奉其上。則所謂上下交征利也。征利以虐其下。謂之殘。征利以戾其上。謂之賊。如是則君之與民。怨讐也。律之與令。器凶也。故人為律令。害生命。則必排其非法。一死以正法典。古人不言乎。志士仁人。殺身以成仁。雖然。非其人。而逞私憤。其不害世道人心者。幾希。蓋論法宜去五弊。何謂五弊。營私利而不圖公益。一也。爭權妬功。而誹毀公五之法。二也。偷位擅權。而不顧斯民利害。三也。以易言之。理毀難行之事。以易壞之道。害難修之法。四也。無學無識。而妄論法憲之當否。無位無職。而輒爭律令之是非。五也。此五弊者。天下之大患。而國家之蠹賊也。

中村正直曰。此篇論法者。所以全人性命。保國幸福。正大明白。有目共見。有耳共聞。藤澤南岳曰。真個公法。末以五弊括之。大妙。

有井範曰。結末論五弊處。確實不可易一字。三嶋先生評。為句法似韓非。洵然。

國本第三

不中必失。不和必亂。是故中和者。國本也。而得中者在。致至誠。得和者在。率性情。何謂致

正直曰學庸老

佛打成一片
以下。視大眼界
分不。齊致始
蠟蟻也

英曰。中福以下
論。皆。道。上。直
云。君。法。之。用。民
法。之。體。此。云。君
節。論。益。深。理。益
廣

南岳曰。文勢雄
中洲曰。確喻

至誠曰。善善而惡惡也。何謂率性情。曰。親親而尊尊也。由是以生。故三親共其心。由是以死。故九族同其意。三親共其心。九族同其意。則天下自治。是知三親九族之心。即為天下之法矣。夫法之存。非獨自存。必由其人而存。國之治。非獨自治。必由其法而治。古曰。致中和。天地位焉。萬物育焉。夫唯致之。故君位其上。而執其中。民位其下。而保其和。是之謂君民正德。蓋尊嚴不飾。而民望自歸。是君之正德也。威權不張。而仁義常存。是君之正德也。尊忠良。而懲貪賤。是君之正德也。致身捨命。以為社稷之犧牲。是君之正德也。孝養父母。愛敬長幼。是民之正德也。勤其業。齊其家。以保子孫。是民之正德也。窮困相援。苦厄相救。而行衆善。是民之正德也。言行無所畏。而不墮非法。是民之正德也。夫君民者。一國之法體。而律令者。人為之末節也。故律以禁其惡。不如自規其行。以塞禍也。令以立其行。不如自求其道。以保福也。孔子曰。道之以政。齊之以刑。民免而無耻。道之以德。齊之以禮。有耻且格。夫唯以德以禮。故無令而民物和樂矣。無律而人法中誠矣。由是言之。律令之繁嚴。非國之幸也。譬如大道坦坦。人必由之。行焉非有令也。止焉非有律也。而其所以有律令者。是特歧路之標榜。而虎狼之防關耳。何謂虎狼。曰。非人是也。何談歧路。曰。非法是也。非人之制。謂之律。非法之禁。謂之令。故律令有文。王道之弊也。君民有權。人情之失也。奈之

矣曰今則不然以下道言極論不絕口而出憤極極

何其可爲國本哉。傳曰古之欲明明德於天下者。先治其國。欲治其國者。先齊其家。欲齊其家者。先修其身。欲修其身者。先正其心。欲正其心者。先誠其意。然則所謂國本者。亦唯正心誠意而已。君以是爲君。民以是爲民。則欲國之不治。不可得也。今則不然。同利爲朋。同欲爲黨。朋黨比周。紊其言行。捨其道德。徒論君民之權利。律令之當否。以爲治國經世之要道。其不誤邦家。蓋亦幸矣。夫人心如面。好惡不同。各自是其所是。非其所非。則是非紛然。無所歸宿矣。况挾名利之心。彼此軋轢。雄辨利口。以濟其私乎。右論左說。器器擾擾。猶見啻之嘯集。而主義之不同。三親失其和。意見之不合。九族如仇讐。其極也。舉一國爲爭論之府。一世爲搏噬之場。如是而欲保天下之安寧。致國家之福祥。難哉。然則如何而可。曰塞朋黨之害而已。塞之如何。曰究其由而去之而已。今夫有藉權力而作威福者。是朋黨之由也。有藉閹閹而作威福者。是朋黨之由也。有藉權勢而作威福者。是朋黨之由也。有藉名聞而作威福者。是朋黨之由也。何謂藉權力。曰擁兵力以紊天下之法憲是也。何謂藉閹閹。曰生而倨傲。尊大自居。視百姓如奴隸。忌忠良如仇敵。以阻天下之公論是也。何謂藉權勢。曰先進援後進。後進推先進。相共比周。以固祿位。以專一國之政柄是也。何謂藉名聞。曰非義相容。甘言待人。散財沽恩。博取世間名望。聲援相依。以儉一國之大

中洲曰末段論朋黨諸由一六切中時弊讀者宜默識心通

權是也。然則孰能去之。曰人人明道德之大本。審治亂之條貫。而後可以去之矣。

中村正直曰。人心中和而無偏倚。君民公正而無朋黨。非人人明道德之大本。不得也。此拔本塞源之論。

藤澤南岳曰。人和實國家大本。而名利所在。結爲朋黨者。必壞其邦。和同之辨。君子慎之。

長茨曰。以管韓之文行賈董之議。文氣鬱屈。論旨剴切。於十篇中尤爲精彩。

主義第四

主義者何也。分別之宗。而是非之統也。身心之主。而世間之義也。夫身心無主。則死。世間無義。則亂。是非無統。則暴。分別無宗。則邪。故死之所以自生。亂之所以自治。邪之與暴。所以自覺。是吾所謂主義也。何爲主義。曰自主以爲主。自由以爲義。是乃生人究竟之主義也。諸法由乎己以生。故謂自由。諸法主乎己以存。故謂自主。是故自主者。身心之主。而彼我之性法也。自由者。世間之義。而自他之常情也。分別有宗。故行爲合於法。是非有統。故言論協於道。協於道。故自他俱利。合於法。故彼我同福。則知自主以爲法。自由以爲道。是盡性守分之大本也。吾能盡我性。而不管他人得失。謂之權利。吾能守我分。而不顧他人

正直曰論自由之所以爲道德律法之源一明快絕倫

矣曰不特他人得失一旬似有語病

正直引詩
絕妙波瀾

是非謂之義務。義者宜也。務者行也。權者德也。利者福也。其德其福。可以寓我心。其宜其行。可以寄我身。豈唯汲汲求諸法。區區報諸國而已哉。且夫性者天也。天者唯心自主之義也。分者命也。命者諸法自由之義也。諸法自由。故惡可去。而善可修也。善可除。而利可興也。唯心自主。故生可保。而死可救也。苦可拔。而樂可求也。詩云。就其深矣。方之舟之。就其淺矣。泳之游之。此之謂也。是故。吾所謂自主者。父不得奪諸子。自由者。子不得與諸父。與之則子非子。奪之則父非父。然則性終不可枉。而分終不可亂歟。何其相守之至嚴。相待之至詳也。夫至嚴不相容。道之病也。至詳不相和。義之過也。是故。主義之弊。將滅至親。害人情。是殘已。非吾所謂性也。是暴已。非吾所謂分也。凡吾所謂性者。生之謂也。生人以生為性。故分者亦可以為生人之分也。是故性之所存。六親保之。分之所在。七情和之。故滅親者。非道也。害情者。非人也。設使父而奪諸子。是非害子。自害其性也。子而與諸父。是非殺父。自殺其分也。何也。凡人之在世。苦樂自業也。善惡自作也。禍福自得也。利害自致也。父不得奪諸子矣。子不得與諸父矣。故自主以立身行道。自由以利用厚生者。所謂盡性守分之大本也。古人云。以之為己。則順而祥。以之為人。則愛而公。以之為心。則和而平。以之為天下國家。無所處而不當者。是己。父子由是以為父子。夫婦由是以為夫婦。君民

南岳曰。維
有精彩

長炎曰。自主
由以之為身
心法則有餘
以之為世間
法則有不
是之。不
字之用。而
故也。此
山之綱。以
法。括之。論
極。實。亦
零。實。亦
蓋。實。亦
南岳曰。揭
建。此。之
誘。此。之

由是以為君民。反是。則非天倫也。其生也亦唯由。是其逝也亦唯由。是富貴貧賤。亦唯由。是是故。自主為主。而道德興焉。自由為義。而人事生焉。分別有宗。而正邪明。是非有統。而曲直判。世間有義。而人情和。心身有主。而仁義存。故主義者。所以立志也。所以行道也。其立也。自主。其行也。自由。故自主者。萬法之本。而自由者。大道之門也。有門而出。故有始有終。有本而生。故有先有後。傳曰。物有本末。事有終始。知所先後。則近道矣。其是之謂乎。

三嶋中洲曰。一氣呵成。議論渾雄。無一懈句。可指摘。優前數篇幾等。自非明自主自由之理。惡能至此哉。

有井範曰。議論疊出。如天花亂墜。令人不能正視焉。此種妙解。恐自維摩經來。而維摩居士用諸虛。得庵居士用諸實。

性法第五

法者。吾心苦樂之相也。苦。吾能去之。樂。吾能求之。其於愛憎好惡。亦然。要之。一切人事。皆生於一心之感覺。而成於彼我之相形也。今畧說之。一曰。緣起法。二曰。所得法。三曰。關係法。四曰。為人法。何謂緣起法。曰。有父子。則有慈悲焉。有口腹。則有飢渴焉。有肌膚。則有寒熱焉。有身體。則有疲勞疾病焉。有心思。則有憂愁煩惱迷惑焉。故孝養父母。愛育兒孫。是

中洲曰一除明
瞭思夫思婦亦
能知性法矣

乃一家三親之法。而所謂天倫者也。調理飲食。製作衣服。是乃衛生保命之法。而所謂威儀者也。有疲勞疾病。則服醫藥。憂愁煩惱。迷感。則求智識。是乃按苦為樂之法。而所謂解脫者也。何謂所得法。曰。言語以通情意。行為以致福德。故飲食衣服。器用宮室。文學工藝。以至一切生計。吾能為之。則可以保天祿矣。吾能求之。則可以供吾用矣。誰能奪吾所得者乎。何謂關係法。曰。是有三焉。自主也。制他也。分業也。自主者。吾自輕重事物。取捨行為。而他人不關也。制他者。制他人之非法。以防危難。除損害也。分業者。有餘不足。交相救濟。而需用有法。供給有道。主從有分。使役有度也。何謂為人法。曰。橫目豎鼻。未必名之曰人。何者。人而飲食無節。衣服無制。言語無法。應對無禮。則其異於夷狄禽獸者幾希。故人之所以為人者。飲食有節也。衣服有制也。言語有法也。應對有禮也。夫國有風俗。人有習慣。就其習慣風俗。而修其文。去其野。焉。文者。性之正也。野者。情之失也。故其文其野。人事之得失。而心身之治亂也。豈惟心身之治亂。即一國治亂之所繫也。故曰。法者。吾心之愛憎。而苦樂之相也。其顯也。為人倫。其行也。為國法。譬猶作宮室。本無一定法。特為其患風雨霜雪寒暑耳。為堂為室。為廚為廁。為門庭。是皆取則乎吾性情之所適焉。人之行為亦然。雖萬端也。要在去禍害而致福德。蓋禍害者。生於相害。而福德者。起於共濟也。今有人焉。

南岳曰探縱
得用兵一伍而
隊之而陣什伍
未之有也

携老幼婦女。裝貨物珍寶。以過危險之地。其過必有其法。其行必有其道。道者。自他同其利。是也。法者。共濟得其宜。是也。共濟得其宜。故曰。法。否則非法。自他同其利。故曰。道。否則非道。若有一人焉。離群棄眾。挺身獨走。不敢顧老幼婦女。貨物珍寶。則必入深林幽谷。而飢餓斃死已不然。必將復來。而偷吾貨。害吾徒也。是無他。捨人情而無法。守孤獨而無道。故也。其唯強弱不爭。智愚不欺。老幼婦女。安於其道。貨物珍寶。托乎其法。則庶幾其可矣。國家之事。亦如此。請言其要。一曰。自任。二曰。共同。自任有三。家政也。修身也。交誼也。何謂家政。曰。安父母也。養妻子也。守家法也。勸職業也。保財產也。何謂修身。曰。正威儀也。習禮節也。學文藝也。修佛道也。何謂交誼。曰。敬長愛幼也。交友有信也。親隣里鄉黨也。共同有三。國憲也。君民也。律令也。何謂國憲。曰。一國民人同害者。戒諸未然。同利者。期諸將來。以立治國之大權也。何謂君民。曰。維持大權。遵守大法。以當治國之大任也。何謂律令。曰。禁非法。罰過惡。與國利。除民害也。夫律令者。一國之法用。而君民者。一國之法體也。其總攝體用。而申明人法之繩墨者。所謂國憲也。是乃一國之大本也。

三嶋中洲曰。拔本塞源之論。方今議國憲者。宜寫一通。朝夕誦讀。以立其根本。
藤澤南岳曰。括萬理以歸之乎。自任共同二者。又極立其目。離合之間。盡其妙用。

長矣曰前段
說性法二末段
謂其法法中
間故三論以
醒上下之意
文法極妙

中村正直曰。世間人事。出於緣起。所得關係。爲人四者。而國家之事理。統於自任。其
同二者。眉目井然。有條不紊。

政本第六

人必有威儀。家必有例規。所以托性情。格非法也。國之於法道亦然。奸邪兇暴。法之。飢寒
窮困。禦之。蓋聰明爲君。以盡其道。恭敬爲民。以修其法。故君民之言行視聽。即一國之法
道也。雖然。有民而不恭敬者。故不得不詳諸法焉。有君而不聰明者。故不得不明諸道焉。
其明之也不傷爲君之天。受其詳之也不害爲民之天賦。故法憲者。君民之正經。而一國
之政本也。今分大綱爲三。曰立法。正宗。曰國憲條理。曰建國體裁。何謂立法。正宗。人之在
世。自有異同之分。其異者。非徒異也。就其性之同而異其事耳。譬之水。就下而流。是水之
同也。異其方而流。是水之異也。自其異言之。則有可右者。有可左者。有不可左右者焉。是
以治水。必隨其易治而治。不就其難治而治。蓋鯨禹之能否。不在水之難易。而特在治之
順逆耳。故曰禹之行水也。行其所無事也。如智者亦行其所無事。則智亦大矣。國家之治
法。亦猶此。其同者。人之性情也。其異者。人之生計也。就其同者。異其利害。故法憲詳之。使
人均安其性情也。若使斯民在一法之下。而受其害。是鯨之所以殛死。固非托民命之道。

矣曰當其異
有同之用一

也是故。王者爲政。不得不同者。必同之。不得不同者。必異之。唯利之修。唯害之去。是則治
國之法要。而立法之正宗也。若夫欲任意獨斷。以利天下。其不害民物者鮮矣。是古今法
家之通病也。不可不察焉。何謂國憲條理。其解有二。一則顯示治國之大本。使一國民人。
明識國家大體。即如建國位置。郡縣分界。國民分際。立君法度。政體結構。國君特權。國民
權利。是也。一則顯示爲政之基礎。使一國民人。明識治國法要。即如身命保護。軍役程度。
賦稅法度。犯罪逮捕。立法官組織。執法官特權。貨幣幣位。及權衡度量之制。是也。凡此數
者。其主旨不一。而莫不本自他共濟之法理。故以人人同利害之心。考定其得失。論明其
當否。則可以爲國家不朽之基礎也。何謂建國體裁。立法定權。置官分職。是也。法有二義。
曰治法。曰性法。性法者。謂民物之通義也。治法者。謂國家之常典也。其說姑舍之。官有三
職。曰立法。曰執法。曰行法。立法官。掌論定律令。律有五要。禁殺傷盜竊。非道破法。
五者。是也。所謂殺傷者。殺傷人也。盜竊者。奪貨財也。奸譎者。欺誣害人也。非道者。紊亂倫
理也。破法者。乖戾法令也。令有數項。即如民物令。職務令。徵兵令。租稅令。聽訟令。禁令。命
令。是也。民物令者。民物關係之法也。職務令者。百官任務之制也。徵兵令者。兵役程度之
則也。租稅令者。租稅賦課之度也。聽訟令者。訴訟秩序之規也。禁令命令者。隨時制宜也。

矣曰當其同
有異之用一
中洲曰近取
比而立法萬
世不朽

吳曰同即是異
異即是同

執法官掌執持法憲審判非法審判有二義一者糾彈非法而按律定罪也一者聽獄察情照令徵證以辨理民事也行法官掌從法施行以理一國治務治務有數項即如財政民政學政軍政及外交是也凡是三官各異其任共奉一君以盡忠誠是臣民之分耳故官者君民相謀以理國事之衙門也法者君民相警以保國安之成憲也嗚乎達此說者庶幾矣

中村正直曰文如五星廿八宿燦爛輝煌相為經緯能事畢矣

有井範曰議論確實似陸贄文章謹嚴似韓非

三嶋中洲曰有綱有目自中又有綱目層層說去無盡猶繭吐絲縷縷無窮非胸中具大經濟者則不能

事理第七

凡政之難非其行之之難又非其任之之難也特在知斯民之心而應天下之事理之難耳夫人莫不自主矣而立大權於其中以服天下之人心是豈無所由乎夫人莫不自由矣而行大法於其間以制天下之人事亦豈無所由乎蓋斯民之心則國家之大法而天下之事理則為政之大權也事理有二一則天下之利害是也是猶人之逢寒暑易衣服

南岳曰權法二
字主屬

中洲曰衆人
所同非即公
理即天理也
若茫茫之間
別有二天理
哉

其欲不從不可得也二則天下之是非是也是猶人之對明鏡判醜媚其欲不服不可得也是故人君在位則必就斯民之是非而後立大權就一國之利害而後行大法是天下之通義也古之人有拜善言者有詢芻蕘者有設諫鼓者有立謗木者有吐哺握髮待士者是其人皆有聖人之才而所以行此迂濶之事者無他惟恐見聞有所未盡思慮有所未及以戾斯民之心以擾天下之事理也嗚呼彼固知為政之本矣獨恨其德如斯而未得其術使天下後世不能法焉然則今之為計者何為而可曰莫如使一國民人撰天下之賢者以為立法議官必先公告於天下曰吾受天命保四海萬機宜決於公論汝衆庶推賢進能以輔吾志如此則嚴穴之士莫不抃踊躍來於闕下以陳利害者尙何用拜善言詢芻蕘設諫鼓哉夫立法者建國之大事而治國之大本也斯民之所依而萬機之所決也可以利天下可以害天下是誠國君之大任而人事之至難者也聖人在位猶且慎之汲汲若不及故吾切謂使一國民人撰天下之賢者以為立法議官庶幾國家之福祥可得而致也古曰天視自我民視天聽自我民聽以余觀之君視自我民視君聽自我民聽則王道斯成矣且夫進賢推能以佐其政輔理補化以護國家是即國民當然之義務而所以忠君報國之職分也孰得而辭之或曰方今天下人文猶屬草昧率皆以國之

正直曰天人一
理也然以二
字換之則字
頓覺創新
矣曰余嘗云
為政而得民
心不如下以
尤善也亦與
此篇同意
南岳曰至論

中洲曰老婆心
可用諸大人一

南岳曰既說
其利又厚其
害使諸者自
願自擇佳甚

中洲曰其然豈
其然乎

治亂政之得失。措諸度外。不敢加喜戚於其心。則曰天下自有其人矣。非吾所知也。及其蒙禍受害。一家離散。九族飢渴。猶曰命也。遂斃乎亂臣賊子之鋒鏑。而不覺悟者。滔滔皆是也。縱使斯民任參政之職。不能推賢進能。輔翼君德。必也右盼左顧。依違雷同。動輒為奸猾之所誤。而其稱賢達者。亦不過以術結人心。竊名聞。納私議。謀利達其害。世亂政之弊。可勝言哉。有游說者。有諛誣者。有詆誣者。有飛書者。植黨相攻。同朋相援。其究至外。天下國家。而利害不顧。得失不問。人事紛亂。猶群盜之爭。趙璧。兇賊之弄。莫邪。如此而猶為應天下之事理。是亦迂濶之論已。曰。若果有然者。是則一國人民自亡其國也。雖聖人在位。其如之何乎。

三嶋中洲曰。天下國家。公器也。而君相視為私器。自樹黨與守之。於是下民亦倣之。各結朋黨。以自守。遂至上下軋轢。釀土崩瓦解之亂。其本君相私心自招也。此篇結尾答或朋黨之說曰。是則一國人民自亡其國也。卒讀似詭論。反覆玩味。自有至理焉。君相苟任人民自亡其國。則又不得不任人民自興其國。是君相與人民共一國興亡也。是大公無私之心也。苟有此心。雖欲天下國家之亡滅得乎。

大權第八

南岳曰文勢
如轉丸

中洲曰水火
可以生人
可以殺人

中洲曰孟軻曰
樂以天下愛
以天下。然而
不至者。未之
有也

吳曰山窮水盡
別開一境

上之為君。下之為民。上下一致。君民相托。以致一國之安寧。是之謂政權。其說有五。曰。立法。曰。審判。曰。命令。曰。任官。曰。用兵。立法權者。出於君民之然諾。審判權者。由於律令之成典。命令及任官二權。則為國君之特權。至若用兵之權。為凶權。不論而可。要之總攝政權。使一國民人服從不違者。其責實在國君。故國君者。護持大權之重任也。施行大法之大官也。天下莫加焉。所謂一國以一人興。以一人亡者矣。抑權者權也。所以輕重人事也。誠宜計較利害。商量得失。使斯民之福利。各得其平。孟軻曰。權而後知輕重。度而後知長短。物皆然。心為甚。且夫權之為權。其持之也。至危。譬諸盤水。僅失其平。則覆國家矣。其執之也。至難。譬諸利劍。苟失其用。則殺斯民矣。所謂活人刀。殺人劍。是已。以是活人者。堯舜也。以是殺人者。桀紂也。以是保社稷者。周公也。以是亂天下者。王莽也。是故吉人行之。則同德於堯舜。合道於周公。凶人用之。則增暴於桀紂。加亂於王莽。是存亡之機。興廢之道。不可不察也。夫權之要在信。民無信不立。權之効在利。民非利不生。是故。民利而君從之。民害而君除之。民議而君行之。君令而民則之。蓋君民同利害。而措置國事。是之謂治國之大權也。是故。聖人在位。其輕重必同乎斯民之心。其取舍必適乎天下之事理。是以德澤徧乎當代。福祥垂乎無窮也。暴君則不然。任意縱行。決乎一人之私。故天下國家之亡。可

中洲曰韓非曰
聖人之治豈
於民一而不
殺乎府庫今
則反之心

立而埃也。雖然君有庸暗者而少凶暴者其亂之者必相臣也。其恣之者必有司也。嘗試言之。夫設詭言以誣國民。張威福以問國君者。是奸相亂天下。汚吏弄大權之術也。夫唯誣之。故君猜其民而不肯親善。則一國之是非不達朝廷。天下之忠言反逆上聽。上下雍塞。君民相忌。而奸邪乘之。以竊其政柄矣。夫唯問之。故民畏其吏而不敢忠其上。則求名之士。屈志以依權貴。射利之徒。盡術以藉威勢。鷄鳴狗盜之才。橫行朝野。為之耳目。為之手足。竟至無君無民。而唯吏昏顯乎世。當此時。一朝變起。則土崩瓦解。雖有智者不能救之也。且有甚焉者。何也。曰。托名以害斯民。奪民以為治功者。是也。誣正言以誹謗。害君子以不良。奪民權以至愚。竊君權以至尊。竊焉以為敬。奪焉以為忠。誣焉害焉。皆以為保國安也。奪民產以為理財之功。奪民業以為勸誘之功。加賦課稅以起不急之事業。運土壘石以盡臺省衙門之莊嚴。是皆有同弄權立威。實能競功之弊也。古之人有如此者。李斯趙高是也。其欲不亡得乎。

中村正直曰。此篇論有司政事之弊害。如秦鏡照妖。蓋所謂君權者。直綜民權之會要者也。尚何容有司權者。則於其問乎。

為政第九

中洲曰一言
可三以治邦者
其唯忠恕乎哉
矣忠恕之道
實之古今一
則之五大洲
者無不可之

王者南面而天下歸乎正。聖人拱手而烝民化乎德。譬如日出乎東方。冥暗自退。萬物盡顯其形。是非有異術也。王者挈矩天下。以身為度。聖人在宥天下。以物為則。故不用恩惠。而其德高於一世。不求治術。而其道行乎四方。詩云。自西自東。自南自北。莫思不服。夫民之思服。誰能禦之。臨食則曰。是吾王之惠也。披衣則曰。是吾王之賜也。鈞水讓其磯。耕野不爭其畔。相共語曰。吾王之撫我。何其厚也。賢吾所賢。而學之。惡吾所惡。而去之。歲有凶荒。為發倉廩。有病疫。為施醫藥。內無奸宄之患。外無敵國之懼。甚矣吾王之愛吾愛樂吾樂也。夫如此。則誰能禦之。孔子曰。為政以德。譬如北辰居其所。而眾星共之。此之謂也。曰。德何如則可。曰。所惡於上。毋以使下。所惡於下。毋以事上。蓋聖人列身於民物之數。托生乎天下之治。而一舉一笑。即為天下之法。一喜一怒。即為民物之則。非有異術也。且吾聞之。尊五美。屏四惡。斯可以從政矣。五美者何。曰。惠而不費。勞而不怨。欲而不貪。泰而不驕。威而不猛。四惡者何。曰。不教而殺。謂之虐。不戒視成。謂之暴。慢令致期。謂之賊。猶之與人。也。出納之吝。謂之有司。是知王者之所以為王者。非所謂挾太山以超北海之類也。利。利而與民同之。勞。勞而與民同之。欲。欲而與民同之。其生也非養。其死也非喪。夏葛冬裘。渴飲飢食。其德雖大。帝力于我何有哉。是故王者人之德府也。聖人者人之至親也。其從政

南岳曰原道所
未之能言

者人之大役也。夫無勞無逸謂之大役。無愛無憎謂之至親。無恩無惠而民以為德。是之謂德府。書曰無偏無黨。王道蕩蕩無黨無偏。王道平平無反無側。王道正直會其有極。歸其有極。夫有天下大器也。非好名求功者之所能也。蓋民之情道之以利則相奪。放之以智則相欺。戒之以法令則亂其行。懲之以刑罰則長其惡。加之立威求功之政。是乃小人煎小鮮之害也。譬之治水。苟拂其性則不徒勞無功。將必潰決四出為大害。聖人知其然。故繫矩斯民。以身為度。在宥天下。以物為則。故其身不勞而能有天下。其心無憂而能保斯民。四海之內。皞皞自適。無物不得其所矣。嗚呼。天下之治亂。惟存於從政者之賢否而已矣。若夫舉世趨名利。馳詭智。不務其本而逐其末。不治其道而賊其德。使蒼蒼蒸民。長為釜中之小鮮者。其誰之過也。或有不軌之臣。擾之於上。狡猾之徒。擾之於下。從而禁之。則百方以兔。怒而罪之。則必死以犯。是以法令益嚴。刑罰益刻。吏治苛察日甚。如是而不亡者。未之有也。吾故曰。利者貧富之賊也。智者賢愚之奸也。法令者治道之害也。刑罰者亂賊之援也。小人之所以恃而亂天下者也。治國者可不察哉。

藤澤南岳曰。若讀南華在宥篇。

中村正直曰。真王之治。聖人之德。萬民鼓服。帝力何有。是為王者之極效。當此時。法

純曰名言不
南岳曰起手已
見其神
純曰句法頓挫
中洲曰語論伏

令刑罰反糞土之不若矣。

長茨曰。是篇議論稍肖老莊。文氣却似三蘇。

辨難第十

民望之所歸。王者之所居也。人情之所適。王道之所存也。吾嘗明斯義。以審治國之大本焉。人或曰。君者不必由民望。惟智勝者為王耳。政者不必本人情。惟賢相良吏盡善美耳。王道迂濶。國憲徒法。不足言也。夫君者民君之。然後為君。賢者人賢之。然後為賢。安有失民望。違人心。而獨稱君稱賢者乎。且家有例規。雖其主不肖。尚可以保一國。國有法憲。雖其君不為堯舜。亦可以繫民望。收民心。是故法憲以立君權者。立其德也。法憲以定民權者。定其分也。聖人復生。必不易此道矣。或曰。智者德之勝也。勇者行之勝也。智勇勝天下。而後可以治國矣。今有人焉。雖其勇如孟賁。其智如良平。然非國有法憲。使盡其能。則決非天下之幸也。嘗試論之。古今從政者。大抵襲野蠻之故智。以為政器之秘訣。問其意。則不過恃威力以制天下。是非治斯國。乃壓斯民也。是故智者謀諸內。以立私權。勇者制諸外。以作威福。其力愈加。其威愈熾。而民愈屈。國愈荒矣。彼自稱至治隆盛。越乎三代之日。則是一國民人。吞恨懷冤。籲于旻天之時也。吾故謂其智非智。斯國之奸也。其勇非勇。斯

炎曰語氣痛切
始見太古細玩
自有至理

矣曰苟子之
不欲雖其
之不竊之意

矣曰未段與
大權而同意
一再提出論
之慷慨之餘
不復三言之
也然以文
論之則去爲
可

民之仇也。或又曰：尊王賤霸亂民之口實也。王道之說，後世必有假以作亂者。嗚呼！作此言者，必奸佞亡人國之人也。夫吾不行之，故彼得假之。吾不治之，故彼得亂之。是乃人事之得失，而國家治亂之大機也。國君曰：吾是天下之主，而治國之法器也。天下之大權，不可弄也。相臣曰：吾是君民之役，而國家之輔佐也。天下之大法，不可亂也。君而不自亂，則天下無亂民矣。相而不自賊，則天下無賊臣矣。若夫不然，猥弄治國大權，以恣生殺與奪乎天下，則是劉項之所以生覬覦也。詩不云乎：其惟有之，是以似之。可不懼哉！可不慎哉！吾嘗竊謂：君而亂國者，不過十之一二。相臣則居八九。何也？蓋君者以天下爲家，故不以政立威。相臣者以官位爲家，故離間君民以爲己利。是奸相之所以常多也。大抵世之從政者，逆輿論以自賢，戾民意以自智。且暮廢格法令，猥要時君，而出入萬危之途。及其民叛國亂，則構巧詞曰：是亂民也，是賊臣也。發兵衆而害不辜，斃民命以爲己功。事平亂定，則不復慮國家後日之禍，是亡秦之覆轍也。如此，則雖無劉項之覬覦，亦足以顛覆國家矣。吾故曰：間疎君民之親，爲怨仇之媒者，亂臣也。非君非民，猥執治國之大權，竊害國家者，賊臣也。除之去之，是君民之義務，而王道之所以存也。

中村正直曰：所謂辨難者，破威力壓制之說也。而其主意歸乎君民同德，設立法憲。

各盡其義務，而存王道。文極明快，令讀者心意爽然。

一有井範曰：起首一篇扼要，言君民相關之事。次申明之中，君相雙提。未則重相臣之離間君民者，不可不除之意。繳二句，回應起首，文整而不板。

藤澤南岳曰：天下之弊，莫大自賢自智。故聖人，不以聰明先人。以此篇畢焉，誠當矣。

總評

中村正直曰：佛經有王賊水火語，謂世上有此四種劫奪毀滅生民之產業，大可恐怖者也。嗚呼！王者所以保民也，乃至乎與賊水火同伍者，無法之使然也。則王可無法哉？王可無法哉？

三嶋中洲曰：其道如儒而非儒，如釋而非釋，如老莊而非老莊，如西洋而非西洋，自是鳥尾子之道。其文如韓而非韓，如柳而非柳，如歐蘇而非歐蘇，自是鳥尾子之文。蓋鳥尾子天資高明，觀道如火，自信不疑，而又無所求乎世，無所媚乎人，極口縱筆，發揮其胸臆，故能爲

一家言如此。然則此書即鳥尾子也。鳥尾子即此書也。余請名此書曰鳥尾子。

長茨曰。天乎上。地乎下。人乎中。人聚爲國。國必有王。王必有法。無法則無國也。無論國之大小明暗。無國無法。但法有是非善惡。故國有治有亂。法爲私是謂亂法。法爲公是謂治法。公者君民同享其利也。同享其利是謂王法。國可以國矣。故法之利害。不可不以究。立法之得失。不可不以論。十篇於法之體用利弊。包古今。兼內外。括東西。縱說橫說。不遺餘力。可謂深于法理者。今日究心於爲政者。其何可忽諸。

定校 王法論終

題正法眼藏

迴欄疊波。相因相緣。起伏盪激。忽而珠玉跳。忽而牛馬馳。忽而山立霧散。千變萬幻。不知窮極。而一脉貫通。未嘗動。未嘗亂。是此篇之文也。譬之萬界諸法。因緣無窮。生滅無盡。紛紜錯綜。不可端倪。而惟一真如貫之。然則鳥尾子之文。即鳥尾子之學。而鳥尾子之學。即鳥尾子之文也。文乎學乎。二而一。一而二。肉眼不能定之。姑據我心所見。題一言。不知斯心真耶。妄耶。實耶。虛耶。鳥尾子幸質焉。

辛卯中秋後三日。時窓前觀音菊盛開。眼界燦然。

中洲居士三島毅拜識

正法眼藏

真如法界

有生者不得不護其生。有死者不得不悲其死。是以一切有情。苦患無間。衆惡由以造焉。

假令墮在大惡沈淪極苦。其於生死二邊。豈有出期哉。無出期焉。將奈之何。衆惡不足以保其生。苦患不足以救其死。我寧放身捨命。蹈破造化之功用耳。說者曰。天有能造主神。所以化育萬類。成就一切也。若然則造化祕藏。令汝住如此苦境。坐如此衆惡也。可謂造化無情。主神無心矣。雖然。天地如此其大也。而位置整然。千古存焉。萬物如此其多也。而發生熾然。瞬時不息焉。是豈偶然哉。佛曰。心生種々法生。心滅種々法滅。其然豈其然乎。其生也已有天地。生於我生前。則不可謂諸法隨己而生。其滅也。猶有萬物存於我滅後。則不可謂諸法隨己而滅。然則如是一切法。何由而生。何由而滅。何由而住。何由而存。是果何因緣乎。願墮情識者。塞於自他。入理路者。窮於賓主。豈不知乎。一切有情非情。本非境界之主。亦非境界之賓。賓主虛位。而境界寂滅。境界寂滅。而真如洞然。仰觀天地大相。俯察萬物實相。其謂之何。名之曰天。天不必獨存。名之曰地。地不必獨位。名之曰神。神不必獨尊。名之曰器。豈其器哉。蓋一切名字言句。本非諸法實際。特差別之妄見耳。何以言之。夫名字可立。言句可說者。非我非彼。非自非他。畢竟皆妄也。譬如盲者摸大象。其所言說者。盡非。盲者不見全象。故生言說。說者不知實相。故立名字。盲者各自說我想。說者各自名我。意名意者。非我非彼。即是意耳。說想者。非自非他。即是想耳。是故

大德滅而邪說熾。聖智生而異論熄。夫大德者不離一切。故不說彼我。聖智者不墮差別。故不語有無。其所以不語有無者。非不觀有無。即真實現前之故也。其所以不說彼我者。非不辨彼我。即諸法平等之故也。當知言說者。生於疑惑。名字者。立乎差別。是皆所妄之彼我。能妄之是非已矣。

真如洞然。法界自現。十方無方。未嘗見所窮。三際無時。未嘗見所極。生者如斯。未嘗添一毫滅者如斯。未嘗減微塵。夫有方焉。可以行。而法界無方。不障我之所行。有際焉。可以住。而法界無時。不妨汝之所住。是故法界者。無量爲量。真如者。無相爲相。無相故不立自他。無量故不成分別。不成分別。故法界平等。不立自他。故一切真如。是其所以法界之中。無人無我。真如之相。無生無滅也。雖然。生者以生涯爲法。故妄立人我。滅者見斷滅爲見。故撥無因果。撥無因果。故福德自失。妄立人我。故衆惡交作。吾謂之一大惡夢。殊不知汝本不生。故法界廓然。汝本不滅。故法界依然。若其滅則法界寂而止。生則法界紛而塞。其不生不滅也。蓋久矣哉。

真者不二也。如者無作也。無物誣其自性。謂之真。無物欺其自業。謂之如。是故一切物我。其真如相者。來焉無來。去焉無去。雖至精也。非汝之所擇。雖至一也。非汝之所量。其